

江津市水防計画

令和7年2月

江津市防災会議

目 次

第1章 総 則.....	1
1. 1 水防計画の目的及び定義.....	1
1. 2 江津市地域防災計画との関係.....	1
1. 3 用語の解説.....	2
第2章 水防組織と責任.....	5
2. 1 島根県下の水防組織.....	5
2. 2 江津市の水防組織.....	6
2. 3 水防関係機関一覧表.....	8
2. 4 水防の責任等.....	10
2. 5 水防訓練等.....	13
第3章 重要水防区域及び危険な箇所.....	15
3. 1 重要水防区域（別表－4）.....	15
3. 2 危険な箇所（別表－5）.....	15
第4章 水防体制.....	21
4. 1 江津市水防本部の体制.....	21
4. 2 水防団の設置.....	22
4. 3 警察署、消防機関、その他関係機関との連絡.....	22
第5章 水防活動.....	23
5. 1 気象状況の連絡.....	23
5. 2 雨量、水位及びカメラ画像の観測と通報及び伝達.....	28
5. 3 洪水予報.....	30
5. 4 水位周知（県管理河川）.....	34
5. 5 水防警報（国土交通省管理河川）.....	37
5. 6 水防警報（県管理河川）.....	39
5. 7 ホットライン.....	42
5. 8 予想される水災の危険の周知等（法 15 の 11）.....	42
5. 9 河川等の巡視.....	42
5. 10 水防機関等の出動と出動後の水防活動.....	43
5. 11 水防協力団体.....	49
5. 12 決壊に際しての措置.....	50
5. 13 避難のための立退.....	51
5. 14 水防資材器具等の整備並びに輸送.....	51
5. 15 記録、報告.....	52
別表－1 雨量観測所.....	55
別表－2 水位観測所.....	56
別表－3 島根県管理河川監視カメラ一覧.....	57
別表－4 重要水防区域.....	58
別表－5 危険な箇所.....	59
別表－6 水門・樋門一覧表.....	66
別表－7 ダム一覧表.....	67
別表－8 ダム機能表.....	67
別表－9 八戸ダム通報系統図.....	68

別表－10	波積ダム通報系統図	69
別表－11	浜原ダム通報系統図	70
別表－12	排水ポンプ車出動に伴う連絡体系図	71
別表－13	水防団編成表	72
別表－14	水防状況記録表	73
別表－15	川増水状況表	75
別表－16	洪水予報表	76
別表－17	水位到達情報発表様式	79
別表－18	水防警報（国管理河川）用紙	85
別表－19	水防警報用紙（1）	86
別表－20	水防警報用紙（2）	87
別表－21	水防警報用紙（3）	88
別表－22	水防警報用紙（4）	89
別表－23	水防警報用紙（5）	90
別表－24	出水様式－2（1）	91
別表－25	出水様式－2（2）	92
別表－26	出水様式－3	93
別表－27	出水様式－4	94
別表－28	水防活動報告様式（1）	95
別表－29	水防活動報告様式（2）	96
別表－30	市有水防倉庫並びに現有資材器具	97
別表－31	水防団船艇数	98
別表－32	排水ポンプ設置箇所及び配備数	98
別表－33	身分証書	99
別表－34	優先通行標識	99
別表－35	公用負担命令権限証	99
別表－36	公用負担命令票	100
図－1	各種水防工法	101
資料－1	過去の出水による水位の記録	115

第1章 総 則

1. 1 水防計画の目的及び定義

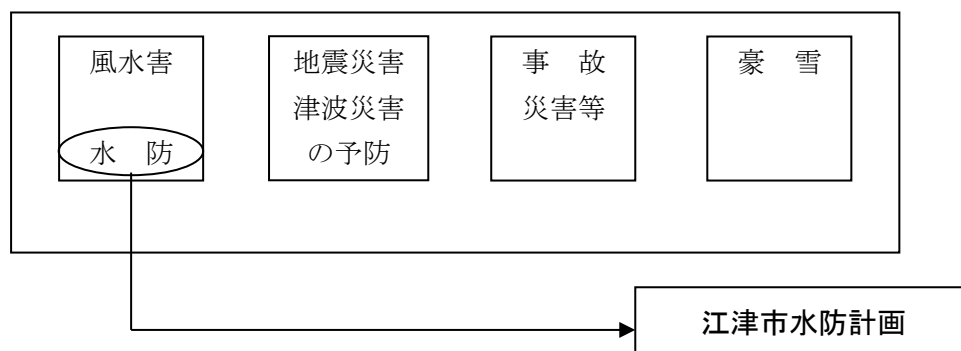
この計画は、水防法第 33 条並びに島根県水防計画に基づき、江津市内の水防業務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって河川、海岸の洪水、雨水出水、津波又は高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

この水防計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更しその要旨を公表するよう努める。

1. 2 江津市地域防災計画との関係

江津市地域防災計画は、風水害予防計画（風水害等対策編 第2編「風水害対策計画」第1章「風水害予防計画」）を定めているが、このうち水防に関する具体的事項については、本計画において定めるものと規定されている。また、津波災害の予防についても江津市地域防災計画によるほか本計画による。

江津市地域防災計画

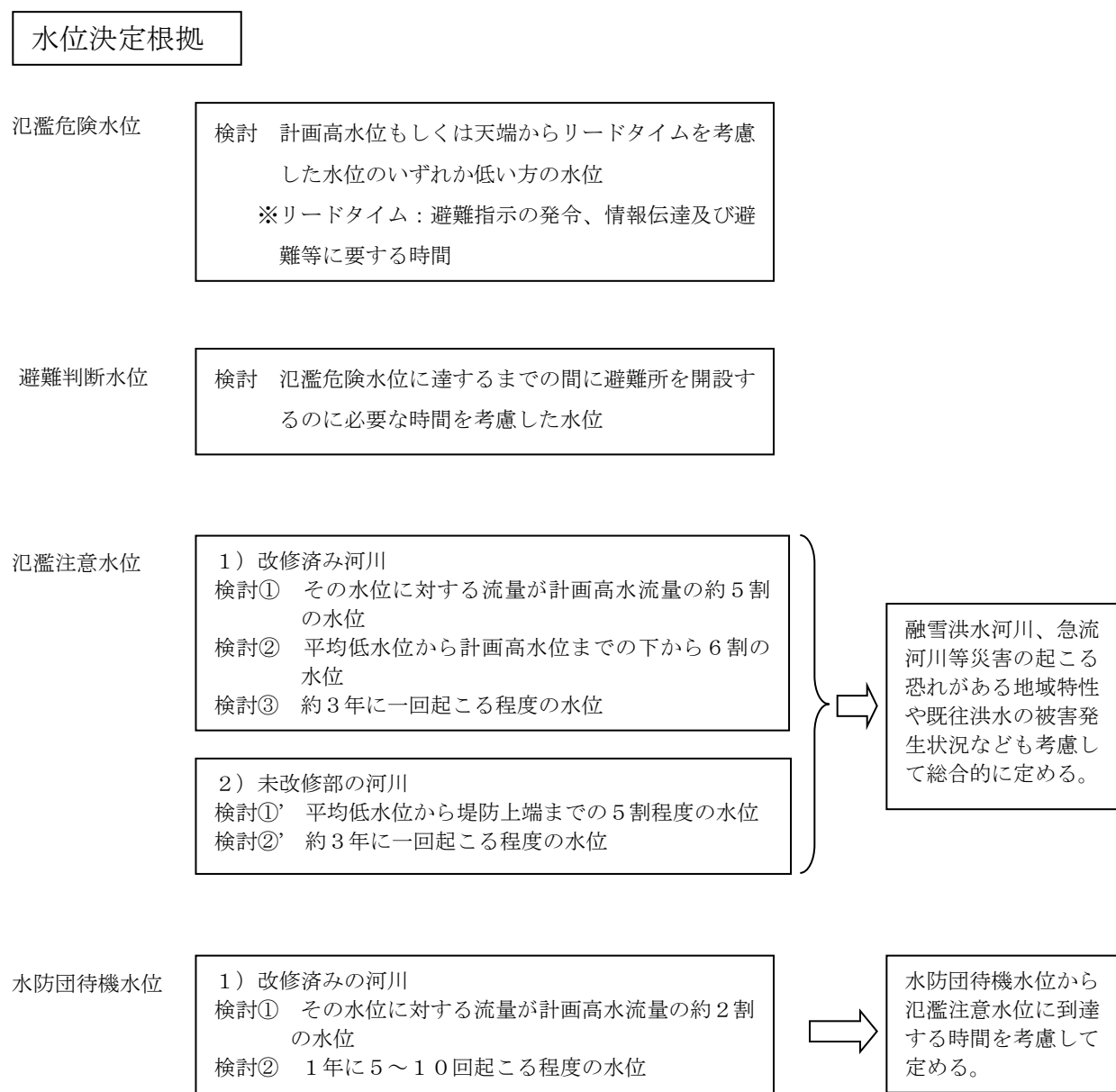


1. 3 用語の解説

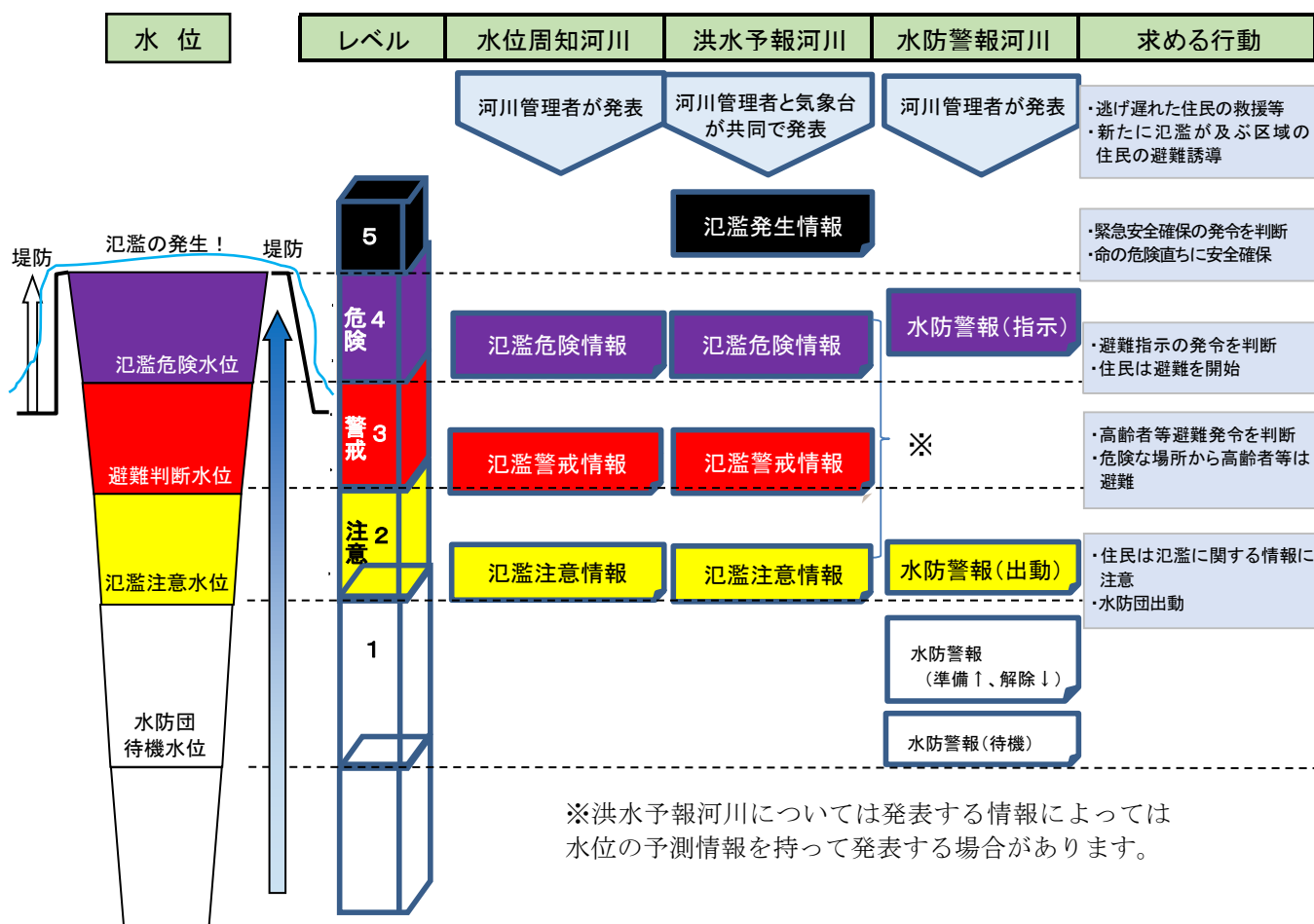
水防上、基本的かつ重要な用語について、次のとおり解説する。

島根県水防本部	島根県における水防を総括するため県土木部河川課内に常置している機関で、知事を本部長としている。
水防支部	1. 水防本部の出先機関として各県土整備事務所（局）内に常置している機関で、事務所（局）長を支部長としている。 2. 土木事業所を所管する水防支部においては、土木事業所長を地区長とし、地区長は当該地区内の水防業務を担当する。
水防管理団体	市町村。（法2②）
水防管理者	水防管理団体である市町村の長。（法2③）
指定水防管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるもので知事の指定した水防管理団体。（法4）
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長、消防本部を置かない市町村にあつては消防団長。（法2⑤）
消防職員	消防本部員、消防署員。
重要水防区域	過去の出水により甚大な被害があり今後もそのおそれが大い河川の区間、又は堤防が決壊した場合、その背後地及び下流に甚大な被害を与えると予想される河川の区間。
危険な箇所	洪水及び高潮に伴う溢水、漏水、深掘れ等により決壊が予想される箇所。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る最大級の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域。（法14①）
洪水予報河川	国土交通大臣又は知事が、流域面積が大い河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。（法10②、法11①、気象業務法14の2②、③）
	氾濫注意情報 氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。
	氾濫警戒情報 一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。市町村は高齢者等避難発令判断の目安とする。
	氾濫危険情報 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合（国土交通大臣が指定した河川に限る。）、あるいは氾濫危険水位に達したときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、市町村は避難指示発令判断の目安とする。
洪水予報河川	氾濫発生情報 氾濫が発生したとき、あるいは氾濫が継続しているときに発表される。市町村は逃げ遅れた住民の避難誘導や救援活動が必要となる。
	水防警報 国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法2⑧、法16）
	水位周知河川 国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（法13①、②）
	水位到達情報 国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川において、下記のあらかじめ定められた水位の到達に関する情報。
水防団待機水位（通報水位）	洪水又は高潮の恐れがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、各水防機関が水防体制に入る水位。（法12①）
氾濫注意水位（警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による被害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位。水防団の出動の目安となる水位である。この水位を超えるときは、この計画で定めるところにより、公表しなければならない。（法12②）
避難判断水位	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であつて、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位である。
氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じ、氾濫のおそれがある水位。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
浸水被害軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。（法15の6）
警戒レベル	警戒レベルによる防災情報の提供 県、市町村及び防災関係機関は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を行うとともに、住民の自発的な避難判断等を促すよう努める。

※「法」とは水防法をいう。



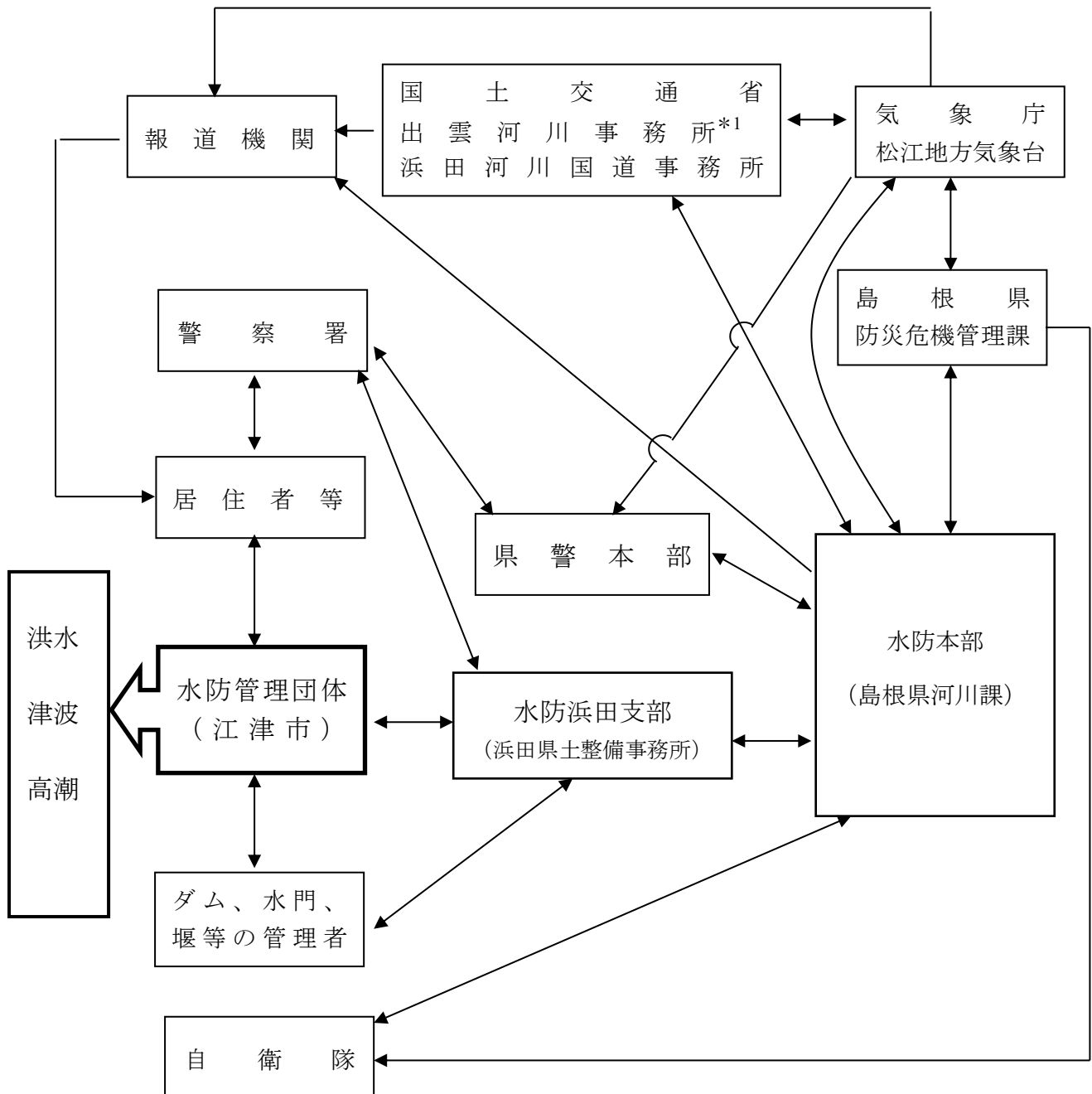
水位概念図



第2章 水防組織と責任

2.1 島根県下の水防組織

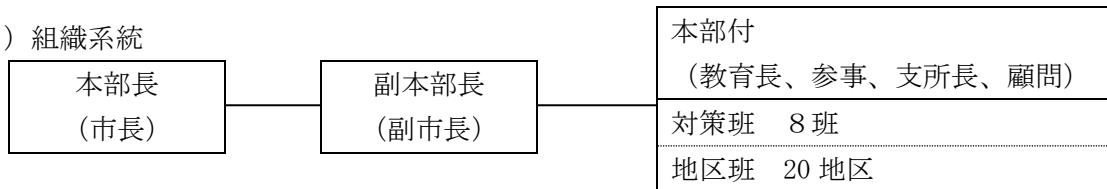
洪水、雨水出水、津波又は高潮の際には、島根県、水防管理団体、国土交通省、気象台、警察本部等関係機関をはじめ住民の参加も得て水防にあたるものとする。



2.2 江津市の水防組織

水防管理者である江津市（以下「市」という。）は、水防に関係のある気象等の予報、注意報、警報等により、洪水、雨水出水、津波及び高潮のおそれがあると認められたときから、洪水等の危険が解除されるまで、次の組織で業務を行う。

（1）組織系統



対策班（部）の構成及び事務分掌

班	班 長	班 員	業 務 内 容
総務班	〔班長〕 総務部門参事	総務課 政策企画課 人事課 財政課 管財課 議会事務局	1. 災害対策本部の設置及び運営に関する事。 2. 気象情報・災害情報の収集及び伝達に関する事。 3. 自衛隊の派遣要請及び受け入れに関する事。 4. 災害対策の総合調整に関する事。 5. 水防活動に関する事。 6. 避難命令、その他本部命令の伝達に関する事。 7. 危険箇所の総合対策に関する事。 8. 関係機関との連絡調整に関する事。 9. 被災状況の把握、発表及び報告に関する事。 10. ホームページ等による情報提供及び広報に関する事。 11. 被害状況写真の作成に関する事。 12. 被災証明書に関する事。 13. 避難所の運営及び情報提供に関する事。 14. 自主防災組織との連絡調整に関する事。 15. 各地区班からの情報収集及び処理に関する事。 16. 外国人への情報提供及び相談に関する事。 17. 庁内情報システムの管理に関する事。 18. 被災者支援窓口に関する事。 19. 災害対策班員及び地区班要員等に関する事。 20. 職員の非常招集及び配備体制に関する事。 21. 災害関係費の予算措置に関する事。 22. 災害関係物品の出納に関する事。 23. 被災者の救援物資の受付・配分に関する事。 24. 災害対策用車両の確保及び配車に関する事。 25. 市有財産の災害対策に関する事。 26. 被災者及び本部職員その他災害応急従事者に対する食料品の調達及び配布に関する事。 27. 災害対策用物資の輸送に関する事。
保健福祉班	〔班長〕 民生部門参事	社会福祉課 健康医療対策課 子育て支援課 高齢者障がい者福祉課 包括支援センター	1. 災害救助法に関する事。 2. 被災者生活再建支援法に関する事。 3. 災害弔慰金の支給等に関する事。 4. 災害ボランティアに関する事。 5. 被災者住宅の応急修理に関する事。 6. 避難行動要支援者に関する事。 7. 社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 8. 感染症予防及び防疫に関する事。 9. 避難者の健康管理に関する事。 10. 保育施設等の収容児への退避命令に関する事。 11. 高齢者、障がい者等への救護に関する事。

班	班 長	班 員	業 務 内 容
衛生班	〔班長〕 市民部門参事	市民生活課 保険年金課 税務課 人権啓発センター 会計課	1. 県衛生機関との連絡に関すること。 2. ごみの処理に関すること。 3. し尿及び一般廃棄物に関すること。 4. 災害廃棄物処理計画に関すること。 5. 義援金の受付に関すること。 6. 被害状況認定調査に関すること。(土木・建築班と対応) 7. 被災納税者の取扱いに関すること。
産業班	〔班長〕 経済部門参事	農林水産課 農業委員会事務局 商工観光課 地域振興課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1. 県及び農林団体等との連絡調整に関すること。 2. 農林水産業施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 3. 治山・林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 4. 被災者への融資、生産資材のあっせん及び家畜衛生、病虫害に関すること。 5. 商工業団体等との連絡調整に関すること。 6. 被災商工業者に対する災害融資に関すること。 7. 観光客援護及び観光施設被害に関すること。 8. 避難所の設置及び避難者の誘導、収容並びに輸送に関すること。 9. 避難所における物資供給等に関すること。
土木・建築班	〔班長〕 建設部門参事	土木建設課 都市計画課 事業推進課	1. 国、県及び建設業者との連絡に関すること。 2. 所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 3. 災害応急対策及び復旧計画に関すること。 4. 交通不能箇所の調査、交通止め及び応急対策に関すること。 5. 応急仮設住宅の用地確保、建設、管理に関すること。 6. 被害状況認定調査に関すること。(衛生班と対応) 7. 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
上下水道班	〔班長〕 上下水道部門参事	水道課 下水道課	1. 水道施設、下水道施設等の被害状況の把握に関すること。 2. 水源の確保及び飲料水の給水に関すること。 3. 災害応急対策及び災害復旧計画に関すること。
教育班	〔班長〕 教育委員会事務局参事	学校教育課 社会教育課	1. 児童・生徒の退避命令に関すること。 2. 教育、社会教育施設の災害調査及び応急対策に関すること。 3. 教育関係団体との連絡調整に関すること。 4. 児童・生徒及び教員の被害調査に関すること。 5. 文化財、文化施設等の災害調査及び応急対策に関すること。 6. 所管施設の避難所等の利用及び避難所運営支援に関すること。
桜江対策班	〔班長〕 桜江支所長	桜江支所	1. 桜江地区災害対策の総括に関すること。

2. 3 水防関係機関一覧表

1. 水防管理団体関係

令和6年4月1日現在

名 称	所在地	担当部課 グループ名	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX 防災行政無線 FAX	備 考
江津市役所	江津市江津町 1016-4	総務課	0855-52-2501 561-2-1313	0855-52-1380 561-1	
江津市桜江支所	江津市桜江町 川戸 11-1	総務係	0855-92-1211	0855-92-0905	
江津邑智消防組合 消防本部	江津市渡津町 961-19		0855-52-0119 567-3	0855-52-0201 567-1	
江津消防署	江津市渡津町 961-19		0855-52-0119 567-3	0855-52-1855 567-1	

2. 水防本部、水防支部等（県関係）

令和6年4月1日現在

名 称	所在地	担当部課 グループ名	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX 防災行政無線 FAX	備 考
島根県水防本部	松江市殿町 1	土木部河川課	0852-22-6363 300-2-6363	0852-22-6356 300-2-6356	河川課公用携帯 080-1904-3348
水防浜田支部	浜田市片庭町 254	業務部 総務課	0855-29-5655 325-2-5655	0855-29-5691 325-2-5691	水防室直通 0855-29-5776 325-2-5766 排水ポンプ車 窓口：管理課 0855-29-5779 325-2-5779
島根県 防災危機管理課	松江市殿町 1	防災係	0852-22-5885 300-2-5885	0852-22-5930 300-2-5930	
八戸ダム管理所	江津市桜江町 八戸 1661-55		0855-92-1361 343-211	0855-92-0907 343-230	体制時
浜田県土整備 事務所	浜田市片庭町 254	ダム 管理第一課	0855-29-5672 325-2-5672	0855-29-5781 325-2-5781	通常時
波積ダム管理所	江津市波積町 本郷 669-1		0855-55-0961 347-11	0855-55-0962 347-41	体制時
浜田県土整備 事務所	浜田市片庭町 254	ダム 管理第二課 波積ダム管理係	0855-22-5796 325-2-5796	0855-22-5781 325-2-5781	通常時
江津警察署	江津市江津町 1016-48	警備課	0855-52-0110 583-5	0855-52-1777	

3. 国の機関

令和6年4月1日現在

名 称	所在地	担当部課 グループ名	NTT電話番号 マイクロ電話番号	NTT FAX マイクロ FAX	備 考
国土交通省 浜田河川国道 事務所	浜田市相生町 3973	河川管理課	0855-22-2480 736-356	0855-23-5023 736-339	
浜田河川国道 事務所 江の川下流出張所	江津市渡津町 2011-2		0855-52-2926	0855-52-2961	

名 称	所在地	担当部課 グループ名	NTT電話番号 マイクロ電話番号	NTT FAX マイクロ FAX	備 考
第八管区海上 保安本部 浜田海上保安部	浜田市長浜町 1785-16	警備救難課	0855-27-0770	0855-27-0771	防災行政無線 電話番号 580- 81
松江地方気象台	松江市西津田 7-1-11		0852-22-3784	0852-21-6656	防災行政無線 電話番号 435- 81
陸上自衛隊 第 13 偵察隊	出雲市松寄下 町 1142-1	警備	0853-21-1045 (内線: 202 又 は 205)	0853-21-1045 (内線: 222)	防災行政無線 電話番号 526- 81 防災行政無線 FAX92-526-81

4. 県災害対策本部事務局、地区災害対策本部総務班

令和6年4月1日現在

名 称	所在地	担当部課 グループ名	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX 防災行政無線 FAX	備 考
島根県 防災危機管理課	松江市殿町 1	防災係	0852-22-5885 300-2-5885	0852-22-5930 300-2-5930	
浜田県土整備 事務所	浜田市片庭町 254	総務課	0855-29-5655 325-2-5655	0855-29-5691 325-2-5691	

5. 鉄道、通信、電話、電力

令和6年4月1日現在

名 称	所在地	担当部課 グループ名	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX 防災行政無線 FAX	備 考
西日本旅客鉄道 (株)山陰支社	米子市弥生町 2	施設課	0859-32-8105 夜・休日 (施設指令) 0859-32-6383	0859-32-5830 夜・休日 (施設指令) 0859-31-5378	
西日本旅客鉄道 (株)浜田鉄道部	浜田市浅井町 802		0855-22-0388		
西日本電信電話 (株)島根支店	松江市東朝日 町 102	災害対策室	0852-20-7695	0852-20-7921	
中国電力(株) 島根支社	松江市母衣町 115	島根支社総務・ 資材グループ	0852-27-1113	0852-32-0620	
中国電力(株) 浜田営業所	浜田市黒川町 129-5		0855-22-8612	0855-22-8620	

6. 報道機関

令和6年4月1日現在

名 称	所在地	支社・支局等	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX 防災行政無線 FAX	備 考
日本放送協会 (NHK)	松江市灘町 101-6	松江放送局 ニュース	0852-24-4511 437-5	0852-27-5856 437-1	
山陰放送 (BSS)	松江市殿町 111	松江支社	0852-21-4306 448-5	0852-21-4307 448-1	
日本海テレビジ ョン放送(株) (NKT)	松江市袖師町 2-38-201	島根総局	0852-26-3151 438-5	0852-27-8880 438-1	
山陰中央テレビ ジョン放送(株) (TSK)	松江市向島町 140-1	本社報道部	0852-23-3434 439-5	0852-22-4490 439-1	
(株)テレビ朝日	松江市御手船場町 549-1	松江支局	0852-59-5421	0852-59-5425	

名 称	所在地	支社・支局等	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX 防災行政無線FAX	備 考
(株)エフエム山陰	松江市殿町 383	放送部	0852-27-9887 440-5	0852-27-5130 440-1	
共同通信社	松江市殿町 383	松江支局	0852-22-0101	0852-27-8149	
時事通信社	松江市末次町 23	松江支局	0852-21-3594	0852-21-3110	
朝日新聞社	松江市南田町 32	松江総局	0852-23-3330	0852-27-2308	
〃	浜田市	浜田支局	0855-22-0442	0855-22-0443	
毎日新聞社	松江市母衣町 83-3	松江支局	0852-23-3121	0852-27-1548	
読売新聞社	松江市母衣町 95-1	松江支局	0852-23-1411	0852-23-1413	
〃	浜田市	浜田支局	0855-22-1101	0855-22-1102	
産経新聞社	大阪市浪速区湊町 二丁目 1 番 57 号	大阪本社 地方 部	06-6633-9811	06-6633-9879	
日本経済新聞社	松江市殿町 126	松江支局	0852-21-2198	0852-26-5720	
中国新聞社	松江市内中原町 24	松江支局	0852-23-3322	0852-23-3324	
〃	浜田市	浜田支局	0855-22-1845	0855-24-0061	
新日本海新聞社	松江市殿町 111	松江支社	0852-25-3385	0852-25-3392	
島根日日新聞社	松江市内中原町 230	松江支社	0852-31-1041	0852-31-9205	
山陰中央新報社	松江市殿町 383	松江本社報道 部	0852-32-3320	0852-32-3520	
〃	江津市	江津支局	0855-52-2347	0855-52-2351	
石見ケーブルビ ジョン(株)	浜田市竹迫町 2886		0855-23-4883	0855-23-4853	

2. 4 水防の責任等

1. 水防管理団体〔江津市〕の責任（法3、法9、法15、法17、法33）

- (1) 区域内における水防を十分に果すべき責任を有する。
- (2) 指定管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定めなければならない。
- (3) 指定管理団体の水防管理者は、毎年増水期*までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- (4) 指定管理団体の水防管理者は、(2)により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会を設置する指定水防管理団体にあつては水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定水防管理団体にあつては市町村防災会議に諮るとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- (5) 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め又は変更したときはその要旨を公表するよう努めなくてはならない。
- (6) 指定水防管理団体の水防計画は、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- (7) 区域内の河川堤防等を巡視し水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに当該河川海岸堤防等管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (8) 水防警報の発表があつたとき又は水防活動が必要と認められたときは、水防団及び消防機関に出動の準備をさせなければならない。
- (9) 水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し整備しなければならない。

(10) 洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項において定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う洪水、雨水出水、又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等
 - ロ 要配慮者利用施設
 - ハ 大規模な工場その他の施設（申出があった施設に限る。）

*浜田管内の増水期は、6月15日～10月20日まで

2. 水防本部（県）の責任

（法3の6、法7、法10、法11、法14、法16、法33、法47、法48）

- (1) 県内における水防体制と組織の確立及び強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるように努めなければならない。
- (2) 水防事務の調整及びその円滑な実施のため島根県の水防計画を毎年出水期までに検討を加え必要があるときは、これを変更しなければならない。また、その水防計画の要旨を公表するよう努めるものとする。
- (3) 国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。（洪水予報河川）
- (4) 知事が指定した河川について、気象庁長官（松江地方気象台長）と共同して洪水予報を発表し、水防関係機関及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（洪水予報河川）
- (5) 国土交通大臣が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。（水位周知河川）
- (6) 水防支部が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（水位周知河川）
- (7) 国土交通大臣が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- (8) 水防支部が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- (9) 指定水防管理団体から水防計画を定め及び水防計画に変更を加えた時は届け出を受けなければならない。
- (10) 知事が指定した洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し

なければならない。また、指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3. 気象庁(松江地方気象台)の責任(法10、法11)

- (1) 気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ、報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。
- (2) 国土交通大臣が指定した河川について、国土交通大臣と共同して洪水予報を発表し、知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (3) 知事が指定した河川について、知事(島根県土木部河川課長)と共同して洪水予報を発表し、水防関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

4. 国土交通省(浜田河川国道事務所)の責任(法10②、法13①、法16)

- (1) 国土交通大臣が指定した河川について、水防警報を発表するとともに直ちに、その警報事項を知事に通知しなければならない。
- (2) 国土交通大臣が指定した河川について、気象庁長官(松江地方気象台長)と共同して洪水予報を発表し、知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (3) 国土交通大臣が指定した河川について、氾濫危険水位等に達した場合、知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

5. 報道、通信機関の責任(法10、法11、法13、法27)

- (1) 報道機関は、国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表した洪水予報、知事と気象庁長官が共同して発表した洪水予報及び国、県が発表した氾濫警戒情報等を一般に周知することに努めなくてはならない。
- (2) 通信機関は、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

6. ダム設置者の責任(河川法46)

ダムの設置者は、洪水が発生し又は発生するおそれがある場合には、水位、流量等の観測結果及び当該ダムの操作状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

7. 居住者等の義務(法24)

当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、又は消防機関の長から出動の要請があればこれに協力し、水防に従事しなければならない。

2. 5 水防訓練等

1. 水防訓練

市は、毎年増水期前に原則1回水防に関する訓練を行う。

2. 連絡協議会

市は、毎年増水期前に、関係機関との連絡協議会を開催し、危険な箇所、重要水防区域、水防資機材等の共同点検を行う。

第3章 重要水防区域及び危険な箇所

3. 1 重要水防区域（別表－4）

重要水防区域は、過去の増水により甚大な被害があり今後もそのおそれの大きい区間、又は、堤防が決壊した場合その背後地、及び下流に甚大な被害を与えると予想される区間で次の（１）～（７）を基準として定めている。

- （１）既往水害で被災し未復旧の区間。
- （２）未改修河川で過去に水があふれた箇所、浸水した区間。
- （３）既設堤防護岸が低く、日雨量*100 mm又は時間雨量 30 mm以上となった場合、水が溢れる箇所、浸水のおそれがある区間。
- （４）土石流の顕著な河川で、河床埋没のため決壊のおそれがある区間。
- （５）水衝部であって、洪水時急激に基礎部が深掘れし、決壊のおそれがある区間。
- （６）改修済及び復旧済であるが、万一決壊すれば重大な被害をもたらすことが予想される区間。
- （７）堤防兼用の重要道路で、被災すれば交通上重要な支障をもたらすことが予想される区間。

*日雨量・時間雨量は、観測データではなく、流量算定に用いた値である。

水防管理団体は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておかなければならない。

3. 2 危険な箇所（別表－5）

危険な箇所は、洪水及び高潮にともない水があふれる箇所、漏水、深掘れ等により決壊のおそれがある箇所で、国土交通省管理河川については次表（１）、県管理河川については次表（２）、海岸については次表（３）の基準により定めている。

水防管理団体は、別表－5に示す危険箇所の位置、危険な理由、水防工法等を熟知し、洪水時には適切な水防活動を実施するよう努めなければならない。

(1) 国土交通省管理河川

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状が生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	
水衝・洗堀	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
	歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が、計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新 堤 防 ・ 決壊跡 ・ 旧川跡			新堤防で、築造後 3 年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

(出典：国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所 HP)

(2) 県管理河川

種 別	重 要 度		
	A	B	C
河 積	通水断面の不足によって例年水があふれる危険がある箇所。	通水断面の不足によって、3～5年に1回以上水があふれる危険があり、水が溢れた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
堤防断面	計画堤防断面に対して一連の堤防のうち、部分的に狭小であり、上端幅も狭いもの。(一般的に刃堤といわれるもので堤防断面積あるいは天端幅が、計画の2分の1以下のもの)	計画堤防断面に対して堤防断面が不足して、上端幅も計画より狭いもの。(一般に暫定断面で施工されたもので、堤防断面積が計画の3分の2以下の区間)	計画堤防断面に対して、堤防断面が不足していて、上端幅も計画より狭いもので、かつ重要度の少ない区間。
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等により、堤防斜面の崩れ、急激な沈下等の実績があつてなお予想される箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等で、堤防斜面の崩れ、沈下等が予想される箇所。完成後1年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。	A、B以外で堤防斜面の崩れ等のおそれがある箇所。完成後2年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。
漏 水	堤体あるいは基礎地盤から漏水の実績があるもの、またそのおそれが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して暫定的に措置を講じたが、なお、対策を講ずる必要がある箇所。	A、B以外で漏水、堤防斜面の崩れのおそれがある箇所。
水 衝	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸等が度々破損し、又は、堤防の決壊又は堤防の決壊寸前程度までの決壊等の実績がある箇所。	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸があるが不完全な箇所。護岸等が古くなりその効用が著しく低下している箇所。	
深 掘 れ	河岸が深掘され堤脚護岸の根固、水制等が破損し危険が予想される箇所。工作物の突出による堤体の深掘れが予想される箇所。	河岸が深掘されているか、又は護岸の根固、水制等が一部破損していて危険の生ずることが予想される箇所。	
背 水	海域、河川、湖沼の洪水による背水によって例年水があふれる危険がある箇所。	通年河川、湖沼の洪水による背水によって、3～5年に1回以上水があふれる危険があり、水があふれた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
工 事	諸事情によって、増水期中に堤体工事(特に開削する場合)を施工する場合、一時的ではあるが危険が予想される箇所。		
工 作 物	堤防横断工作物の老朽化によって不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。		

(3) 海岸

種 別	重 要 度		
	A	B	C
浸 食	天然海岸及び既設護岸が著しく侵食されているか、又は過去において侵食された実績があり、危険が予想される箇所。	侵食に対して暫定的に対策が講じられている箇所、及び侵食のおそれが予想される箇所。	
決 壊	護岸が波浪により深掘れし決壊が予想される箇所で、保全対象区域の状況が、原則として次のいずれかに該当する箇所。 (1)家屋が50戸以上 (2)耕地が60ha以上 (3)耕地が30ha以上でかつ宅地が2.5ha以上又は家屋が25戸以上。	左記の条件の箇所で、保全対象区域の状況が原則として次のいずれかに該当する箇所。 (1)家屋が25戸以上 (2)耕地が30ha以上 (3)耕地が15ha以上でかつ宅地が1.5ha以上又は家屋が15戸以上。	保全対象区域の状況がB未満の箇所。
越 波	風波により波浪が越波し、近くの家屋並びに耕地への被害が予想される箇所で、保全対象区域の状況が「決壊・重要度A」に該当する箇所。	左記の条件の箇所で、保全対象区域の状況が「決壊・重要度B」に該当する箇所。	保全対象区域の状況がB未満の箇所。

第4章 水防体制

4. 1 江津市水防本部の体制

1. 業務の開始

江津市水防本部（以下「市水防本部」という。）は、水防に関する気象等予警報を受けたときは、状況に応じて必要な水防業務を開始する。

2. 業務の体制

市水防本部は、次の体制に区分して水防業務を行う。

災害対策本部	種別	時 期	配備体制
災害対策本部設置前	警戒体制 (警戒レベル1)	1 以下の気象警報・注意報が江津市に発表されたとき (1)暴風警報 (2)暴風雪警報 (3)大雨警報 (4)洪水警報 (5)大雪警報 (6)津波注意報 (7)高潮警報(波浪除く) 2 江の川、敬川、八戸川、都治川の水位が水防団待機水位に達したとき 3 震度3の揺れを観測したとき	危機管理監 総務課長 総務課全員 桜江支所長 支所職員（津波、高潮は除く） 必要と認める課長職及び地区班員
	警戒本部 第1災害体制 (警戒レベル2)	1 災害発生の危険があるとき 2 江の川、敬川、八戸川、都治川の水位が氾濫注意水位に達したとき 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき 4 震度4の揺れを観測したとき 5 津波警報が発表されたとき	副市長 教育長 危機管理監 技監 参事職全員 必要と認める課長職 総務課全員 桜江支所全員 災害対策に必要な人員と地区班員 消防団正副団長
災害対策本部設置後	第2災害体制 (警戒レベル3)	1 災害の危険が極めて増大したときまたは災害が発生したとき 2 江の川、敬川、八戸川の水位が避難判断水位に達したとき 3 震度5弱以上の揺れを観測したとき 4 大津波警報が発表されたとき	災害対策本部設置 全職員対象
	第3災害体制 (警戒レベル4)	1 災害が発生し、さらに被害が増大するとき	災害対策本部設置 全職員対象
特 別 体 制		市内に突発的事故および災害が発生したとき	市長が指示

4. 2 水防団の設置

1. 水防団の編成及び配置

水防団の編成は、市の消防団の組織をもってこれにあて、別表－13 のとおりとする。

2. 水防団員の任務

- ア 水防団長は、江津市水防本部長（以下「市水防本部長」という。）の命により水防を実施する。
- イ 水防副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ウ 分団長は、管轄区域内の水防を担当し、副分団長は分団長を補佐し、その他の団員は、上司の命を受け水防に従事する。

3. 水防団の呼称

消防分団の分団名を冠して呼称する。

4. 3 警察署、消防機関、その他関係機関との連絡

1. 警察署及び消防機関との連絡

市は、江津警察署及び江津邑智消防組合消防本部、江津消防署と綿密な連絡をとり、あらかじめ水防に関して必要な協議をしておく。

2. その他関係機関との連絡

市長は、第2災害体制になった場合及びその他必要がある場合は、その旨関係各機関に通報する。

第5章 水防活動

5. 1 気象状況の連絡

1. 気象等注意報・警報の発表

松江地方気象台は、次の基準に達すると予想した場合、気象等警報及び注意報を発表する。

(1) 水防に関する気象等注意報の種類と概要及び発表基準（江津市）

（府県予報区：島根県 一次細分区域：西部 市町村等をまとめた区域：浜田地区）

種 類	体制配備の基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想される時。 雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。 【令和5年6月8日現在】 ・表面雨量指数基準^{*1}が6以上（浸水害） ・土壌雨量指数基準^{*2}が92以上（土砂災害）
洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には次のいずれかの基準に達することが予想される時。 【令和5年6月8日現在】 ・流域雨量指数基準^{*3} 都治川流域＝8.8 奥谷川流域＝4.2 上津井川流域＝4.9 小谷川流域＝7.6 八戸川流域＝29.3 田津谷川流域＝6 鹿賀谷川流域＝5.2 南川流域＝6.8 長戸路川流域＝4.4 三田地川流域＝4.2 日和川流域＝11.7 長谷川流域＝4.2 家古屋川流域＝13 水尻川流域＝8.6 敬川流域＝16 本明川流域＝9.2 ・複合基準^{*4} 江の川流域＝（5, 44.7） 都治川流域＝（5, 7） 奥谷川流域＝（5, 3.3） 家古屋川流域＝（5, 10.4） 水尻川流域＝（5, 8.6） 敬川流域＝（5, 13） ・指定河川洪水予報による基準 江の川下流〔大津・都賀・川本・谷住郷・川平〕
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 具体的には次の基準に到達することが予想される時。 【平成23年10月3日現在】 ・潮位基準 0.8m

*1：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標。

*2：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標。

*3：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標である。

*4：複合基準とは、表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

(2) 水防に関する気象等警報の種類と発表基準（江津市）

(府県予報区：島根県 一次細分区域：西部 市町村等をまとめた区域：浜田地区)

種 類	体制配備の基準
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想される時。 【令和5年6月8日現在】 ・表面雨量指数基準が11以上（浸水害） ・土壌雨量指数基準が122以上（土砂災害）
洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想される時。 【令和5年6月8日現在】 ・流域雨量指数 都治川流域＝11.1 奥谷川流域＝5.2 上津井川流域＝6.3 小谷川流域＝9.6 八戸川流域＝36.7 田津谷川流域＝7.6 鹿賀谷川流域＝6.6 南川流域＝8.6 長戸路川流域＝5.6 三田地川流域＝5.3 日和川流域＝14.7 長谷川流域＝5.3 家古屋川流域＝16.3 水尻川流域＝10.8 敬川流域＝20 本明川流域＝11.5 ・複合基準 江の川流域＝(7, 49.7) 都治川流域＝(5, 9.9) 奥谷川流域＝(5, 4.6) ・指定河川洪水予報による基準 江の川下流 [大津・都賀・川本・谷住郷・川平]
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 具体的には次の基準に到達することが予想される時。 【平成23年10月3日現在】 ・潮位基準 1.2m
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 波高（有義波高）が6m以上になると予想される場合。 ※「有義波高」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高いほうから順に全体の3分の1の個数の波（例えば20分間で100個の波が観測されれば、大きい方から33個の波）を選び、これらの波高及び周期を平均したもの。

※ 平成22年5月27日から、気象庁の発表する気象等注意報、警報が、市町村単位での発表に変更となっている。

(3) 水防に関する気象等警報の種類と発表基準 (参考)

種 類	体制配備の基準	
特別警報	気象等に関する特別警報は、雨を要因とするもの（大雨）、台風等を要因とするもの（暴風・高潮・波浪・暴風雪）、雪を要因とするもの（大雪）に大別され、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に、市町村単位で発表される。発表時には何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く、警戒レベル5に相当する。	
	現象の種類	基 準
	大雨	大雨特別警報（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の値以上となる1km 格子が概ね10個以上まとまって出現することが予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合。 指標は以下のリンクを参照。 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/shimane/tk_mesh_shimane.csv) 大雨特別警報（浸水害：中小河川の増水・氾濫による浸水害を含む。） 以下の①又は②を満たすと予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合。 ①過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数の値以上となる1km 格子が概ね30個以上まとまって出現。 ②過去の多大な被害をもたらした現象に相当する流域雨量指数の値以上となる1km 格子が概ね20個以上まとまって出現。 指標は以下リンクを参照。 （表面雨量指数： https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/shimane/tk_mesh_fpi_shimane.csv） （流域雨量指数： https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/shimane/tk_mesh_roi_shimane.csv）
	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
	波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

(4) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分ごとに更新）。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で概ね1km ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分間ごとに更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分ごとに更新）。

2. 気象等情報の発表*1

松江地方気象台は、気象の予報等について、気象等警報や注意報に先立って注意を喚起する場合や、気象等警報や注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に情報を発表する。

なお、「島根県記録的短時間大雨情報」は、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しな

いような猛烈な雨（1時間降水量が100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（解析雨量^{*2}：気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

また、「顕著な大雨に関する気象情報」は、大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使用して発表する。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

なお、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表する。

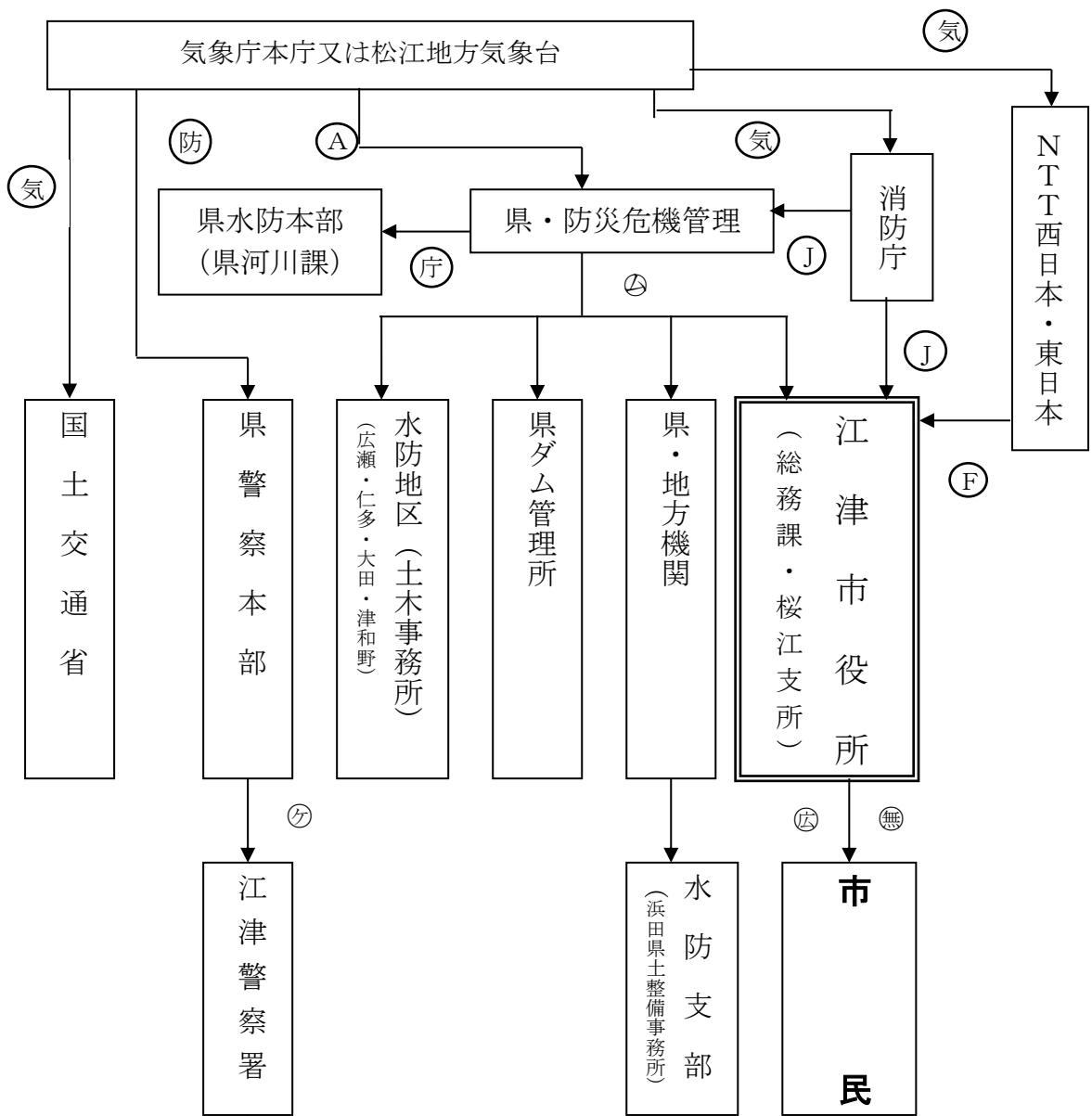
*1：気象等情報とは、松江地方気象台が発表する水防に関する情報及び気象庁が発表する記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報をいう。

*2：解析雨量とは、気象庁、国土交通省水管理・国土保全局、道路局が全国に設置している気象レーダーと、アメダス及び自治体等の地上の雨量計を組み合わせ、それぞれの特性を活かし、全国を1km四方に細かく区切って、10分ごとの雨量解析したものである。

3. 気象等の予警報情報の伝達

市は、水防に関する気象等の予警報情報を受け必要があると認められた場合は、水防団を始めとする水防関係者及び市民へ速やかに周知徹底を図る。

気象等注意報・警報・情報伝達系統図



5. 2 雨量、水位及びカメラ画像の観測と通報及び伝達

1. 雨量・水位・カメラ画像の観測システム及び利用可能な関係機関

関係機関は、県内の雨量・河川水位・カメラ画像を次の表で示す観測システムにより監視できる。これらデータは、最短 10 分ごとに速報値として更新される。このうち、インターネットとスマートフォンについては一般に公表する。

令和 6 年 4 月 1 日現在

◎：推奨

利用 期間	雨量・水位の観測システム	所 管	情報の内容	レーダ 雨量	時間 雨量	累計 雨量	国管理 河川 水位	県管理 河川 水位	県管理 カメラ 画像	県ダム 諸量	気象等 注警報
行政	島根県水防情報システム	島根県 河川課	河川課及び農地整備課 砂防課所管データ （国土交通省が管理す る河川水位の一部情報 あり）		◎	◎	○	◎	◎	◎	○
一般	インターネット 【しまね防災情報】 （PC 版） https://www.bousai-shimane.jp/ （携帯版） https://www.bousai-shimane.jp/	島根県 消防総務課 防災危機 管理課	気象情報など関係機関 HP のリンクを掲載								◎
	インターネット【島根県水防情報】 （PC 版） https://www.suibou-shimane.jp/pc （スマートフォン版） https://www.suibou-shimane.jp/s	島根県 河川課	島根県水防情報システ ム		◎	◎	○	◎	◎	◎	○
	メールシステム※登録者のみ 【しまね防災メール】	島根県 消防総務課 防災危機 管理課	島根県水防情報システ ムで収集する情報					○	○		

島根県水防情報システム：島根県水防情報システムは、県内一円に配置した観測局で雨量・水位・ダム諸量・河川監視カメラ画像などのデータをリアルタイムで収集して公開するとともに、これらのデータを一元的に管理し、洪水予報や水防警報など水防上必要な通報を迅速に行うもの。

その他、県内の雨量・河川水位を観測するシステムは次の表で示すものがある。

令和 6 年 4 月 1 日現在

雨量・水位の観測システム	所 管	利用可能な 関係機関等	情 報 の 内 容
インターネット 【島根県土砂災害予警報システム】 (PC 版) https://sab01.pref.shimane.lg.jp/residents/ (スマートフォン版) https://sab01.pref.shimane.lg.jp/smartphone/ (携帯版) https://sab01.pref.shimane.lg.jp/mobile/	島根県 砂防課	全機関、一般	土砂災害が発生する恐れを知らせる危険度情報
インターネット 【川の防災情報】 https://www.river.go.jp	国土交通省	全機関、一般	斐伊川、江の川、高津川等、国土交通省が管理する河川 の情報 (島根県河川課ホームページからリンクしている)
インターネット 【川の水位情報】 https://k.river.go.jp	国土交通省	全機関、一般	危機管理型水位計（県所有）の観測値等
インターネット 【気象庁ホームページ】 https://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象庁	全機関、一般	島根県内の気象庁管理（アメダス）の雨量等
インターネット 【防災情報提供センター】 https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/	国土交通省	全機関、一般	国土交通省（水管理・国土保全局、気象庁・道路局）管 理の雨量

*土砂災害の発生を予見するための雨量情報は、雨が降り止んでから 24 時間経過するとリセット（ゼロ）となるが、他のシステムでは 12 時間経過するとリセット（ゼロ）となる。但し、水防情報システムのダム所管テレメータについては、ダムごとにリセット時間が異なる。

2. 雨量及び水位の観測

市は、所管する雨量の正確な情報の把握に努める。

(1) 時間雨量 50 mm以上

(2) 降り始めから総雨量が 150 mm以上

のいずれかとなった場合は、その後1時間（毎正時）又は10分ごとの時間雨量及び河川水位を記録する。

3. 欠測時の措置

市は、水位観測所において欠測を確認した場合は、関係機関に対し、速やかに原因の調査、早期の復旧及び状況の周知を求めるものとする。

4. 水位の通報

(1) 市は、水防に関する気象予警報の連絡を受け、増水のおそれがあると認めたとき、又は河川が水防団待機水位に達したときは、常に所管する水防情報システム水位観測所の水位の変動を監視する。

(2) 市は、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に関する情報を受けた場合、その時刻と水位を直ちに水防団及び関係機関に通報するとともに、関係する市民に伝達する。

5. 河川監視カメラの活用

関係機関は、洪水時の河川状況の迅速な把握や、避難情報発令の参考とするなど、河川監視カメラを活用することができる。水防本部は監視体制強化を図るため、必要に応じ機器増設等を行うものとする。

6. ダムからの通報

(1) 県土木部所管のダムからの通報

八戸ダム及び波積ダムより次の事項について、別表9及び別表10により通報がある。

ダム操作規則及びダム操作細則に定める通報。

(2) 中国電力（株）所管ダムからの通報

浜原ダムより次の事項について、別表11により通報がある。

ダム操作規程に定める通報。

(3) 国土交通省への通報

① 洪水時の通報

水防本部は国土交通省中国地方整備局が定めるダム（下表）についてダム操作規則に定められている洪水時となった場合、洪水が終了するまでの1時間（毎正時）ごとの下記の事項について国土交通省中国地方整備局に通報する。

- (A) 雨量、流入量、放流量、貯水位
(B) ダムの管理状況

② 重大な災害の通報

水防本部は、国土交通省中国地方整備局が定めるダム（下表）について、ダムに係る重大な異常が発生し、被害が予想される場合等は、国土交通省及び国土交通省中国地方整備局に通報するものとする。

区 分	通報対象ダム名 (県土木部所管ダム及び県が設置を許可したダム)
県土木部所管	布部、山佐、三瓶、八戸、波積、浜田、第二浜田、大長見、御部、益田川、笹倉、大峠、銚子、美田
県企業局所管	木都賀
中国電力(株)所管	長見
出雲市農林水産部所管	稗原

※国土交通省所管ダム及び国土交通省が設置を許可したダムについては国土交通省の出先事務所が行う。

5. 3 洪水予報

国土交通大臣（国土交通省関係事務所長）と気象庁長官（松江地方気象台長）は、2以上の県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、次により共同して洪水予報を発表する。

1. 洪水予報を行う河川及びその受け持ち区間

(江津市関係分)

河川名	受け持ち区間	基準水位観測所
江の川 (下流)	広島・島根県境から海まで	谷 住 郷 川 平

2. 発表の様式

江の川（下流）洪水予報 ・ ・ ・ ・ 別表-16

3. 洪水予報の種類と発表基準

種 類	情報名	発 表 基 準	相当する警戒レベル
「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は、「氾濫発生情報 （氾濫水の予報）」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき	5 相当
	「氾濫危険情報」	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国土交通大臣が指定した河川に限る） ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき	4 相当
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）	3 相当
「洪水注意報（発表）」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	2 相当
「洪水注意報 （警報解除）」	「氾濫注意情報 （警戒情報解除）」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）	2 相当
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（斐伊川、神戸川、江の川下流、高津川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び標題名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

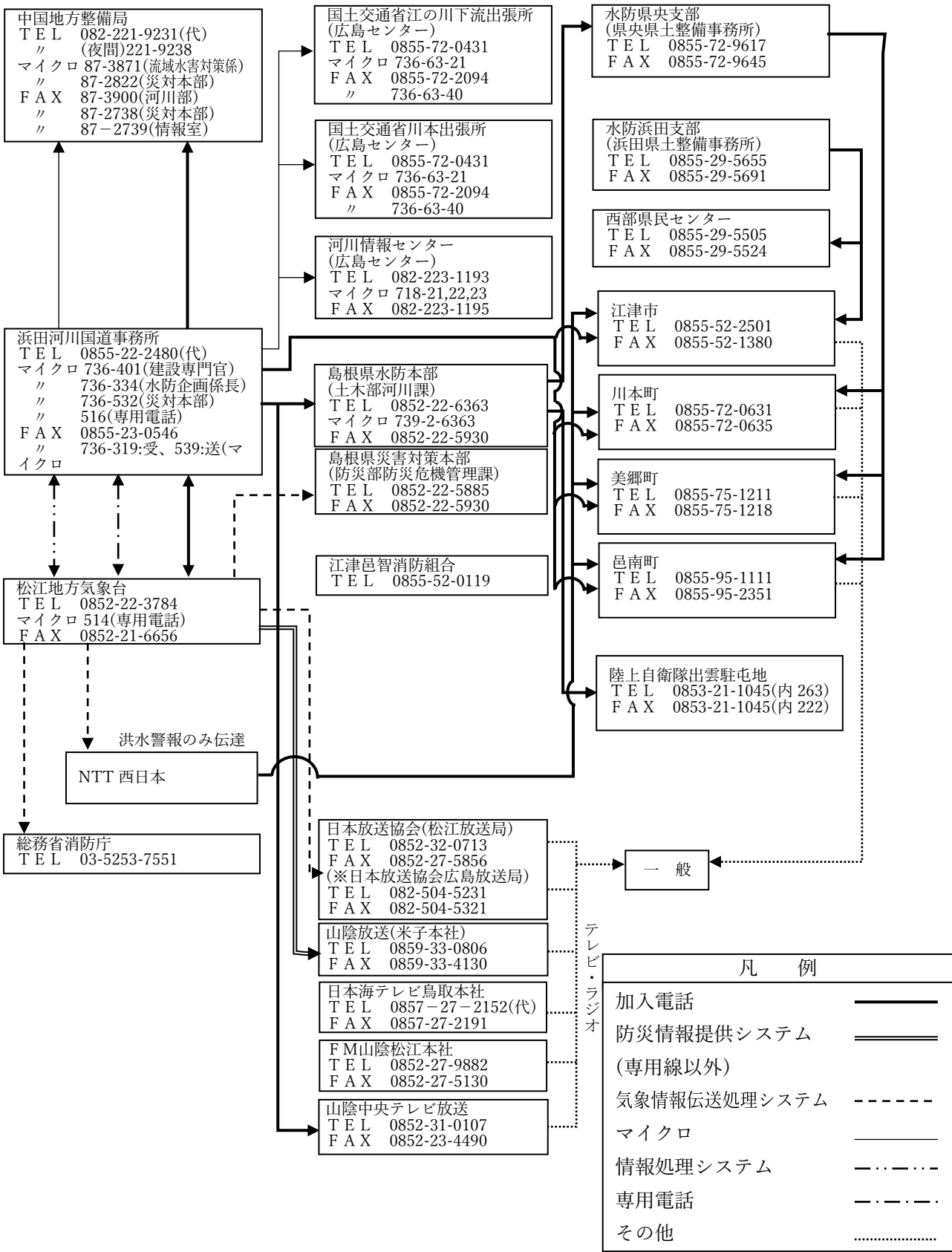
注3：警戒レベルについては内閣府ホームページ参照のこと。

注4：氾濫水の予報については、令和7年2月現在、利根川及び阿武隅川の一部区間において実施。

4. 洪水予報河川（国管理河川）基準水位観測所及び対象市町村

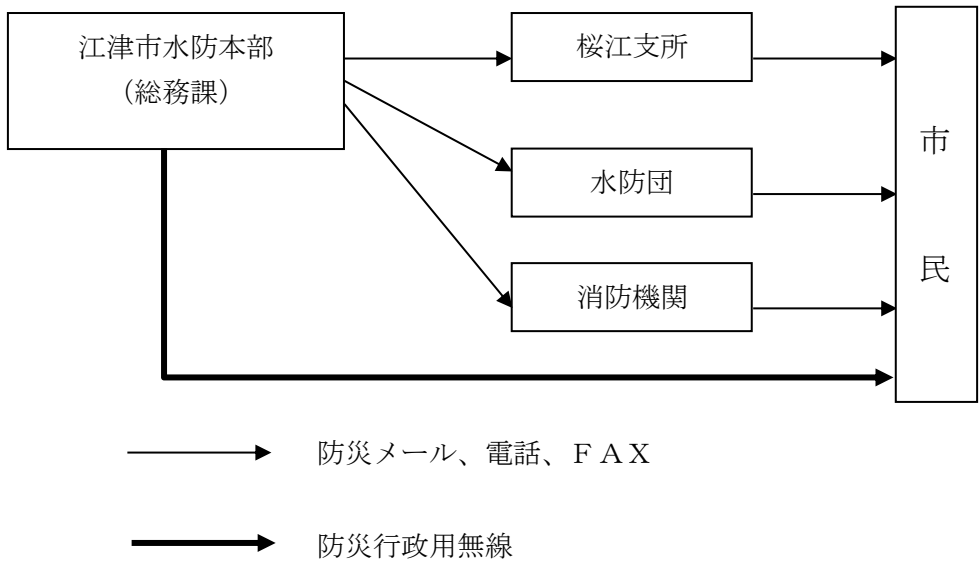
河川名	観測所名	所在地	計画高 水位	氾濫危険 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫注意 水位 m	水防団待機 水位 m	関係水防 支部名 (地区名)	対象 市町村名
江の川 下流	谷住郷	江津市 桜江町 谷住郷	18.09	9.20	8.60	7.70	5.60	県央浜田	江津市
	川平	江津市 松川町 市村	16.90	9.70	9.20	8.40	6.30		

5. 江の川（下流）洪水予報伝達系統図



※障害時や、日本放送協会松江放送局の職員不在時間帯は、日本放送協会広島放送局へ伝達する場合がある。

＊江の川（下流）洪水予報伝達系統図（江津市）



5. 4 水位周知（県管理河川）

県が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大または相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という。）において、別に定める発表基準により、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に到達した場合には、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

1. 水位到達情報（県管理河川）の発表、伝達方法

（1）水位周知河川（県管理河川）の区域及び発表担当者

（江津市関係分）

水 系	河川名	区 域	発表担当者
江の川	八戸川	左岸：江津市桜江町市山（546-1 地先）から江津市桜江町後山（江の川合流点）まで 右岸：江津市桜江町江尾（452 地先）から江津市桜江町川戸（江の川合流点）まで	水防浜田支部長
敬 川	敬 川	左岸：江津市敬川町（451 地先）から江津市敬川町（河口）まで 右岸：江津市敬川町（438 地先）から江津市敬川町（河口）まで	〃

(2) 水位到達情報の発表の基準となる水位観測所及び対象水防管理団体

(江津市関係分)

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上段：左岸 下段：右岸	はん濫 危険 水位	避難 判断 水位	はん濫 注意 水位	水防団 待機 水位	関係水防 支部名 (地区名)
八戸川	江尾	江津市 桜江町 市山	(m) 6.66 5.13	(m) 3.30	(m) 2.80	(m) 2.60	(m) 1.70	浜田
敬川	敬川橋	江津市 敬川町	4.20 4.20	2.70	2.40	2.10	2.00	〃

(3) 水位到達情報の伝達は、次表に示す伝達系統により行うものとする。

(4) 水防支部は、(2) の氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達した場合、水防関係機関へ速やかに発表し周知させる。

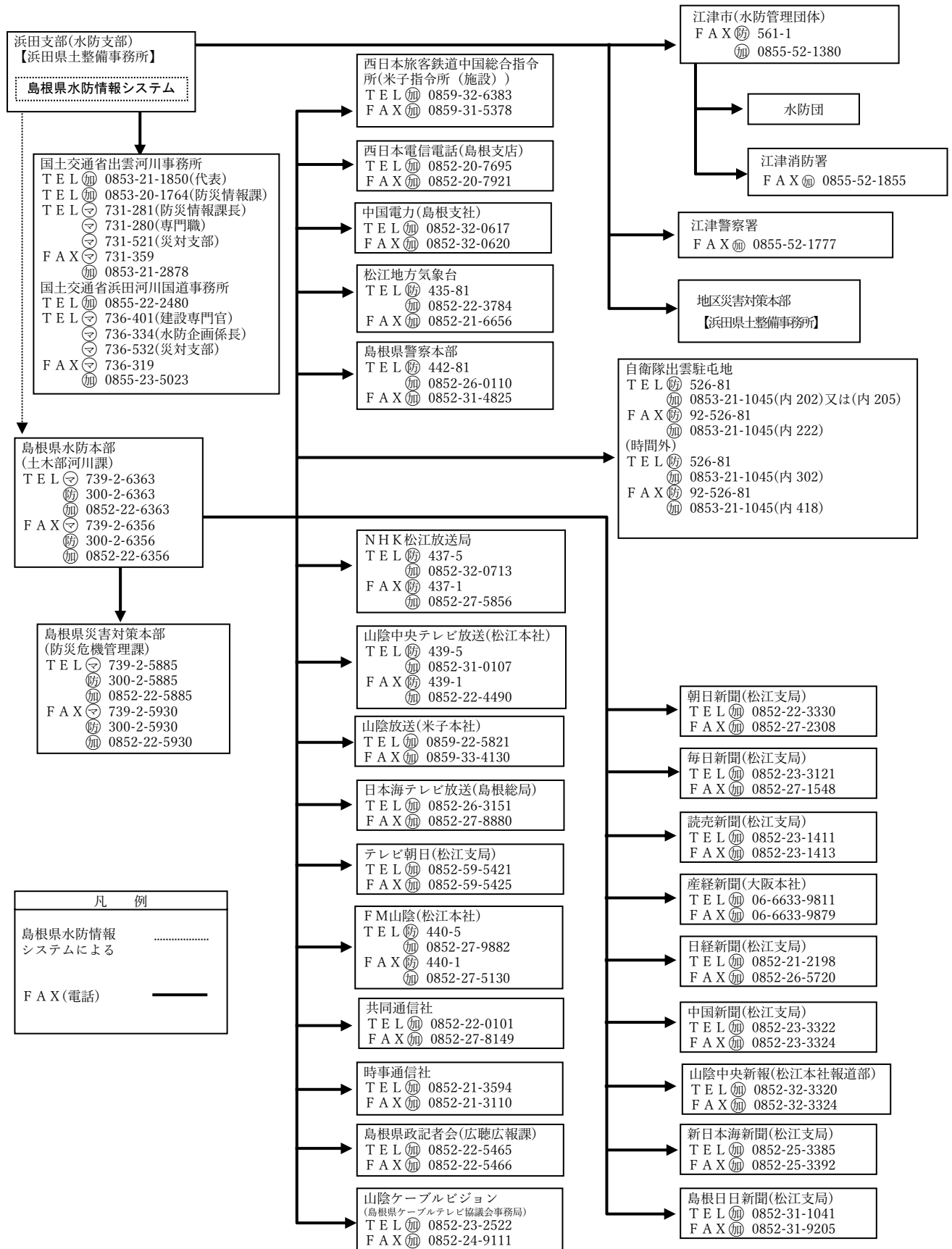
発表の様式は、別表－17 のとおりとする。

発表基準

河川名	氾濫注意情報 (氾濫注意水位)	氾濫警戒情報 (避難判断水位)	氾濫危険情報 (氾濫危険水位※)
相当する警戒レベル	2相当	3相当	4相当
江の川	○	○	○
敬川	○	○	○

※氾濫危険水位は水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位と同義

水位到達情報（県管理河川）伝達系統図



5. 5 水防警報（国土交通省管理河川）

国土交通大臣（国土交通省関係事務所長）は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報を発表する。

1. 安全確保の原則

水防警報は、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者は安全の確保を第一に図ること。

2. 水防警報の種類

発表段階	種 類	内 容
第1段階	待 機	増水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
第2段階	準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
第3段階	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
適 宜	指 示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩壊・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
第4段階	解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

（ただし、待機、準備の2段階は状況により省略することができる。）

3. 水防警報（国土交通省管理河川）の発表、伝達等の方法

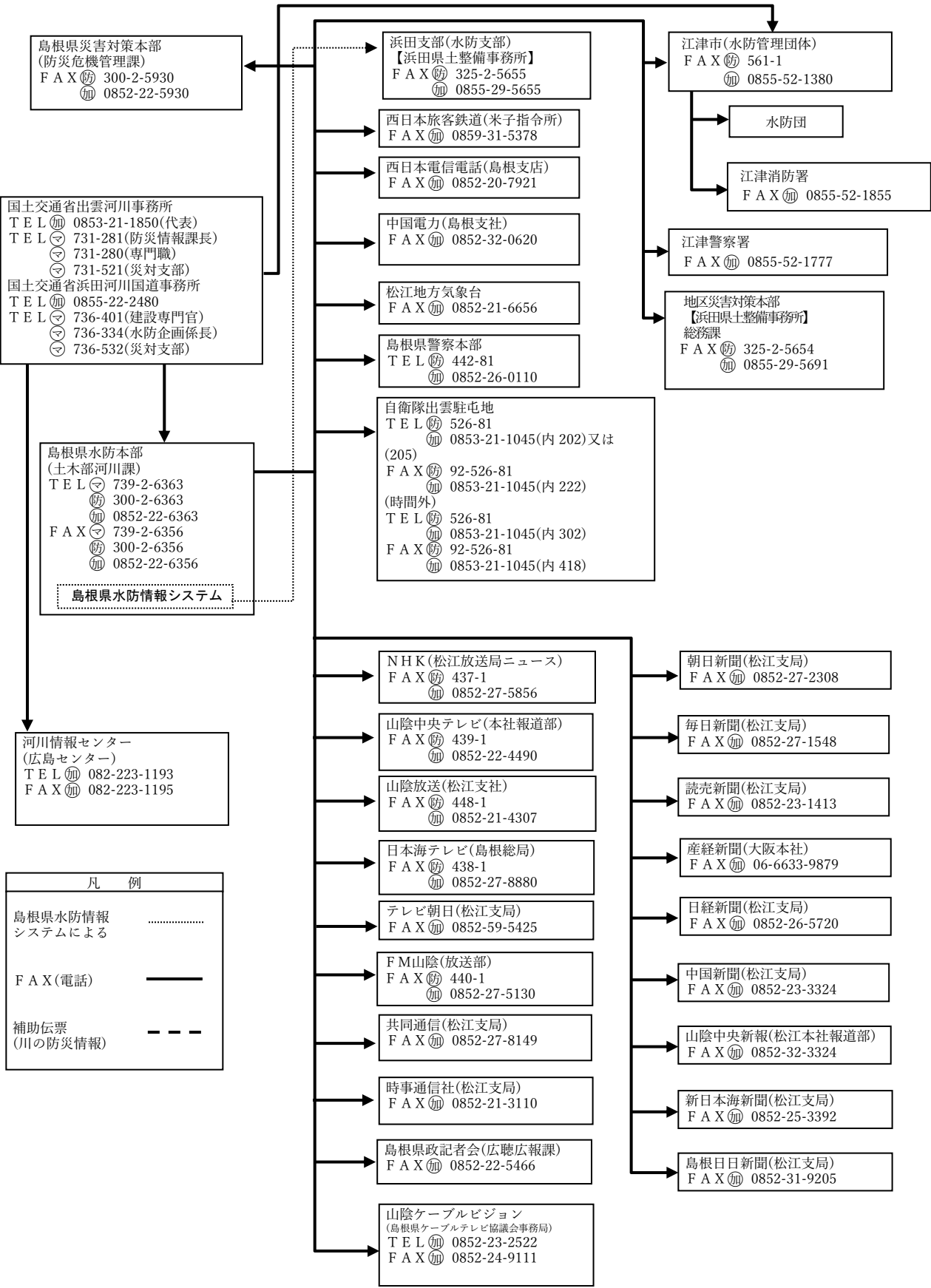
- （1）水防警報の指定河川、区域及び発表担当者は次表①のとおりである。
- （2）水防警報の伝達は次図②に示す伝達系統により行うものとする。
- （3）警報の発表の基準となる水位観測所及び、活動対象水防管理団体は次表③のとおりとする。
- （4）発表の条件は水位観測所ごとに次表④のとおりとする。
- （5）発表の様式は別表－17のとおりとする

①水防警報（国土交通省管理河川）指定河川、区域及び発表担当者

（江津市関係分）

水 系	河川名	区 域	発表担当者	受報者
江の川	江の川 （下流）	左岸 邑南町上田 4,476 番地の 5 から海まで	国土交通省浜田 河川事務所長	島根県 河川課長
		右岸 美郷町上野田鹿尻 668 番地の 1 から海まで	連絡 方法	0852-22-6363

②水防警報（国土交通省管理河川）伝達系統図



③水防警報（国土交通省管理河川）対象水位観測所及び活動対象水防管理団体

(江津市関係分)

河川名	観測所名	所在地	計画高水位	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名(地区名)
江の川(下流)	谷住郷	江津市桜江町谷住郷	18.092	9.20	8.60	7.70	5.60	県央浜田
〃	川平	江津市松川町市村	16.904	9.70	9.20	8.40	6.30	浜田

④水防警報（国土交通省管理河川）発表の条件

(江津市関係分)

発表の条件		待機	準備	出動	指示	解除
		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等により氾濫注意水位を越えるとき、氾濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ災害の生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。	氾濫危険水位に達し、災害の起こる恐れのあるとき、その他水防活動上必要な情報。(適宜)	水位が氾濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。
河川名	水位観測所	水位 (m) (水防団待機水位)	水位 (m)	水位 (m) (氾濫注意水位)	水位 (m) (氾濫危険水位)	
国土交通省浜田河川国道事務所発表						
江の川(下流)	谷住郷	5.60	6.70	7.70	9.20	
〃	川平	6.30	7.40	8.40	9.70	

5. 6 水防警報（県管理河川）

知事は、国土交通大臣が指定した以外の河川、湖沼又は海岸で、洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報を発表する。

1. 安全確保の原則

5. 5. 1 に同じ

2. 水防警報の種類

5. 5. 2 に同じ

3. 水防警報（県管理河川）の発表、伝達方法

- (1) 水防警報の指定河川、区域及び発表担当者等は次表①のとおりとする。
- (2) 水防警報の伝達は、次図②に示す伝達系統により行うものとする。
- (3) 警報の発表の基準となる水位観測所及び、活動対象水防管理団体は、次図のとおりとする。

(4) 発表の条件は、各水位観測所ごとに次表③のとおりとする。

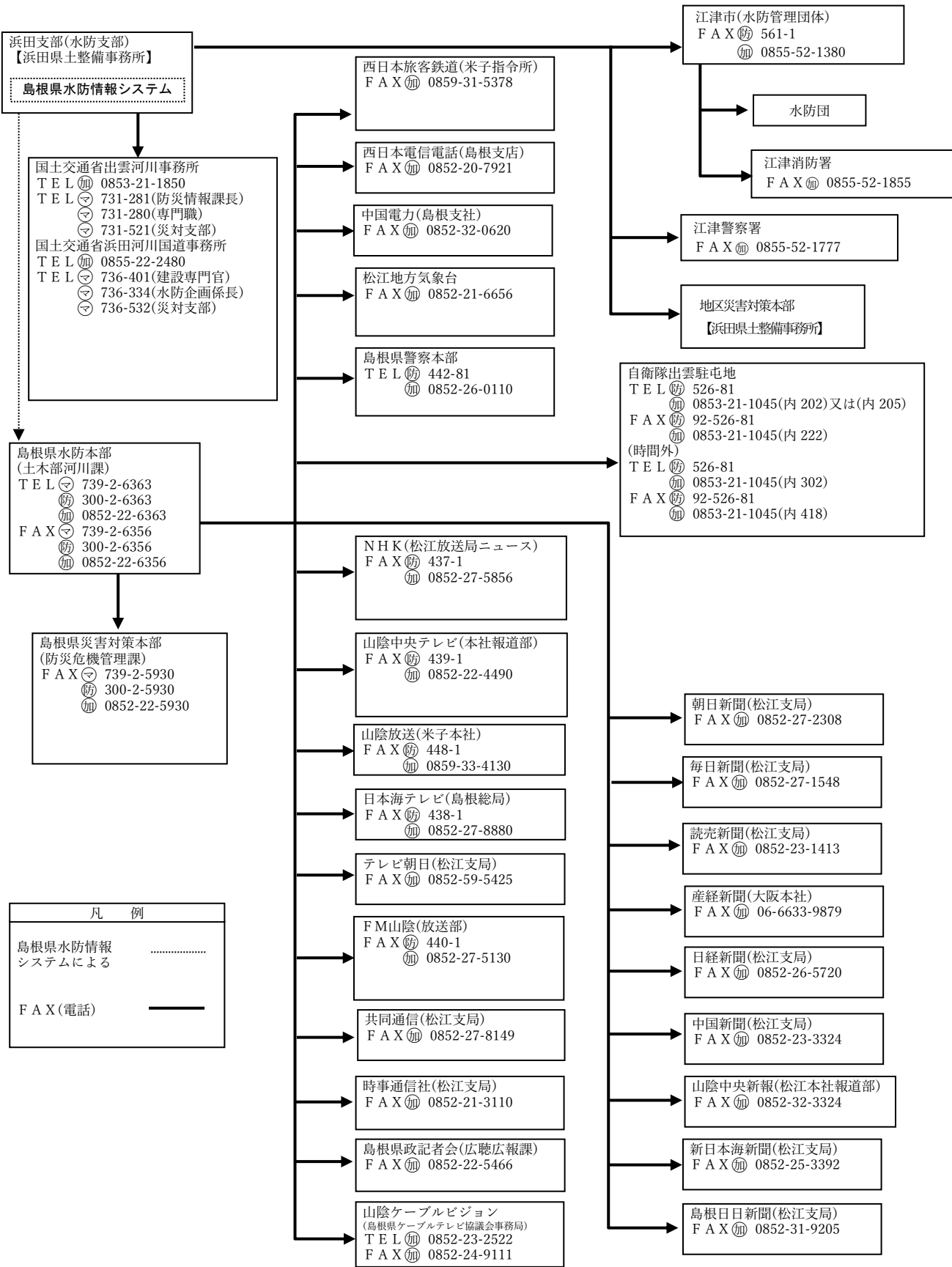
(5) 発表の様式は、別表－19～23 のとおりとする。

①水防警報（県管理河川）、区域及び発表担当者

(江津市関係分)

水 系	河川名	区 域	発表担当者
江の川	八戸川	左岸：江津市桜江町市山（546-1 地先）から江津市桜江町後山（江の川合流点）まで 右岸：江津市桜江町江尾（452 地先）から江津市桜江町川戸（江の川合流点）まで	水防浜田支部長
敬 川	敬 川	左岸：江津市敬川町（451 地先）から江津市敬川町（河口）まで 右岸：江津市敬川町（438 地先）から江津市敬川町（河口）まで	”

②水防警報（県管理河川）伝達系統図



③水防警報（県管理河川）発表の条件

（江津市関係分）

発表の条件		待機	準備	出動	指示	解除
		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等により氾濫注意水位を越えるときで、氾濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ災害の生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。	氾濫危険水位に達し、災害の起こる恐れのあるとき、その他水防活動上必要な情報。（適宜）	水位が氾濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。
河川名	水位観測所	水位（m） （水防団待機水位）	水位（m）	水位（m） （氾濫注意水位）	水位（m） （氾濫危険水位）	
八戸川	江 尾	1.70	2.20	2.60	3.30	
敬 川	敬川橋	2.00	—	2.10	2.70	

5. 7 ホットライン

市は、避難判断水位、氾濫危険水位に達したことの通知等、市町村長の避難情報発令判断に直結するような緊急又は重要な情報については、あらかじめ定められた通報系統図による通報・伝達に加えて、速やかに情報が伝わるよう国及び県とのホットラインを事前に構築しておく。

5. 8 予想される水災の危険の周知等（法 15 の 11）

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

5. 9 河川等の巡視

市は毎年増水期前に区域内の河川・海岸堤防等を巡視する。

巡視にあたっては、次の事項に留意する。

（ア）危険な箇所の点検、確認をすること。

（イ）上記以外に維持、小修繕等の応急的に措置を要する箇所があるときは直ちに河川・海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めること。（法 9）

5. 10 水防機関等の出動と出動後の水防活動

1. 水防活動

- (1) 市は、水防に関する気象等予警報を受けたとき、又は洪水の危険が予測されるときは、市水防本部を設置し水防活動を開始する。
- (2) 市水防本部は、河川がはん濫注意水位に達したときは、災害地区班を設置するとともに、何時でも全職員が出動できるように準備を整える。
- (3) 市水防本部は、気象警報を受けたとき、又は洪水の危険が予測されるときは、関係水防団に通知し、堤防の監視及び警戒配置につかせる。

2. 水防団等に対する伝達、出動及び活動

- (1) 伝 達
水防団への出動等の情報伝達は、防災行政無線又は防災メール等により行う。
- (2) 出 動
水防団員はそれぞれの区域内の河川が水防団待機水位到達した旨の連絡により待機し、はん濫注意水位到達の連絡により出動する。
市水防本部長又は水防団長から出動の命令があったときは、分団長は直ちに分団員を出動させる。但し、出動の命令がない場合でも、その担当区域に水害の発生の恐れがあると認めたときは、必要な分団員を出動させ、その状況を速やかに市水防本部に報告する。
- (3) 活 動
分団長は、分団員が安全に水防活動を行えるよう配慮する。
水防団員は、自身の安全を確保したうえで活動にあたる。
- (4) 応援出動
分団長は、水防活動に応援が必要と判断した場合は、直ちに市水防本部に要請する。
市水防本部長は、直ちに応援出動の分団を決定し、出動を発令する。
応援出動の命令を受けた分団長は、担当区域内の水防に支障がない限りこれに応じなければならない。
応援のために派遣された分団員は、応援を要請した担当区域の分団長の下に行動する。
- (5) 速報事項
分団長は、河川、海岸の状況、水防活動の状況を速やかに市水防本部へ報告する。
特に河川や海岸に被害が生じている場合はその範囲を速やかに報告する。
市水防本部は、分団長から受けた水防活動状況及び被害状況について、「出水様式2(1)、2(2)、3、4」(別表-24~27)により、水防浜田支部に報告する。
- (6) 水防の解除
水防活動を必要とする出水状況等が解消した場合、市水防本部長は水防を解除する旨、分団長に連絡する。
分団長は、分団員の身体の状態を確認するとともに、水防活動に使用した水防資機材の点検、清掃等を行い保管場所に保管した後、分団員を解散する。

3. 優先通行（法 18）

- （1）別表－34 に定める標識を付けた車両が、水防のために出動するときは、車両及び歩行者はこれに進路を譲らなければならない。（法 18）
- （2）警察官は災害時に県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、自動車等が水防用の車両の通行の妨害となる場合は、その所有者に対して、自動車等を付近の道路外へ移動することを命令することができる。（災害対策基本法第 76 条の 3 第 1 項）
- （3）警察官は上記（2）の措置を命令しようとしても、自動車等の所有者が拒んだときや、所有者がいない場合は、自分でその自動車等を付近の道路外の場所へ移動することができる。（同法第 76 条の 3 第 2 項）
- （4）警察官がその場にはいない場合、消防吏員、自衛官には水防用の車両の通行のため、上記（2）、（3）と同じ権限が与えられる。（同法第 76 条の 3 第 3 項、第 4 項）

4. 緊急通行（法 19）

消防職員及び水防団員並びに水防管理者から委任を受けた者が、水防上緊急の必要がある場所に赴くときには、一般交通の用に供しない空地、水面を通行することが許される。

なお、水防管理団体は、これにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

5. 警戒区域（法 21）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防職員及び水防団員（これらの者がいないとき又はこれらの者から要求があったときには、警察官）は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入りの禁止、制限又は退去命令をすることができる。

6. 居住者に対する水防従事命令（法 24）

市水防本部長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

7. 公用負担（法 28）

市水防本部長又は消防機関の長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

1. 必要な土地の一時使用。
2. 土石、竹木、その他の資材の使用又は収用。
3. 車両、その他の運搬用機器又は器具の使用。
4. 工作物、その他の障害物の処分。

水防管理者から委任を受けた者は、上記 1 から 4（2 における収用を除く。）の権限を行使することができる。

ただし、これらの権限を行使する者は、別表－33 の身分証明書を、またこの者委任を受けた者は、別表－35 に示す証明書を呈示し、原則として別表－36 の命令票を目的物の所有者、管理人又はこれらに準ずる者に交付してから行使する。

なお、市水防本部長は、これにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

8. 通信優先利用（法 27）

水防に関する通信の方法は、島根県防災行政通信施設及び日本電信電話株式会社の加入電話の普通利用によるが、国土交通大臣、知事、水防管理者、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、下記の専用通信施設を使用することができる。

1. 警察通信施設
2. 気象官署通信施設
3. 鉄道通信施設
4. 電気事業通信施設

9. 援助・応援（法 22、23）

市水防本部長は、そのもとにある消防機関のみでは対処しきれないときには、警察署長に対して警察官の出動を求め、又は他の水防管理者、又は消防長に応援を求めることができる。

応援のために派遣された者は、市水防本部長の所轄の下に行動する。

10. 水防活動に対する自衛隊の災害派遣（自衛隊法 83）

市長は、水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事（県防災危機管理課）にその旨を依頼する。

なお、詳細は「江津市地域防災計画」による。

11. 費用負担（法 41、法 42、法 43 の 2）

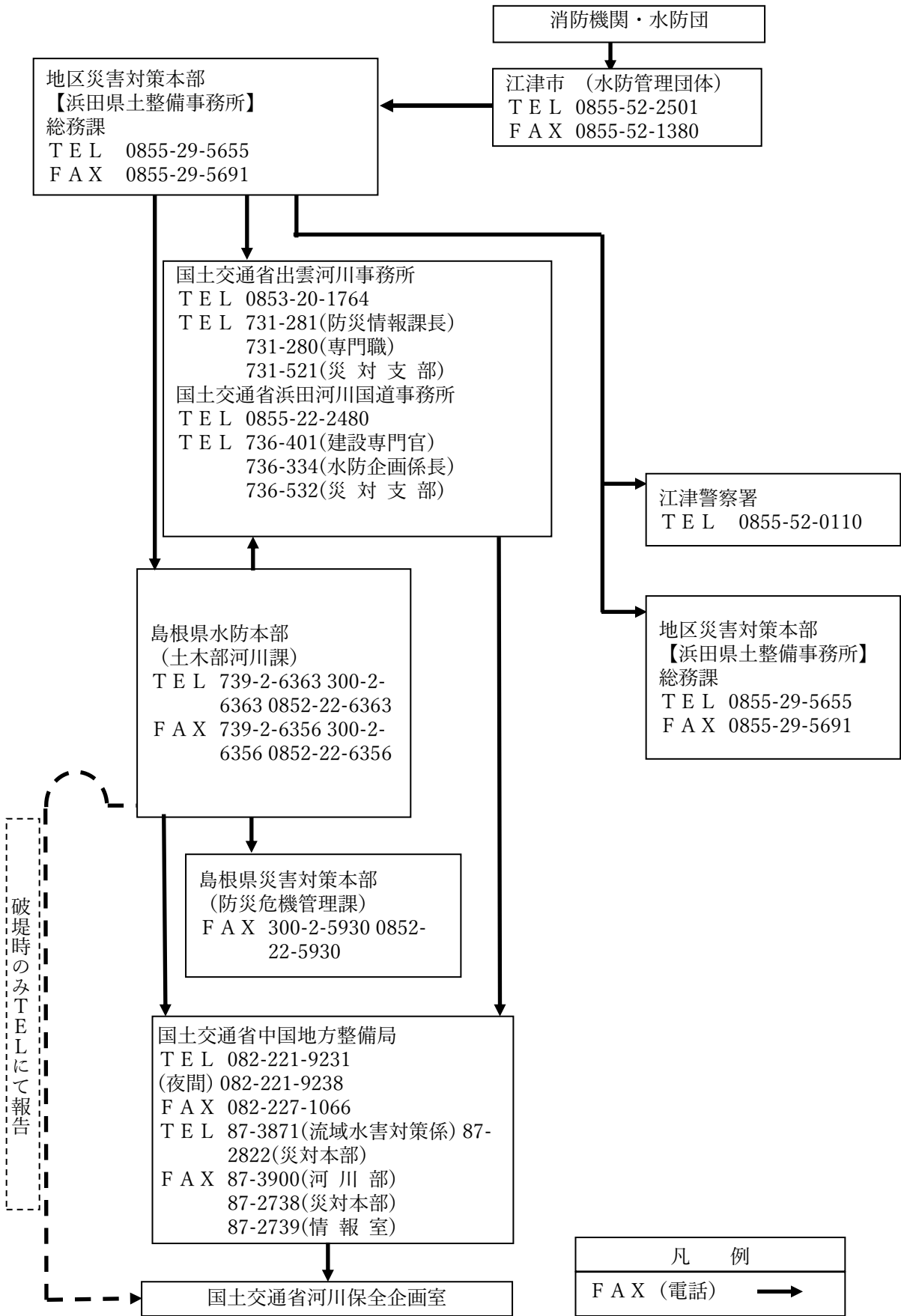
水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担する。ただし、他の水防管理団体への応援のために要した費用、又は水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときには、被応援団体又は利益を受ける市町村が費用の一部を負担する。

この場合の負担額及び負担方法は、両者が協議して定める。

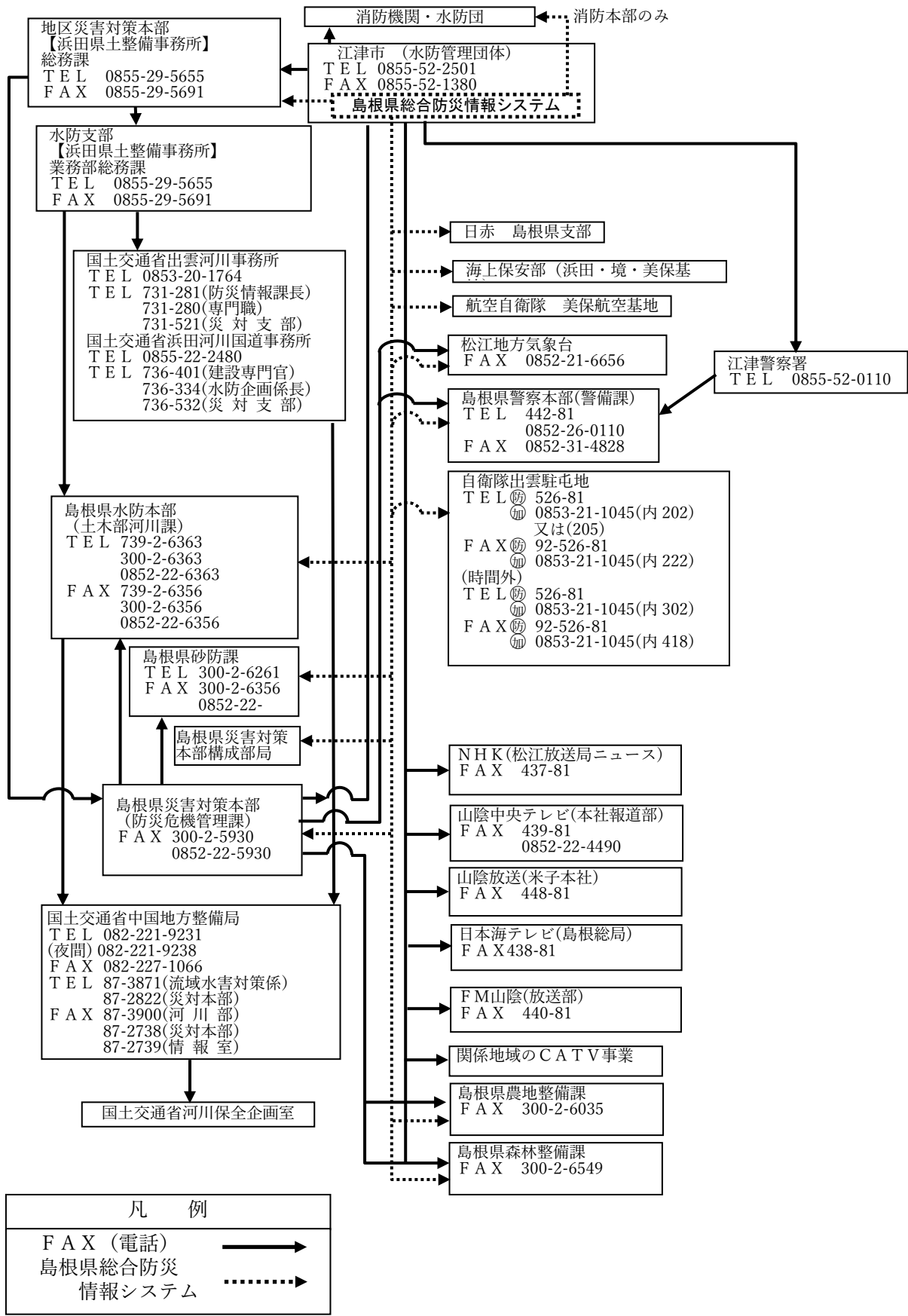
12. 水防の解除の周知

市水防本部は、気象等予警報が解除されたとき、水位が水防団待機水位以下に低下して警戒の必要がなくなったとき、又は水防浜田支部から水防警報解除の通知を受けたとき等、一連の水防活動が終了したときは、これを一般に周知する。

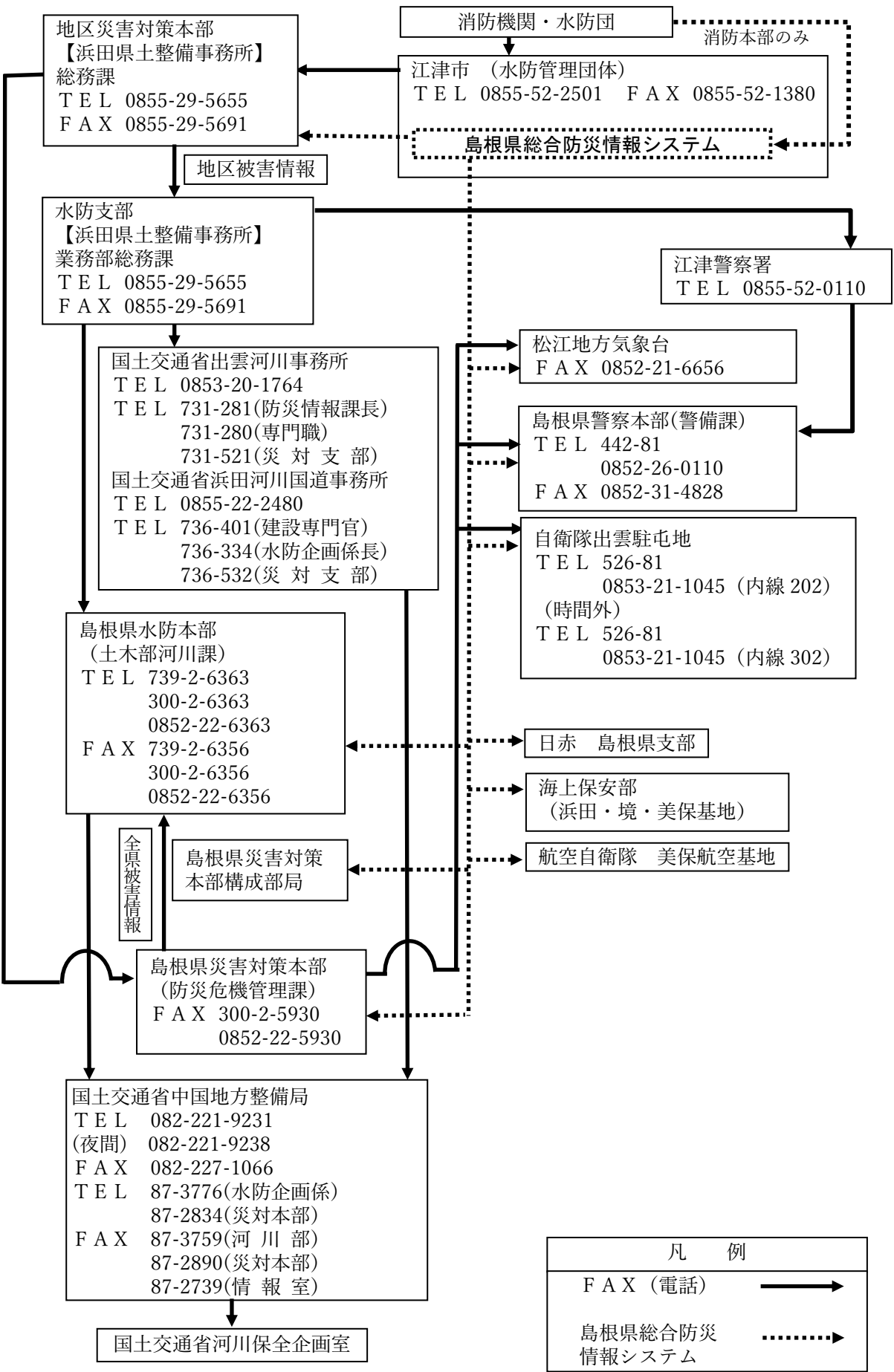
13. 水防活動実施状況・被害情報等に関する情報伝達経路



14. 避難指示等の発令に関する情報伝達経路



15. 一般被害の発生に関する情報伝達経路



5. 1 1 水防協力団体

1. 水防協力団体の指定（法 36）

市長は、法 37 条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2. 水防協力団体の業務（法 37）

- （1）水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- （2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供に関すること。
- （3）水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- （4）水防に関する調査研究を行うこと。
- （5）水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- （6）前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3. 想定される水防協力団体の業務

- （1）「水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力」として、河川巡視、水防工法の実施、避難支援などの水防団等が行う水防活動に対する協力業務。
- （2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供。
- （3）「水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供」として、水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供等。
- （4）「水防に関する調査研究」として、水防に関する意識調査、実態調査等、水防に関する調査及び研究等。
- （5）「水防に関する知識の普及や啓発」として、講習会や研修などの実施等、水防に関する知識の普及や啓発等。
- （6）「前号に掲げる業務に付帯する業務」として、水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等。

4. 水防団体との連携（法 38）

水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に業務を行わなければならない。

5. 監督等（法 39）

市長は、水防協力団体に対し、

- （1）必要があると認めるときはその業務に関し報告させることができる。
- （2）業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- （3）前号の命令に違反したときは、指定を取り消すことができる。

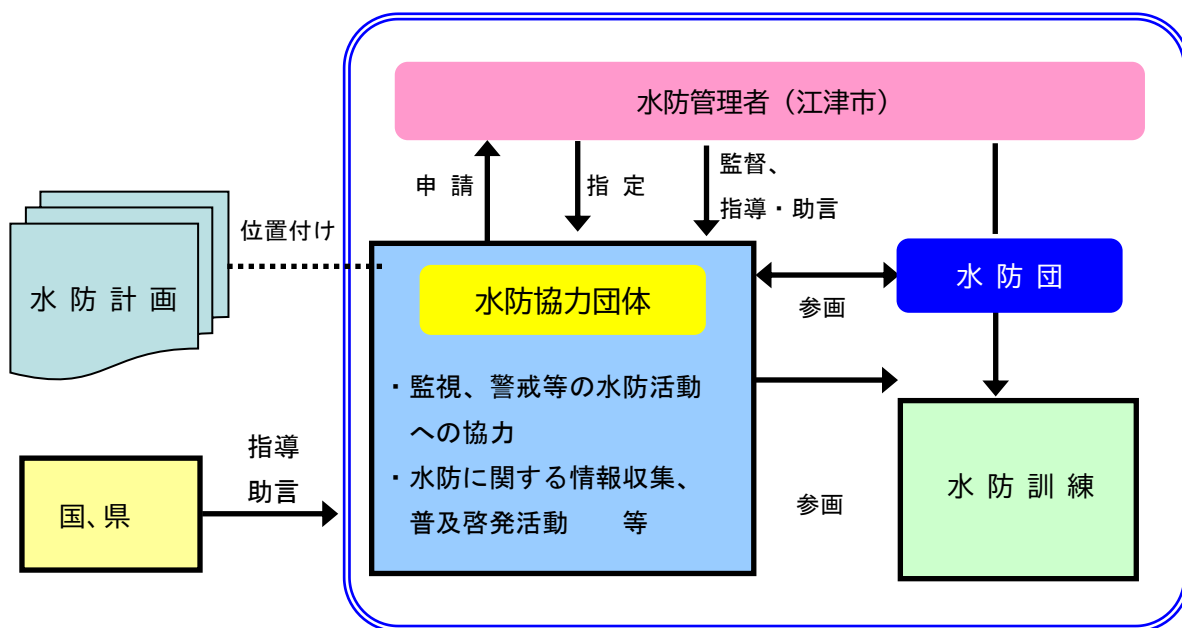
6. 情報の提供（法 40）

市長は国及び県と協力して、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をする。

7. 水防訓練（法 32 の 2）

市は、原則毎年水防訓練を行う。

8. 協力団体制度の水防概念図



5. 1 2 決壊に際しての措置

1. 決壊の通報（法 25）

堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、市水防本部長、又は消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに住民、水防浜田支部長、江津警察署長、及び隣接水防管理者等に通報しなければならない。

2. 決壊後の措置（法 26）

堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときでも、市水防本部長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

5. 1 3 避難のための立退

1. 指 示（法 29）

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫し、必要と認める区域の居住者が避難のため立ち退く必要があるときは、市対策本部長は、迅速、確実に居住者に対して指示する。なお、避難のための立退きを指示する場合には江津警察署長にその旨を通知する。

2. 避難場所及び避難経路

市は、その水防計画で避難場所及び避難経路を示した図を作成し、一般に周知する。
なお、避難場所・避難経路等については、防災マップを活用する。

5. 1 4 水防資材器具等の整備並びに輸送

1. 国土交通省の水防資材器具等

市水防本部長は浜田河川国道事務所所有の備蓄資材器具等の使用を必要とする場合には、直接当該事務所に要請する。

2. 県の水防資材器具等

市水防本部長は、県有備蓄資材器具の使用を必要とする場合には、水防浜田支部長に要請する。

市水防本部長は、災害が発生し又はその恐れがある場合において、県所有の排水ポンプ車の応援を必要とする場合は水防浜田支部を経由し、水防本部へ出動を要請する

3. 水防資材器具の整備

（1）水防用設備資材及び器具

水防用設備資材及び器具は、別表－30 のとおりとし、常時水防倉庫等に備蓄しておく。

（2）水防資材の補充

各水防倉庫の備蓄資材を活用し、かつ多量の資材が必要とする災害の場合を考慮して、国、県に要請しかつ、市内の特定業者と事前に協定等し、非常時資材確保に努める。

（3）水防資材の分散

河川が氾濫し、資材の輸送に困難な場合を想定し水防倉庫以外の適切な場所へ分散しておく。

なお、備蓄の困難な土砂、竹木等についてはあらかじめ採取箇所の選定しておく。

4. 水防資材器具等の輸送の確保

（1）水防資材器具等を保有する各機関は、その輸送上緊急を要する場合には、適宜現地の輸送機関に対して協力を求めるものとする。

（2）輸送のための水防団が所有する船艇の所有状況は、別表－31 のとおりである。

5. 1 5 記録、報告

1. 記 録

市水防本部長は水防団員が水防のために出動したときは、次に掲げる事項を記録して保管する。

- (1) 警戒の出動及び解散命令の時刻並びに出動時刻。
- (2) 出動水防作業員の氏名。
- (3) 堤防等水防対象物の箇所、種類、延長及びこれに対する処置、結果。
- (4) 使用資材及び数量。
- (5) 破損した器具資材及び数量。
- (6) 警戒中の観測水位。
- (7) 水防法第17条の規定により水防に従事させた者の住所、氏名、出動時間及びその事由。
- (8) 公用負担又は購入した資材、器具及びその数量、使用場所、並びに使用の事由。
- (9) 処分した障害物の数量、除去場所及びその理由。
- (10) 土地を一時使用したときは、その箇所、所有者の氏名及びその事由。
- (11) 水防作業中、死傷又は疾病にかかった者の氏名及び手当の状況。
- (12) 避難を指示した時刻及び事由。
- (13) 支出費の明細。
- (14) その他記録を必要とする事項。

2. 報 告

市水防本部長は、水防が終了したときは速やかに、別表－29の「水防活動報告様式」により、水防浜田支部を経由して県水防本部長に報告する。

資 料 編

別表－１ 雨量観測所

水系名	観測所名	所在地	管理者	観測者	電話番号	備考
(1) 島根県水防情報システム関係						
江の川	波積ダム	江津市波積町	浜田県土整備事務所	波積ダム	0855-55-0961	県水防情報システム
江の川	波積	江津市波積町	浜田県土整備事務所	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	県水防情報システム
江の川	江津	江津市江津町 (江津市総務課)	江津市	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	県水防情報システム
江の川	八戸ダム	江津市桜江町 八戸	浜田県土整備事務所	八戸ダム管理所	0855-92-1361	県水防情報システム
(2) 島根県土砂災害予警報システム関係(県砂防課所管)						
敬 川	跡市	江津市跡市町	浜田県土整備事務所	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	県土砂災害予警報システム
江の川	上津井	江津市松川町 上津井	浜田県土整備事務所	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	県土砂災害予警報システム
江の川	川戸	江津市桜江町 川戸	浜田県土整備事務所	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	県土砂災害予警報システム
江の川	八戸	江津市桜江町 八戸	浜田県土整備事務所	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	県土砂災害予警報システム
江の川	江津	江津市江津町	浜田県土整備事務所	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	県土砂災害予警報システム
(3) 国土交通省関係						
江の川	江津	江津市渡津町 (国土交通省江の川 下流出張所)	浜田河川国道事務所	浜田河川国道事務所	0855-22-2480	国土交通省
(4) 気象庁関係						
江の川	桜江	江津市桜江町 川戸	松江地方気象台	松江地方気象台	0852-22-3784	気象庁
(5) 西日本旅客鉄道関係						
倉谷川	黒松	江津市黒松町	中国統括本部	米子指令所	0859-32-6383	西日本旅客鉄道
江の川	江津	江津市江津町	中国統括本部	米子指令所	0859-32-6383	西日本旅客鉄道
宇津川	波子	江津市波子町	中国統括本部	米子指令所	0859-32-6383	西日本旅客鉄道
(6) その他						
江の川	渡田	江津市桜江町 川越	江津市	江津市役所	0855-52-2501	市防災無線
江の川	都治	江津市都治町	江津市	江津市役所	0855-52-2501	市防災無線
敬 川	有福温泉	江津市有福温泉町	江津市	江津市役所	0855-52-2501	市防災無線
江の川	江津	江津市渡津町 (江津消防署)	江津市	江津邑智消防組合	0855-52-0119	市

(参考) 江津市地域防災計画資料編 P27 にも掲載あり

別表－2 水位観測所

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上段：左岸 下段：右岸	氾濫 危険 水位	避難 判断 水位	氾濫 注意 水位	水防団 待機 水位	管理者	観測者	電話番号	観測方法	発表 情報等
(1) 島根県水防情報システム関係												
都治川	都治	江津市 都治町	6.01 6.59			2.60	1.50	浜田県土 整備事務所	浜田県土 整備事務所	0855-29- 5642	テレメーター	
都治川	都治川 下流	江津市 松川町	17.95 16.76			8.40	6.30	浜田県土 整備事務所	浜田県土 整備事務所	0855-29- 5642	テレメーター	
敬川	敬川橋	江津市 敬川町	4.20 4.20	2.70	2.40	2.10	2.00	浜田県土 整備事務所	浜田県土 整備事務所	0855-29- 5642	テレメーター	周、警
敬川	跡市	江津市 跡市町	2.50 2.50					浜田県土 整備事務所	浜田県土 整備事務所	0855-29- 5642	テレメーター	
八戸川	江尾	江津市 桜江町 市山	6.66 5.13	3.30	2.80	2.60	1.70	浜田県土 整備事務所	八戸ダム 管理所	0855-92- 1361	テレメーター	周、警
八戸川	近原	江津市 桜江町 後山	21.57 24.02					浜田県土 整備事務所	八戸ダム 管理所	0855-92- 1361	テレメーター	
(2) 国土交通省関係												
江の川	大貫	江津市 桜江町 大貫						浜田河川 国道事務所	浜田河川 国道事務所	0855-22- 2480	自 記	
江の川	谷住郷	江津市 桜江町 谷住郷	14.11 16.10	9.20	8.60	7.70	5.60	浜田河川 国道事務所	浜田河川 国道事務所	0855-22- 2480	テレメーター	洪警
江の川	長良	江津市 松川町 長良						浜田河川 国道事務所	浜田河川 国道事務所	0855-22- 2480	テレメーター	
江の川	川平	江津市 松川町 市村	14.01 18.19	9.70	9.20	8.40	6.30	浜田河川 国道事務所	浜田河川 国道事務所	0855-22- 2480	テレメーター	洪警
江の川	江津	江津市 江津町 郷田	6.46 7.84					浜田河川 国道事務所	浜田河川 国道事務所	0855-22- 2480	テレメーター	

洪：洪水予報対象、周：水位周知発表対象、警：水防警報発表対象の水位観測所

(3) 島根県管理危機管理型水位計関係					
河川名	観測所名	所在地	形 式	観測開始水位	危険水位
八戸川	八戸川 長尾橋	江津市 桜江町 川戸	非接触式	天端より-3.69m	天端より-1.80m

(参考) 江津市地域防災計画資料編 P26 にも掲載あり

別表－3 島根県管理河川監視カメラ一覧

河川名	観測所名	所 在 地	近接水位計	観測者	電話番号	種 別
都治川	都治	江津市都治町	都治	浜田県土整備 事務所	0855-29- 5642	CCTV
都治川	都治川 下流	江津市松川町	都治川下流	浜田県土整備 事務所	0855-29- 5642	CCTV
都治川	波積ダム	江津市波積町	－	浜田県土整備 事務所	0855-29- 5642	CCTV
八戸川	江尾	江津市桜江町市山	江尾	浜田県土整備 事務所	0855-29- 5642	CCTV
八戸川	長尾橋	江津市桜江町今田	－	浜田県土整備 事務所	0855-29- 5642	CCTV
敬川	敬川橋	江津市敬川町	敬川橋	浜田県土整備 事務所	0855-29- 5642	CCTV

別表－４ 重要水防区域

○区域指定の基準

- (１) 既往水害で被災し未復旧の区間。
- (２) 未改修河川で過去に溢水、浸水した区間。
- (３) 既設堤防護岸が低く、日雨量 100 mm又は時間雨量 30 mm以上となった場合、溢水、浸水のおそれがある区間。
- (４) 土石流の顕著な河川で、河床埋没のため決壊のおそれがある区間。
- (５) 水衝部であって、洪水時急激に基礎部が深掘れし、決壊のおそれがある区間。
- (６) 改修済及び復旧済であるが、万一決壊すれば重大な被害をもたらすことが予想される区間。
- (７) 堤防兼用の重要道路で、被災すれば交通上重要な支障をもたらすことが予想される区間。

水系名	河川名	区 域	左右岸別	延 長	備 考
江の川	江の川	自 邑智郡邑南町上田 至 江津市江津町(河口)	左	91,300m	国土交通省浜田河川国道事務所
〃	〃	自 邑智郡美郷町上野 至 江津市渡津町(河口)	右	79,300m	〃
〃	都治川	自 江津市都治町(1034 地先) 至 江津市松川町市村(江の川合流点)	左	6,500m	浜田県土整備事務所
〃	〃	自 江津市都治町(1034 地先) 至 江津市松川町下河戸(江の川合流点)	右	6,500m	〃
〃	八戸川	自 江津市桜江町市山 546－1 地先 至 江津市桜江町小田	左	1,400m	〃
〃	〃	自 江津市桜江町小田 至 江津市桜江町後山(江の川合流点)	左	4,000m	〃
〃	〃	自 江津市桜江町江尾 452 地先 至 江津市桜江町川戸	右	3,500m	〃
〃	〃	自 江津市桜江町川戸(川戸大橋) 至 江津市桜江町後山(江の川合流点)	右	1,200m	〃
敬川	敬川	自 江津市敬川町(451 地先) 至 江津市敬川町(河口)	左	2,200m	〃
〃	〃	自 江津市敬川町(438 地先) 至 江津市敬川町(河口)	右	2,400m	〃

(参考) 江津市地域防災計画資料編 P28 にも掲載あり

別表－5 危険な箇所

(1) 国土交通省関係

番号	河川名	地 先 名 (水防管理団体名)	区 間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島 根 県 担当事務所
			左右 岸	距 離 標	延長(m)						
1	江の川	江津市渡津 (江津市)	右	0k000 ～0k050	51	堤体漏水	B	詳細点検	杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
2	江の川	江津市渡津 (江津市)	右	0k050 ～0k200	154	堤体漏水 旧川跡	B 要	詳細点検 旧川跡	杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
3	江の川	江津市渡津 (江津市)	右	0k200 ～0k350	150	堤体漏水 旧川跡	B 要	詳細点検 旧川跡	杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
4	江の川	江津市渡津 (江津市)	右	0k350 ～0k800	440	堤体漏水	B	詳細点検	杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
5	江の川	江津市郷田 (江津市)	左	0k400 ～0k876	496	越水(溢水) 旧川跡	A 要	無堤 旧川跡	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
6	江の川	江津市郷田 (江津市)	左	0k876 ～1k350	519	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
7	江の川	江津市渡津 (江津市)	右	1k050 ～1k100	46	旧川跡	要	旧川跡		江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
8	江の川	江津市渡津 (江津市)	右	1k300 ～1k600	275	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 月の輪	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
9	江の川	江津市郷田 (江津市)	左	1k350 ～1k700	375	越水(溢水) 堤体漏水	B B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
10	江の川	江津市郷田 (江津市)	左右	1k380		工作物	A	(桁下高不足) 江川橋		江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
11	江の川	江津市郷田 (江津市)	左右	1k400		工作物	B	(桁下高不足) 郷川鉄橋		江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
12	江の川	江津市渡津 (江津市)	右	1k600 ～1k700	103	基礎地盤漏水 旧川跡	B 要	詳細点検 旧川跡	月の輪	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
13	江の川	江津市長田 (江津市)	右	1k700 ～1k950	251	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
14	江の川	江津市郷田 (江津市)	左右	1k770		工作物	B	(桁下高不足) 新江川橋		江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所

番号	河川名	地 先 名 (水防管理団体名)	区 間			種 別	重 要 度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島 根 県 担当事務所
			左右 岸	距 離 標	延長 (m)						
15	江の川	江津市長田 (江津市)	右	1k950 ～2k000	49	基礎地盤漏水	A	漏水実績	月の輪	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
16	江の川	江津市長田 (江津市)	右	2k000 ～2k060	58	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B A	堤防高不足 漏水実績	積土のう 月の輪	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
17	江の川	江津市長田 (江津市)	右	2k060 ～2k150	88	越水（溢水） 基礎地盤漏水 破堤箇所	B A 要	堤防高不足 漏水実績 破堤箇所	積土のう 月の輪	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
18	江の川	江津市長田 (江津市)	右	2k150 ～2k400	223	越水（溢水） 基礎地盤漏水 破堤箇所	B B 要	堤防高不足 詳細点検 破堤箇所	積土のう 月の輪	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
19	江の川	江津市長田 (江津市)	右	2k400 ～2k600	183	堤体漏水 基礎地盤漏水 破堤箇所	B B 要	堤防脆弱性指標 詳細点検 破堤箇所	杭打ち積土のう 月の輪	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
20	江の川	江津市長田 (江津市)	右	2k600 ～3k200	527	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	堤防脆弱性指標 詳細点検	杭打ち積土のう 月の輪	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
21	江の川	江津市長田 (江津市)	右	3k200 ～3k300	71	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要	堤防脆弱性指標 詳細点検 旧川跡	杭打ち積土のう 月の輪	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
22	江の川	江津市長田 (江津市)	右	3k300 ～3k750	310	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	堤防高不足 堤防脆弱性指標 詳細点検	積土のう 杭打ち積土のう 月の輪	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
23	江の川	江津市千金 (江津市)	左	3k550 ～3k890	428	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
24	江の川	江津市千金 (江津市)	左	3k890 ～5k200	990	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
25	江の川	江津市太田 (江津市)	右	4k700 ～5k700	1132	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
26	江の川	江津市田ノ村 (江津市)	左	5k550 ～6k200	777	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
27	江の川	江津市八神 (江津市)	右	5k900 ～6k196	335	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
28	江の川	江津市八神 (江津市)	右	6k196 ～6k951	717	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防	B B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 新堤防	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
29	江の川	江津市八神 (江津市)	右	6k951 ～7k000	41	越水（溢水）	A	堤防高不足	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所

番号	河川名	地 先 名 (水防管理団体名)	区 間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島 根 県 担当事務所
			左右 岸	距 離 標	延長 (m)						
30	江の川	江津市赤栗 (江津市)	左	7k600 ～7k900	189	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
31	江の川	江津市市村 (江津市)	右	7k800 ～8k000	316	越水（溢水）	A	堤防高不足	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
32	江の川	江津市市村 (江津市)	右	8k000 ～8k200	188	越水（溢水） 基礎地盤漏水	A B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 月の輪	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
33	江の川	江津市市村 (江津市)	右	8k200 ～8k900	576	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 月の輪	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
34	江の川	江津市川平 (江津市)	左	8k700 ～9k750	1056	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
35	江の川	江津市市村 (江津市)	右	8k900 ～9k000	74	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
36	江の川	江津市川平 (江津市)	左右	9k390		工作物	A	(桁下高不足) 松川橋		江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
37	江の川	江津市樫原 (江津市)	右	9k790 ～10k100	309	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
38	江の川	江津市樫原 (江津市)	右	10k280 ～10k400	126	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
39	江の川	江津市中長良 (江津市)	右	10k400 ～10k800	438	越水（溢水）	B	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
40	江の川	江津市中長良 (江津市)	右	10k800 ～11k120	330	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
41	江の川	江津市瀬尻 (江津市)	左	11k450 ～12k000	566	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
42	江の川	江津市長良 (江津市)	右	11k750 ～13k150	1400	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
43	江の川	江津市桜江町小松 (江津市)	左	13k300 ～13k800	395	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
44	江の川	江津市桜江町大口 (江津市)	右	14k000 ～14k500	306	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所

番号	河川名	地 先 名 (水防管理団体名)	区 間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島 根 県 担当事務所
			左右 岸	距 離 標	延長(m)						
45	江の川	江津市桜江町仁万瀬 (江津市)	左	14k500 ～14k700	213	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
46	江の川	江津市桜江町谷住郷 (江津市)	右	15k050 ～15k800	786	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B A	堤防高不足 詳細点検 漏水実績	積土のう 杭打ち積土のう 月の輪	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
47	江の川	江津市桜江町谷住郷 (江津市)	右	15k800 ～16k000	213	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
48	江の川	江津市桜江町川戸 (江津市)	左	15k800 ～16k000	183	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
49	江の川	江津市桜江町川戸 (江津市)	左	15k800		陸開	要			江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
50	江の川	江津市桜江町川戸、 谷住郷 (江津市)	左右	16k110		工作物	B	(桁下高不足) 桜江大橋		江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
51	江の川	江津市桜江町臼木 (江津市)	右	16k550 ～17k100	404	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
52	江の川	江津市桜江町猪ノ瀬 (江津市)	左	17k120 ～17k220	112	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
53	江の川	江津市桜江町臼木 (江津市)	右	17k350 ～17k770	439	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
54	江の川	江津市桜江町花河原 (江津市)	左	18k800 ～19k200	249	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
55	江の川	江津市桜江町元折 (江津市)	右	19k400 ～19k750	310	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
56	江の川	江津市桜江町小原 (江津市)	左	20k100 ～20k180	79	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
57	江の川	江津市桜江町榎谷 (江津市)	右	20k600 ～20k950	333	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
58	江の川	江津市桜江町田津 (江津市)	左	21k080 ～23k125	2148	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
59	江の川	江津市桜江町田津 (江津市)	左右	21k412		工作物	A	(桁下高不足) 大貫橋		江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所

番号	河川名	地 先 名 (水防管理団体名)	区 間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島 根 県 担当事務所
			左右 岸	距 離 標	延長 (m)						
60	江の川	江津市桜江町久井谷 (江津市)	右	21k450 ～21k560	132	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
61	江の川	江津市桜江町大貫 (江津市)	右	21k750 ～23k000	1328	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
62	江の川	江津市桜江町大貫 (江津市)	右	23k000 ～24k093	1026	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防	B B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 新堤防	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
63	江の川	江津市桜江町田津 (江津市)	左	23k185 ～23k380	207	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
64	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	23k840 ～24k070	270	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
65	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	24k070 ～24k200	171	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
66	江の川	江津市桜江町大貫 (江津市)	右	24k093 ～24k250	152	越水（溢水） 堤体漏水	B B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
67	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左右	24k190		工作物	B	(桁下高不足) 川越大橋		江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
68	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	24k200 ～24k600	465	越水（溢水） 堤体漏水	B B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
69	江の川	江津市桜江町大貫 (江津市)	右	24k250 ～24k600	341	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
70	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	24k600 ～25k250	710	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
71	江の川	江津市桜江町大貫 (江津市)	右	24k600 ～24k890	261	越水（溢水）	B	堤防高不足	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
72	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	25k250 ～25k300	53	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	A B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
73	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	25k300 ～25k800	447	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
74	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	25k800 ～26k000	165	越水（溢水） 堤体漏水	B B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所

番号	河川名	地 先 名 (水防管理団体名)	区 間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島 根 県 担当事務所
			左右 岸	距 離 標	延長 (m)						
75	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	26k000 ～26k100	82	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	A B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
76	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	26k100 ～26k590	400	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
77	江の川	江津市桜江町坂本 (江津市)	右	26k120 ～26k280	188	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
78	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	26k600		陸間	要			江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
79	江の川	江津市桜江町坂本 (江津市)	右	26k600 ～27k200	508	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
80	江の川	江津市桜江町鹿賀 (江津市)	左	27k370 ～27k600	264	越水（溢水）	A	無堤	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
81	江の川	江津市桜江町鹿賀 (江津市)	左	27k600 ～27k640	48	越水（溢水） 旧川跡	A 要	無堤 旧川跡	積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
82	江の川	江津市桜江町鹿賀 (江津市)	左	27k640 ～28k400	711	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	A B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
83	江の川	江津市桜江町鹿賀 (江津市)	左右	28k340		工作物	B	(桁下高不足) 鹿賀大橋		江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
84	江の川	江津市桜江町鹿賀 (江津市)	左	28k400 ～28k950 ～28k710	487	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
86	江の川	江津市桜江町鹿賀 (江津市)	左	28k950 ～29k050	97	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	A B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所
87	江の川	江津市桜江町鹿賀 (江津市)	左	29k050 ～29k190	130	越水（溢水） 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川下流 出張所	浜田県土 整備事務所

(参考) 江津市地域防災計画資料編 P32 にも掲載あり

(2) 島根県関係 (河川)

番 号	河川名	位 置	岸	延 長 (m)	種別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理 団体名
浜-1	北 川	江津市波積町北	左	80	河積	B	河積不足	積土のう工	江津市
浜-2	〃	〃	右	20	〃	B	〃	〃	〃
浜-3	都治川	江津市波積町本郷	左	600	〃	B	〃	〃	〃
浜-4	〃	〃	右	500	〃	B	〃	〃	〃
浜-5	奥谷川	江津市川平町南川上	左	400	〃	B	〃	〃	〃
浜-6	〃	〃	右	400	〃	B	〃	〃	〃
浜-7	新 川	江津市嘉久志町	左	200	〃	B	〃	〃	〃
浜-8	〃	〃	右	200	〃	B	〃	〃	〃
浜-9	和木川	江津市和木町	左	700	〃	B	〃	〃	〃
浜-10	〃	〃	右	700	〃	B	〃	〃	〃
浜-11	水尻川	江津市二宮町神主	左	400	堤体強度	B	強度不足	簗張工 木流工	〃
浜-12	〃	〃	右	200	〃	B	〃	〃	〃
浜-19	八戸川	江津市桜江町川戸	左	200	河積	B	河積不足	積土のう工	〃
浜-20	〃	江津市桜江町江尾	右	230	堤体強度	A	強度不足	〃	〃
浜-21	本町川	江津市江津町	左	330	河積	A	河積不足	〃	〃
浜-22	〃	〃	右	330	〃	A	〃	〃	〃
浜-23	敬川	江津市敬川町	左	150	堤体強度	A	強度不足	〃	〃
浜-24	〃	〃	右	50	〃	A	〃	〃	〃
浜-26	東川	江津市浅利町	左	120	河積	B	河積不足	〃	〃
浜-27	〃	〃	右	120	〃	B	〃	〃	〃
浜-28	玉川	江津市桜江町市山	左	800	〃	B	〃	〃	〃
浜-29	〃	〃	右	800	〃	B	〃	〃	〃
浜-30	枕の滝川	江津市桜江町今田	左	200	〃	B	〃	〃	〃
浜-31	〃	〃	右	200	〃	B	〃	〃	〃
浜-32	宮の谷川	江津市桜江町今田	左	50	〃	B	〃	〃	〃
浜-33	〃	〃	右	50	〃	B	〃	〃	〃
浜-34	八戸川	江津市桜江町川戸	右	500	漏水	A	漏水	月の輪工	〃
浜-35	鹿賀谷川	江津市桜江町鹿賀	左	200	〃	A	〃	〃	〃
計		28 箇所							

(参考) 江津市地域防災計画資料編 P38 にも掲載あり

(3) 島根県関係 (海岸)

番 号	河川名	位 置	延 長 (m)	種別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理 団体名
浜海-4	和木波子	江津市都野津町 ～ 江津市二宮町神主	800	浸食	A	浸食	巡回監視	江津市
浜海-5	和木波子	江津市和木町 ～ 江津市都野津町	840	〃	B	〃	〃	〃
浜海-6	和 木	江津市和木町	800	〃	A	〃	〃	〃
計		3 箇所						

(参考) 江津市地域防災計画資料編 P38 にも掲載あり

別表－6 水門・樋門一覧表

番号	河川名	位置	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	施設名
1	鹿賀谷川	桜江町鹿賀	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	島根県	鹿賀第3号排水樋門
2	鹿賀谷川	桜江町鹿賀	陸閘門	右岸	3.17×5.80	1	手動	島根県	鹿賀陸閘門
3	江の川	桜江町鹿賀	樋門	左岸	1.75×1.75	1	電動	国土交通省	鹿賀第2号排水樋門
4	江の川	桜江町鹿賀	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	鹿賀第1号排水樋門
5	江の川	桜江町川越	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	川越第1号排水樋門
6	江の川	桜江町川越	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	川越第2号排水樋門
7	江の川	桜江町川越	樋門	左岸	2.50×2.75	2	電動	国土交通省	川越第3号排水樋門
8	江の川	桜江町川越	樋門	左岸	1.00×1.00	1	電動	国土交通省	川越第4号排水樋門
9	江の川	桜江町川越	陸閘門	左岸	5.10×5.65	1	手動	国土交通省	川越陸閘門
10	江の川	桜江町大貫	樋門	右岸	2.50×2.4	2	電動	国土交通省	大貫第1排水樋門
11	江の川	桜江町大貫	樋門	右岸	1.50×1.60	1	電動	国土交通省	大貫第2排水樋門
12	江の川	桜江町川戸	樋管	左岸	径 600	1	電動	国土交通省	川戸上排水樋管
13	江の川	桜江町川戸	樋管	左岸	径 600	1	電動	国土交通省	川戸下排水樋管
14	江の川	桜江町川戸	陸閘門	左岸	5.25×3.78	1	手動	国土交通省	川戸第1陸閘門
15	江の川	桜江町谷住郷	樋門	右岸	2.75×3.00	2	電動	国土交通省	下の原排水樋門
16	江の川	松川町	樋門	右岸	2.45×2.38	1	電動	国土交通省	八神樋門
17	江の川	江津町	排水機 場	左岸	1.0 m³/S×3	1	自家発	国土交通省	本町排水機場 郷田排水樋門
18	江の川	江津町	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	国土交通省	郷田第2排水樋門
19	江の川	江津町	樋門	左岸	1.50×1.50	1	電動	国土交通省	郷田第3排水樋門
20	江の川	江津町	樋門	左岸	1.50×1.00	1	手動	国土交通省	郷田第4排水樋門
21	江の川	江津町	樋門	左岸	1.75×1.75	1	電動	国土交通省	郷田第5排水樋門
22	江の川	江津町	樋門	左岸	1.50×1.50	1	電動	国土交通省	本町排水樋門
23	江の川	渡津町	樋門	右岸	2.80×3.50	2	発動	江津市	渡津排水樋門
24	江の川	渡津町	樋門	右岸	3.20×2.50	1	発動	江津市	渡津第2排水樋門
25	江の川	渡津町	樋門	右岸	2.25×2.50	1	発動	江津市	渡津第3排水樋門
26	江の川	渡津町	樋管	右岸	径 780	1	電動	国土交通省	長田排水樋管
27	江の川	渡津町	樋管	右岸	径 600	1	電動	国土交通省	長田第2排水樋管
28	江の川	桜江町今田	樋門	右岸	1.60×3.20	1	電動	島根県	今田樋門
29	八戸川	桜江町今田	樋門	右岸	0.80×1.20	1	手動	今田水利組合	今田樋門
30	八戸川	桜江町小田	樋門	左岸	2.60×2.60	1	電動	島根県	小田樋門
31	八戸川	桜江町小田	樋門	右岸	0.70×1.20	1	手動	小田八戸川 水利組合	小田樋門
32	八戸川	桜江町川戸	陸閘門	右岸	4.48×5.50	1	手動	島根県	川戸第2陸閘門
33	八戸川	桜江町川戸	樋門	右岸	1.50×1.50	1	手動	島根県	八戸川排水樋門
34	小谷川	桜江町谷住郷	樋門	右岸	3.60×5.60	2	電動	国土交通省	小谷川排水樋門
35	小谷川	桜江町谷住郷	樋門	右岸	2.00×2.00 他	2	電動	島根県	小谷川分流樋門
36	都治川	松川町	樋門	左岸	2.25×2.50	1	電動	島根県	松川樋門
37	敬川	敬川町	樋門	右岸	1.50×4.50 1.75×1.95	2	手動	江津市	敬川樋門

別表－7 ダム一覧表

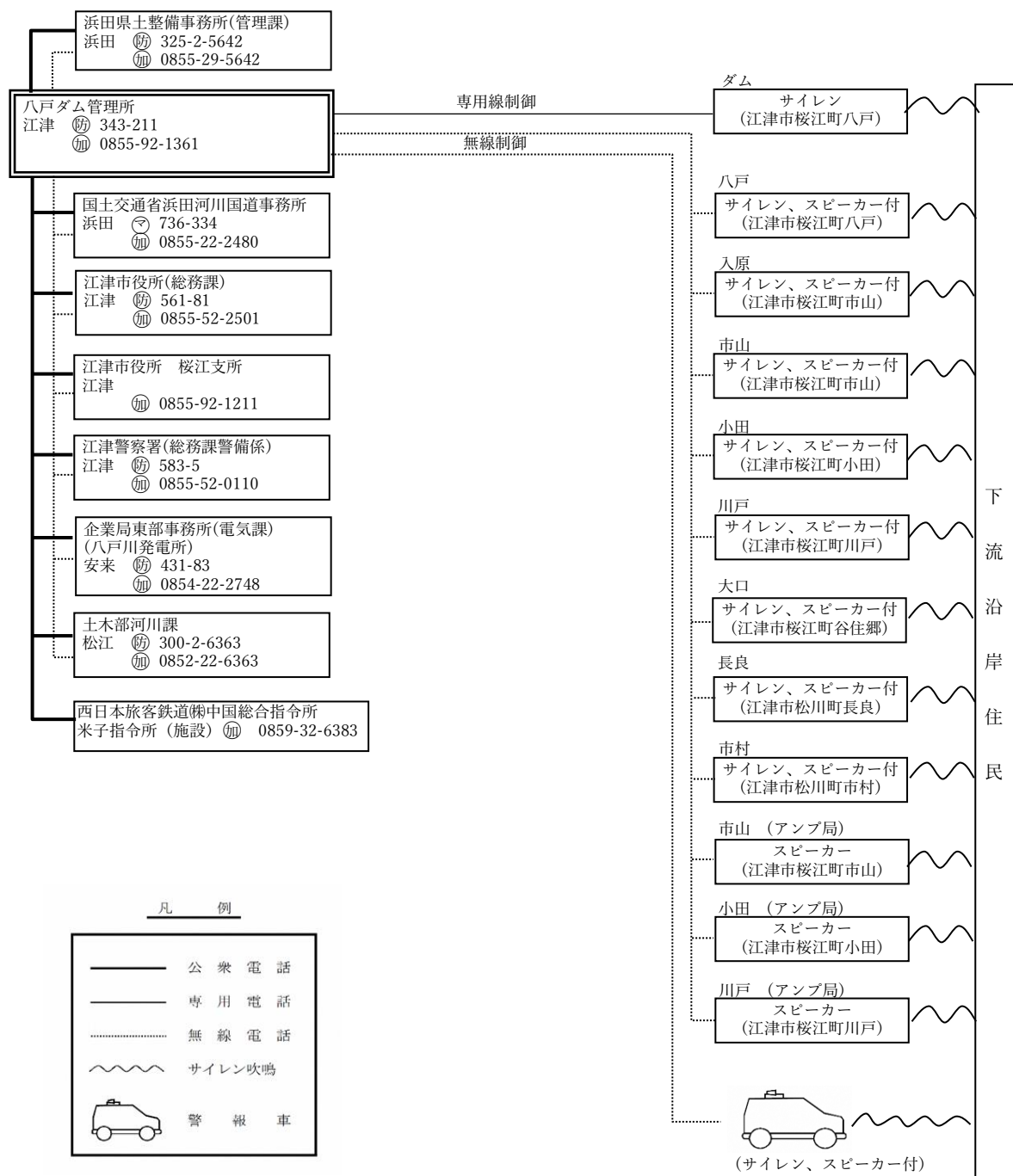
河川名	名 称	所在地	所 管	連絡先
八戸川	八戸ダム	桜江町八戸	島根県（土木部）	0855-92-1361
都治川	波積ダム	波積町本郷	島根県（土木部）	0855-55-0961
江の川	浜原ダム	美郷町信喜	中国電力(株)	0855-75-1900

別表－8 ダム機能表

区 分	名 称 項 目	八戸ダム	波積ダム	浜原ダム
概 要	水 系	江の川	江の川	江の川
	河 川 名	八戸川	都治川	江の川
	所 在 地	桜江町八戸	波積町本郷	美郷町信喜
	所 管	島根県（土木部）	島根県（土木部）	中国電力(株)
	目 的	洪水調整、上水道、工業用水、不特定用水、発電	洪水調節、不特定用水	発電専用
	型 式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	連 絡 先	江津 0855-92-1361	江津 0855-55-0961	美郷 0855-75-1900
堰堤貯水池諸元	集 水 面 積 (k m ²)	164.0	13.5	3,000.0
	堤 高 (m)	72.0	48.2	19.0
	堤 頂 長 (m)	151.0	126.0	361.4
	洪水時操作ゲート	コンジットゲート 2 クレストゲート 3	なし	ローラーゲート 幅 14.00m 高さ 9.40m 12 門
	常時満水位 (m)	E L 124.6	E L 72.7	E L 65.0
	洪水時満水位 (m)	E L 126.9	E L 88.7	E L 64.9
	総貯水容量 (千m ³)	26,800	3,720	11,200
	有効貯水容量 (千m ³)	23,200	3,240	2,600
治 水	制限水位 (m)	E L 106.9	—	
	洪水調整容量 (千m ³)	20,000	2,740	
	計画高水量 (m ³ /s)	1,190	110	
	最大放流量 (m ³ /s)	330	25	

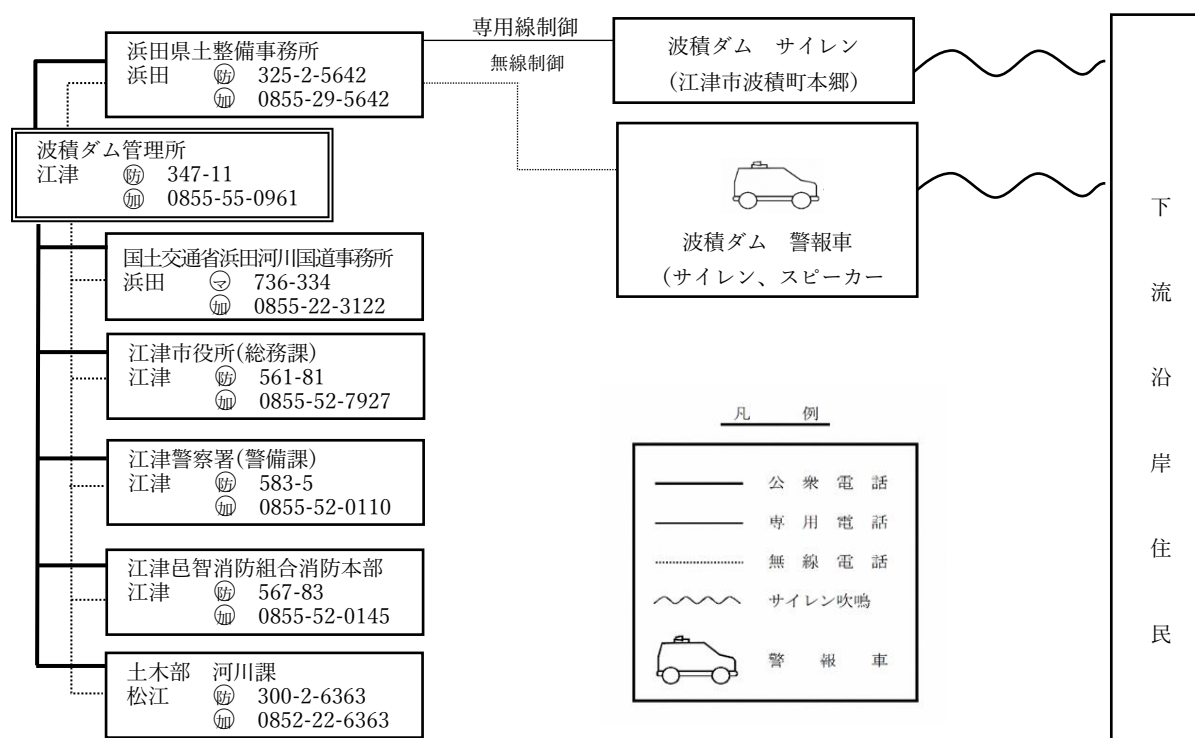
(参考) 江津市地域防災計画資料編 P19 にも掲載あり

別表－9 八戸ダム通報系統図



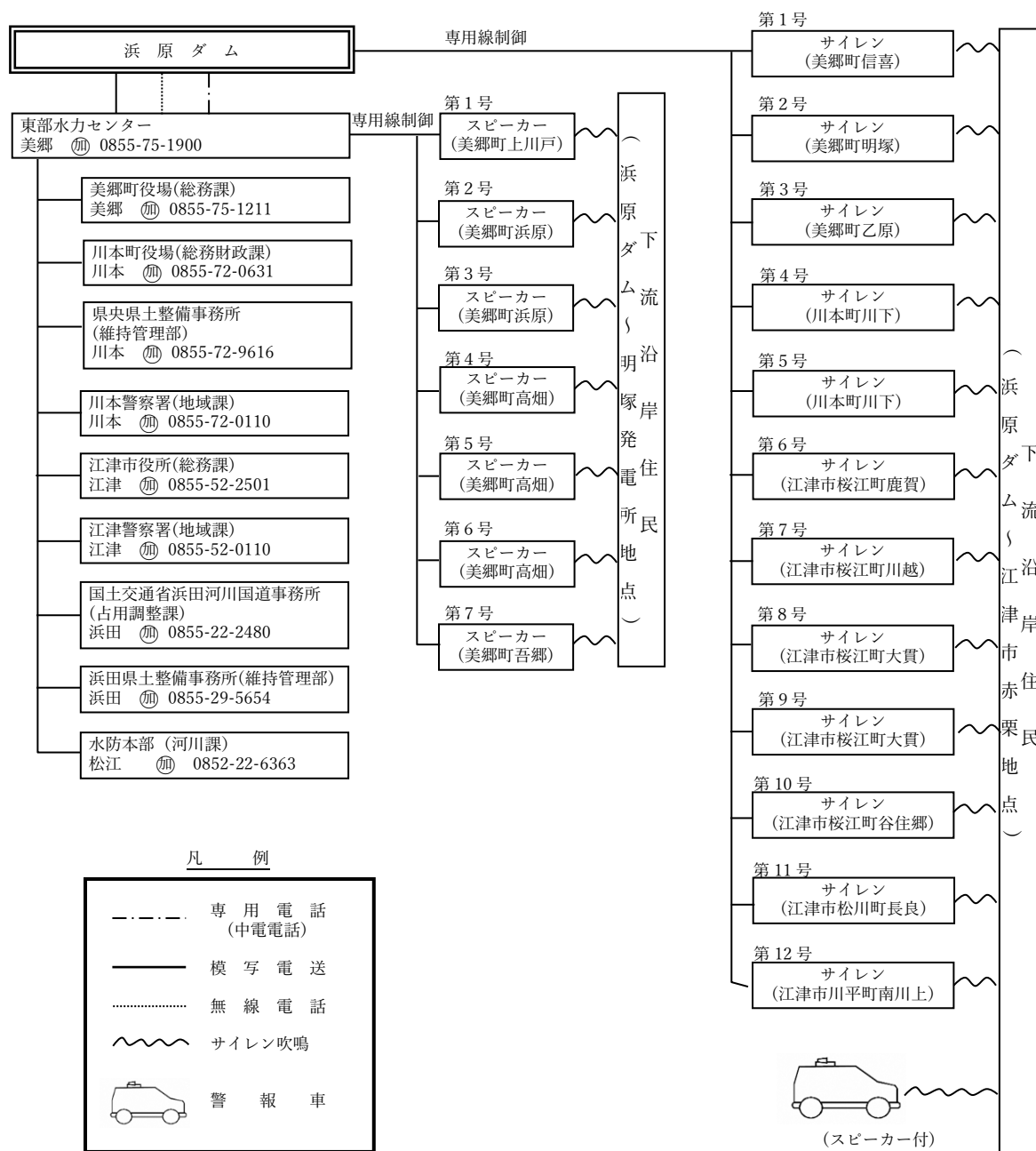
(参考) 江津市地域防災計画資料編 P43 にも掲載あり

別表－10 波積ダム通報系統図



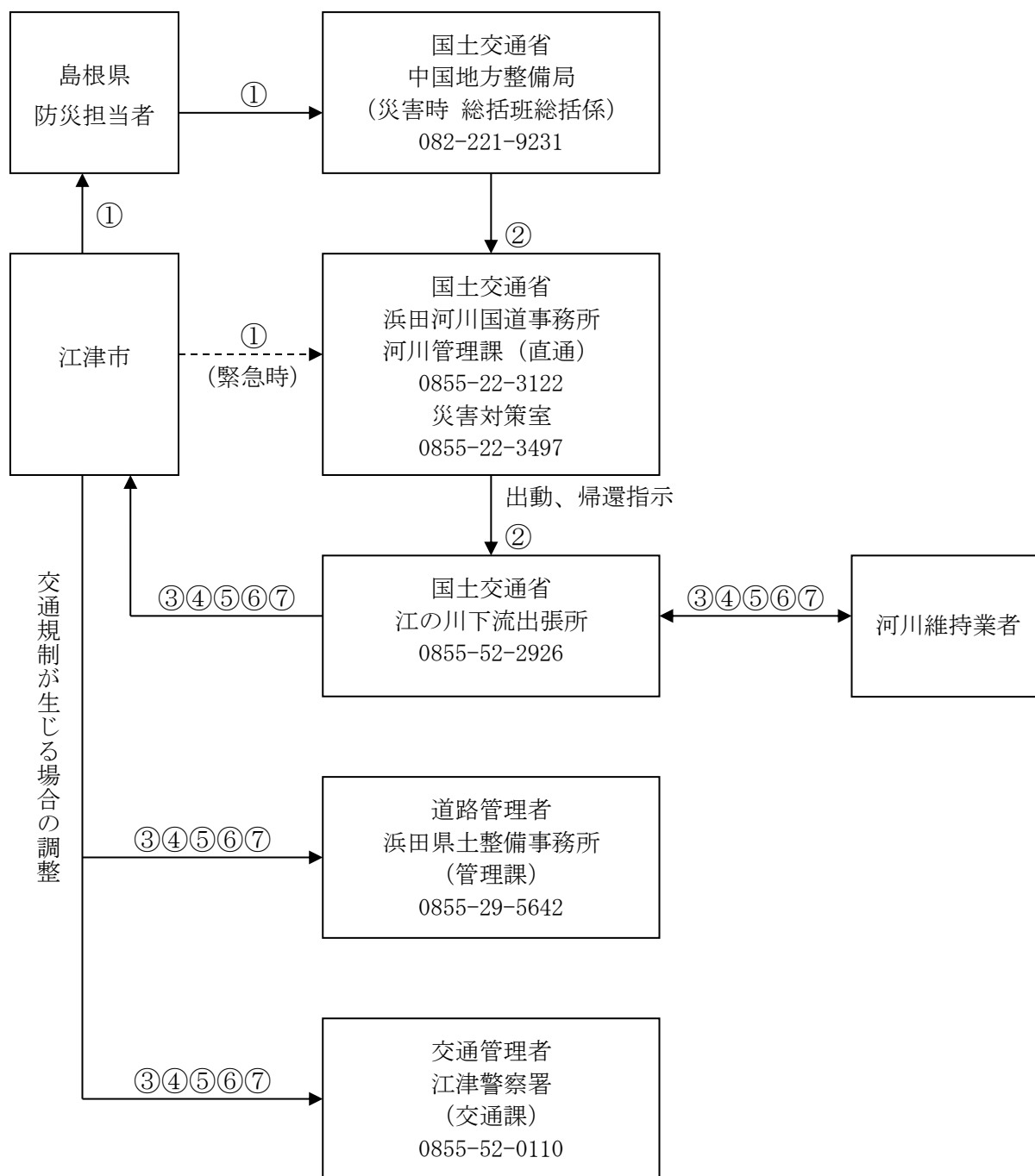
(参考) 江津市地域防災計画資料編 P44 にも掲載あり

別表－11 浜原ダム通報系統図



(参考) 江津市地域防災計画資料編 P45 にも掲載あり

別表－12 排水ポンプ車出動に伴う連絡体系図



- ①排水ポンプ車出動、帰還要請
- ②排水ポンプ車出動、帰還指示
- ③道路管理者、交通管理者への規制が生じる旨の第一報
- ④交通規制開始予定時刻
- ⑤交通規制開始時刻
- ⑥排水作業終了による規制解除予定時刻
- ⑦排水作業終了による規制解除時刻

※排水ポンプ車作業に伴う交通規制関係への調整は、要請者の自治体が行うものとする。
できればポンプ稼働開始までの規制時は、交通管理者による協力が望ましい。

別表－13 水防団編成表

職種 団体	水 防 長	水 防 副団長	水 防 分団長	水防副 分団長	水 部 防 長	水 班 防 長	水 団 防 員	計
水防団本部	1	4						5
波 積 分 団			1	1	2	2	2 3	2 9
黒 松 〃			1	1	2	2	1 4	2 0
都 治 〃			1	1	3	3	2 4	3 2
浅 利 〃			1	1	2	2	1 9	2 5
松 平 〃			1	1	2	3	2 3	3 0
渡 津 〃			1	1	4	4	2 0	3 0
郷 田 〃			1	1	3	3	2 7	3 5
嘉久志 〃			1	1	1	1	2 1	2 5
和 木 〃			1	1	1	1	1 6	2 0
都野津 〃			1	1	3	3	2 5	3 3
二 宮 〃			1	1	3	3	2 2	3 0
敬 川 〃			1	1	2	2	1 4	2 0
波 子 〃			1	1	2	2	1 4	2 0
跡 市 〃			1	1	3	3	2 3	3 1
有福温泉 〃			1	1	2	2	1 2	1 8
長 谷 〃			1	1	3	2	2 0	2 7
市 山 〃			1	1	3	3	2 2	3 0
川 戸 〃			1	1	3	2	2 8	3 5
谷住郷 〃			1	1	3	2	1 8	2 5
川 越 〃			1	1	3	3	2 7	3 5
計	1	4	2 0	2 0	5 0	4 8	4 1 2	5 5 5
備 考								

別表－14 水防状況記録表

江津市水防本部

令和 年 月 日

警戒出動時刻		時 分		解散時刻		時 分				
箇 所		種 類				延 長				
水 防 団 出動人員										
使用資材		カマス	フルコン	ムシロ	鉄線	縄	釘	杉丸太	板	
数 量		枚	枚	枚	Kg	玉	Kg	本	坪	
破損器具										
数 量										
法 第 十 七 条	雇 用 者	住 所		氏 名		出務時間		事 由		
	従 事 させた者									
	公用負担 (法第 21 条)		資 材		数量	器 具		数量	使用場所	

購 入 品	資 材	数量	器 具	数量	使用場所	使用事由																		
処 分 し た 障 害 物	数 量		除 去 場 所		事 由																			
土 地 を 一 時 使用した箇所	所 有 者 氏 名		箇 所		事 由																			
警 戒 中 観 測 水 位																								
m 9 8 7 6 5 4 3 2 1																								
水位 時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
支 出 費 明 細																								
品 名		単 価		数 量		合 計																		
出 動 団 員																								
雇 用 者																								
記 事																								

別表－15 川増水状況表

令和 年 月 日				川 増 水 状 況 表																				
m																								mm
9.00																								400
8.00																								350
7.00																								300
6.00																								250
5.00																								200
4.00																								150
3.00																								100
2.00																								50
1.00																								0
水位 時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	雨量 時間

別表－16 洪水予報表

発表者		→	第1受報者		→	第2受報者		→	第3受報者	
国土交通省 気象庁	浜田河川国道事務所 松江地方気象台		機関名			機関名			機関名	

正規

江の川下流氾濫注意情報

江の川下流洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
はまがせんにくどうしむしょ まつえちほうきしようたい
浜田河川国道事務所・松江地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】江の川下流では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】江の川下流の大津水位観測所（邑智郡邑南町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】江の川下流の都賀水位観測所（邑智郡美郷町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】江の川下流の川本水位観測所（邑智郡川本町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】江の川下流の谷住郷水位観測所（江津市桜江町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】江の川下流の川平水位観測所（江津市松川町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

多い所で1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
江の川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

江の川下流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル 1 レベル 2 レベル 3 レベル 4			
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
大津 水位観測所 (邑智郡邑南町)	00日00時00分の状況	XXX. X ↑				
	00日01時00分の予測	XXX. X				
	00日02時00分の予測	XXX. X				
	00日03時00分の予測	XXX. X				
	00日04時00分の予測	XXX. X				
	00日05時00分の予測	XXX. X				
	00日06時00分の予測	XXX. X				
都賀 水位観測所 (邑智郡美郷町)	00日00時00分の状況	XXX. X				
	00日01時00分の予測	XXX. X				
	00日02時00分の予測	XXX. X				
	00日03時00分の予測	XXX. X				
	00日04時00分の予測	XXX. X				
	00日05時00分の予測	XXX. X				
	00日06時00分の予測	XXX. X				
川本 水位観測所 (邑智郡川本町)	00日00時00分の状況	XXX. X ↑				
	00日01時00分の予測	XXX. X				
	00日02時00分の予測	XXX. X				
	00日03時00分の予測	XXX. X				
	00日04時00分の予測	XXX. X				
	00日05時00分の予測	XXX. X				
	00日06時00分の予測	XXX. X				
谷住郷 水位観測所 (江津市桜江町)	00日00時00分の状況	XXX. X				
	00日01時00分の予測	XXX. X				
	00日02時00分の予測	XXX. X				
	00日03時00分の予測	XXX. X				
	00日04時00分の予測	XXX. X				
	00日05時00分の予測	XXX. X				
	00日06時00分の予測	XXX. X				
川平 水位観測所 (江津市松川町)	00日00時00分の状況	XXX. X ↑				
	00日01時00分の予測	XXX. X				
	00日02時00分の予測	XXX. X				
	00日03時00分の予測	XXX. X				
	00日04時00分の予測	XXX. X				
	00日05時00分の予測	XXX. X				
	00日06時00分の予測	XXX. X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	大津水位観測所	都賀水位観測所	川本水位観測所
	島根県邑智郡邑南町	島根県邑智郡美郷町	島根県邑智郡川本町
レベル4水位 氾濫危険水位※	9.00	7.50	8.60
レベル3水位 避難判断水位※	8.10	7.00	8.00
レベル2水位 氾濫注意水位	5.20	5.40	6.00
レベル1水位 水防団待機水位	4.20	4.40	5.00
受け持ち区間	江の川	江の川	江の川
	左岸 広島県境から 美郷町、邑南町境まで	左岸 美郷町、邑南町境から 川本町相式川合流点上流 500m付近まで	左岸 川本町相式川合流点上流 500m付近から 川本町濁川合流点下流 500m付近まで
	右岸 なし	右岸 美郷町、邑南町境から 川本町相式川合流点上流 500m付近まで	右岸 川本町相式川合流点上流 500m付近から 川本町濁川合流点下流 500m付近まで
氾濫が発生した場合の浸 水想定区域	島根県邑智郡邑南町上ヶ畑、 江平、坂谷、西ノ原、 口羽町、根布、坪木・釜谷、 引城、下郷、中郷	島根県邑智郡美郷町上野、 都賀西、都賀本郷、 長藤、都賀行、瀬村、 信喜、上川戸、滝原、 浜原、亀村、粕淵、 久保、野井、高畑、 明塚、吾郷、築瀬、 栗原、乙原、竹、港	島根県邑智郡川本町木路原、 久座仁、多田、弓市、 三島、尾原、谷、 因原、日向、谷戸、 木谷、中倉、市井原、 長原、矢谷、芋畑、 小谷、馬野原、川内、 三俣、湯谷、親和、 南佐木、田窪、三原、 田原、絵堂

観測所名	谷住郷水位観測所	川平水位観測所	
	島根県江津市桜江町	島根県江津市松川町	
レベル4水位 氾濫危険水位※	9.20	9.70	
レベル3水位 避難判断水位※	8.60	9.20	
レベル2水位 氾濫注意水位	7.70	8.40	
レベル1水位 水防団待機水位	5.60	6.30	
受け持ち区間	江の川	江の川	
	左岸 川本町濁川合流点下流 500m付近から 江津市長良川合流点付近まで	左岸 江津市長良川合流点 付近から海まで	
	右岸 川本町濁川合流点下流 500m付近から 江津市長良川合流点付近まで	右岸 江津市長良川合流点 付近から海まで	
氾濫が発生した場合の浸 水想定区域	島根県江津市桜江町鹿賀、 坂本、川越、大貫、 田津、谷住郷、川戸、 後山、小田、市山、今田、 邑智郡川本町木路原、 久座仁、多田、弓市、 三島、尾原、谷、因原、 日向、谷戸、木谷、 中倉、市井原、長原、 矢谷、芋畑、小谷、 馬野原、川内、三俣、 湯谷、親和、南佐木、 田窪、三原、田原、絵堂	島根県江津市松川町長良、 市村、下河戸、八神、 太田、平田、 川平町南川上、 金田町、渡津町、 江津町、都治町	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所
の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	氾濫水への警戒を求める段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp https://frr.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

(問い合わせ先)

水位関係： 国土交通省浜田河川国道事務所
気象関係： 松江地方気象台

河川管理課

(0855) 22-3122
(0852) 21-3794

水位上昇中

() 氾濫警戒情報

令和 年 月 日

時 分 発表

島根県

県土整備事務所

【警戒レベル3相当情報[洪水]】 () 避難判断水位に到達

【主文】

【警戒レベル3相当】 () は、() 時 () 分に、() の

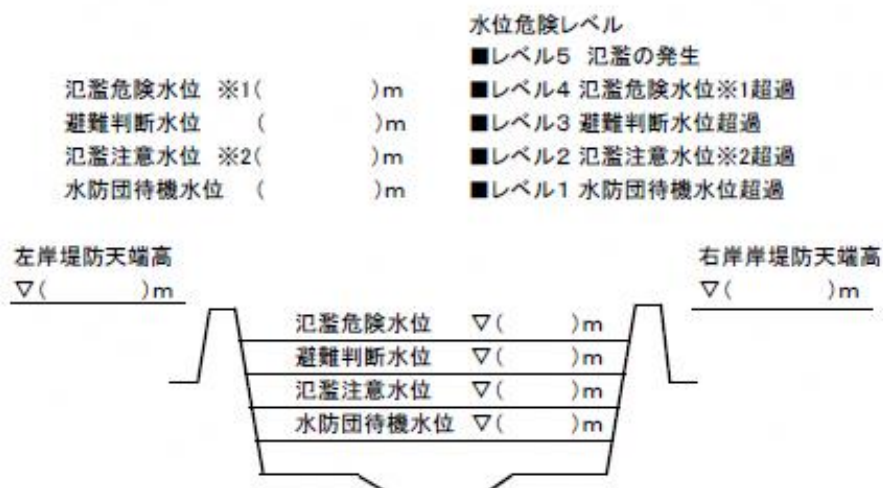
() 水位観測所で、高齢者等避難発令の目安のひとつとなる水位である避難判断水位 () m に達しました。

市町村避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

【参考】

() () 水位観測所 ()

受け持ち区間は、()



※1:本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様

※2:本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様

※3:本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

() 水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。

インターネットホームページ

<https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html>

携帯端末ホームページ

<https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html>

問合せ先

水防

支部

県土整備事務所

TEL

水位上昇中

() 氾濫危険情報

令和 年 月 日

時 分 発表

島根県 県土整備事務所

【警戒レベル4相当情報[洪水】】 () 氾濫危険水位に到達 氾濫のおそれあり

【主文】

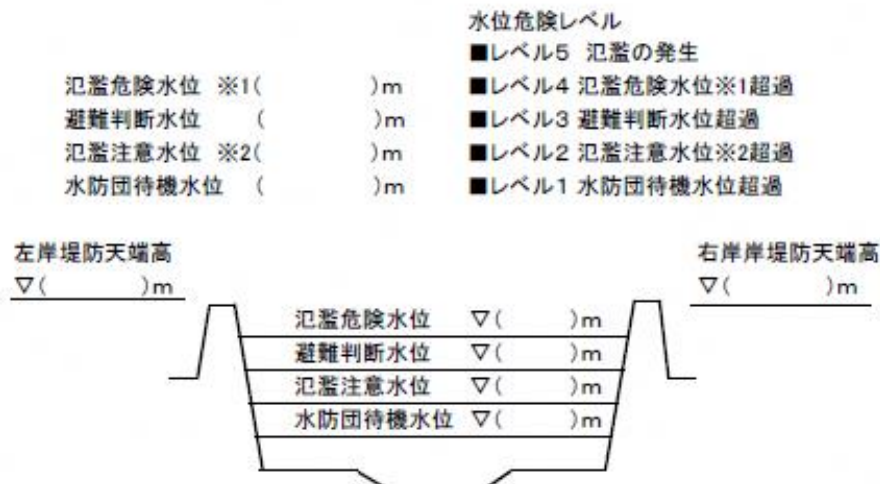
【警戒レベル4相当】()は、()時()分に、()の
()水位観測所で、避難指示発令の目安のひとつとなる水位である氾濫危険水位()m
に達しました。

市町村避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【参考】

() () 水位観測所()

受け持ち区間は、()



※1:本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警戒水位と同様

※2:本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様

※3:本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

() 水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。

インターネットホームページ

<https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html>

携帯端末ホームページ

<https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html>

問合せ先

水防

支部

県土整備事務所

TEL

水位下降中

() 氾濫警戒情報

令和 年 月 日

時 分発表

島根県 県土整備事務所

【警戒レベル3相当情報[洪水]に引下げ】 () 氾濫危険水位を下回る

【主文】

【警戒レベル3相当に引下げ】 () は、() 時() 分に、() の
 () 水位観測所で、氾濫危険水位() mを下回りましたが、引き続き、市町村からの避難
 情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【参考】

() () 水位観測所()

受け持ち区間は、()

水位危険レベル

■レベル5 氾濫の発生

■レベル4 氾濫危険水位※1超過

■レベル3 避難判断水位超過

■レベル2 氾濫注意水位※2超過

■レベル1 水防団待機水位超過

氾濫危険水位 ※1() m

避難判断水位 () m

氾濫注意水位 ※2() m

水防団待機水位 () m

左岸堤防天端高

▽() m

右岸岸堤防天端高

▽() m

氾濫危険水位 ▽() m

避難判断水位 ▽() m

氾濫注意水位 ▽() m

水防団待機水位 ▽() m

※1:本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警戒水位と同様

※2:本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様

※3:本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

() 水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。

インターネットホームページ

<https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html>

携帯端末ホームページ

<https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html>

問合せ先

水防

支部

県土整備事務所

TEL

水位下降中

() 氾濫注意情報

令和 年 月 日

時 分 発表

島根県

県土整備事務所

【警戒レベル2相当情報[洪水]に引下げ】 () 避難判断水位を下回る

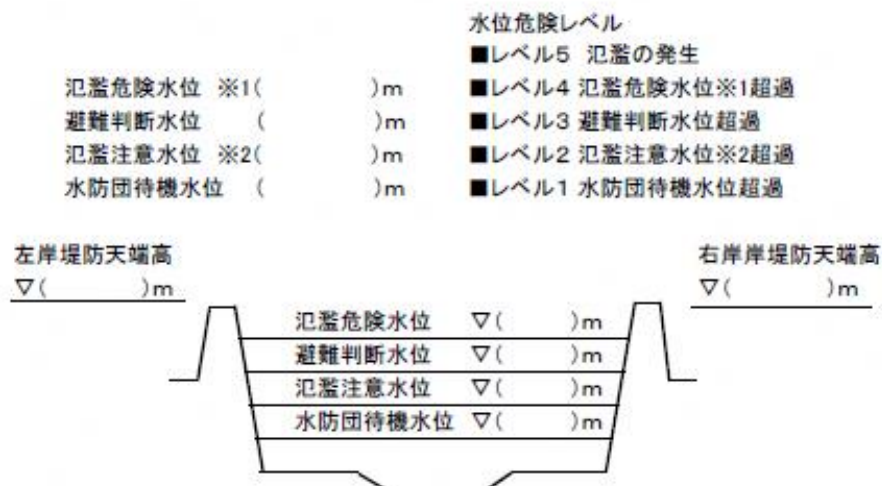
【主文】

【警戒レベル2相当に引下げ】 () は、() 時 () 分に、() の
 () 水位観測所で、避難判断水位 () m を下回りましたが、引き続き十分な注意をして
 ください。

【参考】

() () 水位観測所 ()

受け持ち区間は、()



※1: 本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様

※2: 本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様

※3: 本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

() 水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。

インターネットホームページ

<https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html>

携帯端末ホームページ

<https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html>

問合せ先

水防

支部

県土整備事務所

TEL

水位下降中

() 氾濫注意解除情報

令和 年 月 日

時 分発表

島根県 県土整備事務所

() 氾濫注意水位を下回る

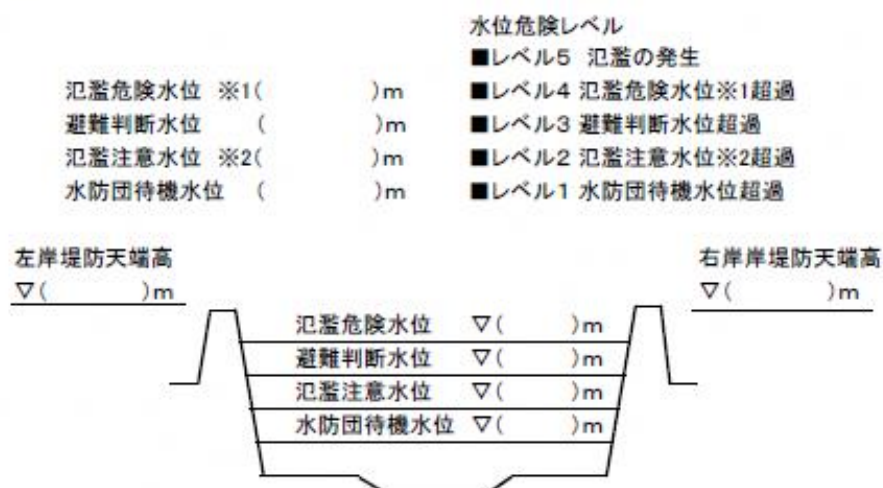
【主文】

() は、() 時() 分に、() の
 () 水位観測所で、氾濫注意水位() mを下回りました。

【参考】

() () 水位観測所()

受け持ち区間は、()



※1:本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様

※2:本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様

※3:本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

() 水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。

インターネットホームページ

<https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html>

携帯端末ホームページ

<https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html>

問合せ先

水防

支部

県土整備事務所

TEL

別表－18 水防警報（国管理河川）用紙

国水防警報

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 浜田河川国道事務所		機関名		機関名		機関名

正規

水防警報（〇〇）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
江の川	〇〇水位観測所	第〇号

年 月 日 時 分 国土交通省 浜田河川国道事務所発表

（現 況）

（発 表）

浜田河川国道事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
大津				
都賀				
川本				
谷住郷				
川平				
神田				
高角				
横田				

（参考）

江の川 〇〇水位観測所（江津市）

（受け持ち区間は、 江の川左岸：〇〇〇から〇〇〇まで、右岸：〇〇〇から〇〇〇まで）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

国土交通省 浜田河川国道事務所 河川管理課 電話：0855-22-2480

別表－19 水防警報用紙（１）

待 機		水 防 警 報 用 紙				令和 年 月	
水 防 警 報 発 表							
					通 知 日 時		
					通知者		日 時 分
					受信者		
水 防 警 報			(種 類)	(河 川)	(基準水位観測所)		(警報番号)
			待 機	川		第 号	
月 日 時 分							
1	台風が近づきました。						
2	前線が活発になりました。						
3	() 川洪水 () 報によれば						
4	() の () によれば						
5	() の雨量は、() 日 () 時現在 () mm に達しました。						
6	今後まだ () 降るおそれがあります。						
7	() の水位は、() 日 () 時現在 () m です。						
8	上昇中です。						
9	上流部では非常に大きな出水になりました。						
10	水位は下降していますが。						
11	() ので						
12	水位は再び上昇する見込です。						
13	滞水時間は長びく見込です。						
14	水防機関は、急に水が出ても、すぐ活動できるよう待機して下さい。						
15	水防機関は、状況の変化に応じて、すぐ活動できるように、待機して下さい。						
16	水防機関は、巡視員を現地に残し、待機して差し支えないと思われます。						
備考							

別表－20 水防警報用紙（2）

準 備		水 防 警 報 用 紙				令和 年 月	
水 防 警 報 発 表							
						通 知 日 時	
						通知者	日 時 分
						受信者	
水 防 警 報		(種 類)	(河 川)	(基準水位観測所)		(警報番号)	
		準 備	川			第 号	
月 日 時 分							
1	() の () によれば						
2	() の雨量は、() 日 () 時現在 () mm に達しました。						
3	() 川上流域の雨量は、() 日 () 時現在 () () mm () () mm () () mm に達しました。						
4	なお、強い雨が降り続いています。						
5	今後まだ () 降るおそれがあります。						
6	() の水位は、() 日 () 時現在 () m に達しました。						
7	引続き増水しています。						
8	1 時間に () mm くらいの割合で上昇しています。						
9	急激に上昇しています。						
10	() では、はん濫注意水位に近づきました。						
11	() 川洪水 () 報によれば						
12	() では、はん濫注意水位を超えるおそれがあります。						
13	() では、() 程度の出水になるおそれがあります。						
14	水防機関は、出動の準備をして下さい。						
15	水防機関は、出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保して下さい。						
16	水防機関は、今後の状況によりいつでも出動できるように準備して下さい。						
備考							

別表－21 水防警報用紙（3）

出 動		水 防 警 報 用 紙				令和 年 月	
水 防 警 報 発 表							
						通 知 日 時	
						通知者	日 時 分
						受信者	
水 防 警 報		(種 類)	(河 川)	(基準水位観測所)		(警報番号)	
		出 動	川			第 号	
月 日 時 分							
1	() の () によれば						
2	() の雨量は、() 日 () 時現在 () mm に達しました。						
3	() 川上流域の雨量は、() 日 () 時現在 () () mm () () mm () () mm に達しました。						
4	今後まだ () 降るおそれがあります。						
5	() の水位は、() 日 () 時現在、() m に達しました。						
6	() では、はん濫注意水位を越えました。						
7	引続き上昇しています。						
8	1 時間に () mm くらいの割合で上昇しています。						
9	() 川洪水 () 報によれば						
10	() では、() 日 () 時ごろにははん濫注意水位を超える見込です。						
11	() では、まもなく警戒水位を超える見込です。						
12	大きな出水になるおそれがあります。						
13	() 程度の出水になるおそれがあります。						
14	はん濫注意水位を相当に上廻る出水になるおそれがあります。						
15	() ので						
16	水防機関は出動し、堤防その他を見廻り、厳重に警戒して下さい。						
17	水防機関は出動し、危険箇所の早期水防をして下さい。						
18	なお、今後出水状況に応じて出動人員を増して下さい。						
備考							

別表－22 水防警報用紙（４）

指 示

水 防 警 報 用 紙

令和 年 月

水 防 警 報 発 表						
				通 知 日 時		
				通知者	日 時 分	
				受信者		
水 防 警 報		(種 類)	(河 川)	(基準水位観測所)		(警報番号)
		指 示	川			第 号
月 日 時 分						
1	() の水位は、() 日 () 時現在 () mです。					
2	() の水位は、() 日 () 時に () 水位を超えました。					
3	() 川洪水 () 報によれば					
4	() では () 程度の出水が予想されます。					
5	() の最高水位は、() 日 () 時ごろに起り () くらいに達するものと予想されます。					
6	() の水位は、() 日 () 時 () 分最高水位 () mに達しました。					
7	() では、() 日 () 時ごろ () mくらいに達するものと予想されます。					
8	水位は少しづつ下がっていますが。					
9	() ので、水位は再び上がるおそれがあります。					
10	高い水位が長く続くおそれがあります。					
11	水位は今後次第に下がるものと予想されますが。					
12	堤防は () が起こりやすい状態になりました。					
13	堤防の低い所では越水するおそれがあります。					
14	() による被害が起るおそれがあります。					
15	() はまだ () されていませんので。					
16	() 地先の () は特に危険です。					
17	() 地先の () に () が発生しました。					
18	上流で () が流れました。					
19	水防機関は、厳重に警戒して下さい。					
20	水防機関は、出動体制を強化して下さい。					
21	水防機関は、出動人員を増して水防工法を行って下さい。					
22	水防機関は、ひきつづき警戒して下さい。					
23	今後も気象状況の変化に十分注意し警戒を続けて下さい。					
備考						

別表－23 水防警報用紙（5）

解 除		水 防 警 報 用 紙				令和 年 月	
水 防 警 報 発 表							
					通 知 日 時		
					通知者		日 時 分
					受信者		
水 防 警 報		(種 類)	(河 川)	(基準水位観測所)		(警報番号)	
		解 除	川			第 号	
月 日 時 分							
1	() の水位は、() 日 () 時にはん濫注意水位より低くなりました。						
2	() の水位は、() 日 () 時現在 () mに下がりました。						
3	まもなくはん濫注意水位より低くなると思われます。						
4	水防作業を必要とする状況は解消したものと認められます。						
5	洪水による危険は一応去ったものと認められます。						
6	() の水防警報を解除します。						
7	ただし、被害のあった所は応急作業を続けて下さい。						
8	ただし、今後も気象状況の変化に十分注意して下さい。						
備 考							

別表－24 出水様式－2 (1)

浜田県土整備事務所 宛



江津市総務課 (氏名 :)

(月 日 時 分)

被害情報 (江津市)

出水名	(第 報)			
水系名	級河川	川	河川名	川
出水状況				
現状				
(見込み)				
被害状況	発生日時	R . . :	発生場所	町
	原因	破堤 : 越水 : 溢水 内水 : 未確認	距離標	左 : 右 . ~ . km
	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >			
	(拡大中 : 変化なし : 縮小中 : 解消) (1) 浸水面積 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 町 h a (予測 h a) (2) 人的被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 町 死者 人 行方不明者 人 (3) 家屋被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 町 床下浸水 戸 (予測 戸) 床上浸水 戸 (予測 戸) 軒下浸水 戸 (予測 戸) 家屋流出 戸 (4) その他 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 町 国道 号線 通行止め (予測 町 JR 線 通行止め)			

注) ・平面図若しくは管内図を添付 (破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載)

・現地状況写真を添付

別表－25 出水様式－2（2）

浜田県土整備事務所 宛



江津市総務課（氏名： ）

（ 月 日 時 分）

被害情報（江津市）

被害への 対応状況 現状 (予定)	月 日 時現在
	(1) 実施済み (2) 今後の対応
避難状況等	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 自主避難状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > (2) 避難勧告発令状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > (3) 孤立住民の発生状況等 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > (4) 自衛隊出動要請状況等
水防活動 状況 現状 (予定)	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 町 ①水防工法 ②延長等 ③進捗状況 ④災害対策車稼働状況 (2) 町

別表-26 出水様式-3

洪水予報・水防警報

出水名

江津市

月 日 時 現在

[illegible]

所属 氏名

所属 氏名

発信	令和 年 月 日 時 分	発信者		
受信	令和 年 月 日 時 分	受信者		

発信	令和 年 月 日 時 分	発信者		
受信	令和 年 月 日 時 分	受信者		

別表-27 出水様式-4

水防活動状況

出水名

江津市

月 日 時 現在

[illegible]

所属 氏名

所属 氏名

発信	令和 年 月 日 時 分	発信者		
受信	令和 年 月 日 時 分	受信者		

発信	令和 年 月 日 時 分	発信者		
受信	令和 年 月 日 時 分	受信者		

別表－28 水防活動報告様式（１）

市町村名									
水防活動実施報告書									
令和 年 月									
作成責任者									
出水の概況	水位 m（はん濫注意水位 m） 川 雨量 mm								
水防実施箇所	左 川 岸 地先 m 右								
日時	月 日 時 ～ 月 日 時								
出動人員	消防職員	水防団員	その他	合計					
	人	人	人	人					
水防作業の概況及び工法	箇所 工 法								
水防の効果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	他
	効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	土のう袋				居住者の 出動状況				
	むしろ								
	なわ				水防 関係者の 死 傷				
	丸太								
	その他				雨 量 水 位 の 状 況				
その他特記事項									

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

別表－29 水防活動報告様式（2）

令和〇〇年台風〇号における水防活動
(島根県〇〇市〇〇消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日)

【概要】
〇〇消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人名救助を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出勤延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約〇時間	〇名	・土のう積み（〇袋） ・避難誘導（〇世帯） ・排水作業（〇件）

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の樋工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水状況

水防活動実施箇所
地図

96

別表－30 市有水防倉庫並びに現有資材器具

配 置 品 名	単 位	江の川水 防倉庫	都治川水 防倉庫	敬川水 防倉庫	桜 江 支 所 倉庫	今田水 防倉庫	渡田水 防倉庫	渡水防 倉庫	勝地水 防倉庫	江の川 下流 出張所 (渡津)	浜田県 土整備 事務所 (江津)
掛け矢	丁	9	5	5	2	9	5	2	2	4	6
のこ	〃	7	6	6	4	2	7	2	2	3	8
おの	〃	4	3	5		2			1		3
スコップ	〃	59	33	25	10	37	12	13	11	2	65
くわ (鍬)	〃	5	3	3	5	12	6	5	5		22
ツルハシ	〃	7	5	5	1	6	4	1	1	2	17
縄	玉	7	5			25	4	3	3		100
ビニール袋	枚	8,200	2,500	2,500	900	2,500	1,000	500	400		5,200
ペンチ	丁	7	5	5	2	3	2	2	1	8	20
ハンマー	〃	2	10	2						3	4
鉄線	Kg	15	15	10	40	40	10	10	10	20	200
パイル	玉	307									
ビービーワーカー	個									1	
くい(丸 太)	本	524			20	94	20	55	20		350
くい(小)	本										25
鋼杭	本									100	
照明器具	個										1
鎌	丁	7	7	6	2	6	3	2	2	14	14
ロープ	m	300	200	200	100	300	100	100		200	200
バール	丁	1	1		2	2	2	2	2	7	40
カッター	〃				2	4	1	1	1		
一輪車	〃	10	5	5		9	2	2	2	3	
なた	丁	3	2	2	2	3	2	2	2	5	9
てみ	枚	15	15	15	5	11	7	5	5	7	20
ボート	隻									1	
ビニールシート	〃	10	7	7	1	2	3	1	1	60	4
とび	丁					2	4		1		
クリッパー	〃	1	1	1						3	1
救命胴衣	個	5	2	3	10					52	21
担架	枚				1						
シノ	丁	1	1	1	2	3	2	3	2		
切刀	丁	1	1	1							
水のう	個									2	
オイルフェンス	m									280	
たこづち	丁										8
ゴムネ	〃										
ジョレン	〃				2	7	8	3	3		
むしろ(蓑)	枚										
空俵	〃										1,700
麻袋	〃										150
かます(呷)	〃					340	60				
ビニールひも	玉										

* 渡津町のおろちボート艇庫に救命胴衣 150 着あり

別表－31 水防団船艇数

種 別	数	所有分団	船外機	住 所
折り畳み式ボート	1	本町分団		江津町本町
折り畳み式ボート	1	渡津分団		渡津町長田
折り畳み式ボート 昭和アルミボート（定員4人）	1 1	川平分団	ヤマハ	川平町
折り畳み式ボート	1	跡市分団		千田町
折り畳み式ボート	2	市山分団		桜江町今田、江尾
アルミボート	1	川戸分団	ヤマハ	桜江町川戸
折り畳み式ボート ゴムボート	3 1	川越分団		桜江町川越、坂本 桜江町大貫

（参考）江津市地域防災計画資料編 P59 にも掲載あり

別表－32 排水ポンプ設置箇所及び配備数

種 別	数	地 区	位 置	備 考
大型ポンプ	1	東 部	松川町市村	
小型ポンプ	2		松川町八神	
大型ポンプ	1	中 部	渡津町	総務省貸与
小型ポンプ	1		江津町	
小型ポンプ	4	西 部	二宮町神主	
大型ポンプ	2	桜 江	桜江町川越	水道課・下水道課管理

別表-33 身分証書

身 分 証 書

表

裏

水防職員之証

第 号交付 令和 年 月 日

所属機関名

職 名

氏 名

年 月 日

所属機関の長

氏名

濱

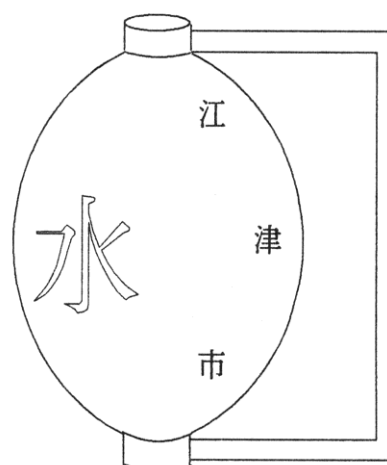
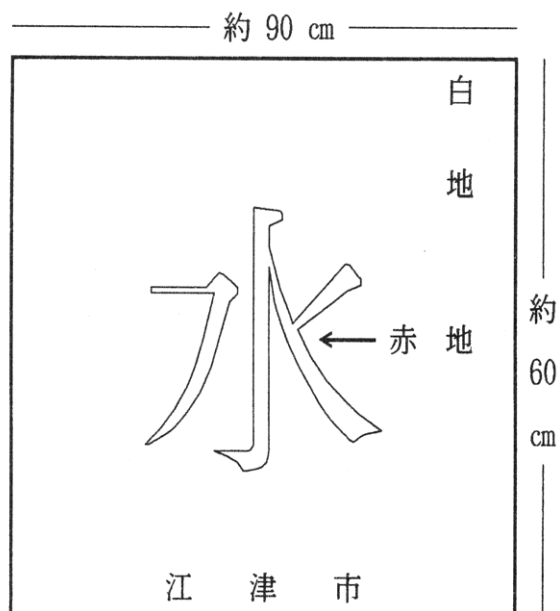
水 防

心	得
1	本証は水防法第 3 6 条第 2 項による立入証である。
2	本証は自己の身分を明らかにする。
3	記名以外の者の使用を禁ずる。
4	本証の身分を失った時は速やかに本証を返還する。
5	本証の身分に異動のあった時は速やかに訂正を受ける。

別表-34 優先通行標識

標 旗

燈 標



別表－35 公用負担命令権限証

公 用 負 担 命 令 権 限 証 〇〇水防団〇〇分団長 〇 上記の者に の地区における水防法第21条1項の 権限行使を委託したことを証明する。 令和 年 月 日 〇〇水防管理者 印	
--	--

別表－36 公用負担命令票

第	号	公 用 負 担 命 令 票 [目的物名、種類、員数] 負担の内容 使用収容、処分（該当の文字を○で囲むこと） 令和 年 月 日 水防管理者 印 上記委任者 印 殿	
---	---	--	--

図-1 各種水防工法

(1) 竹尖げ、杭拵え

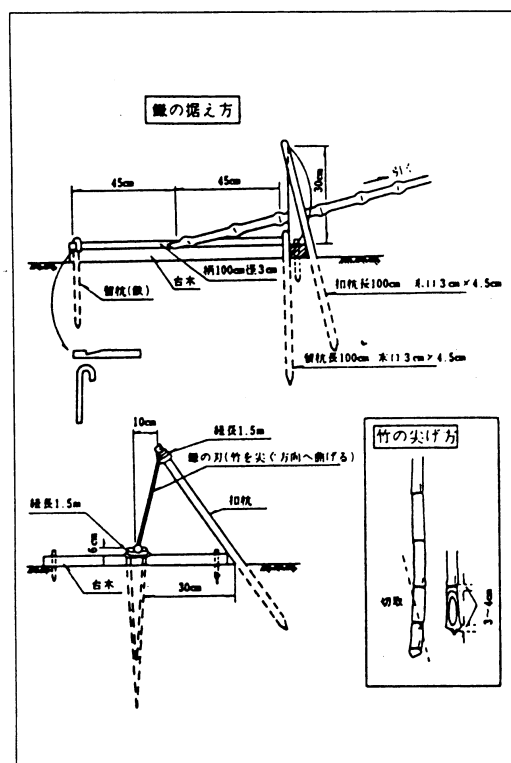
(竹尖げ)

竹尖げの用途：五徳縫い、折返し、控取り、杭用等。

尖 げ 方：竹の径の五倍くらいのあいだを片の
めにそぎ、尖端には割れを防ぐため節を残す。
竹尖げ専用の鎌を台木に取付け、枕木を地上に
打って台木を固定し、1人が鎌に接して、折敷
の姿勢をとり他の2人が後から引く。竹をおさ
える位置は竹の元から45cm位の所で竹の節を鎌
の刃につけ、竹の巾だけ内にして引けば30cm位
に尖がる。

鎌の据え方の要点

- (1) 鎌の元の縛り方は麻紐の両端を余して3回廻し、紐の両端で柄を1回宛巻いていぼ結びに締めつける。
- (2) 鎌の先の縛り方は麻紐を鎌の先の穴に通し2つ折りにして3回廻し、つつみをかけて、いぼ結びに締めつける。
- (3) 竹尖げの所要時間は15分で20本を標準とする。

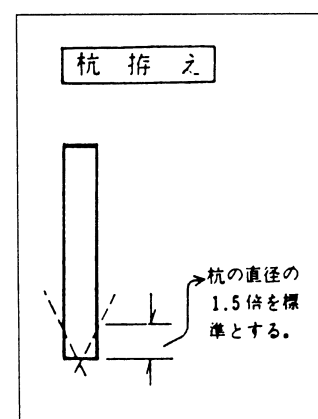


竹尖げ数量表（1組当り15本）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
3人	竹	目通周 18cm 末延	本	15	鎌	丁	1	

杭拵え数量表（1組当り10本）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
2人	杭	末口9cm 長1.2m	本	10	ナタ	丁	1	



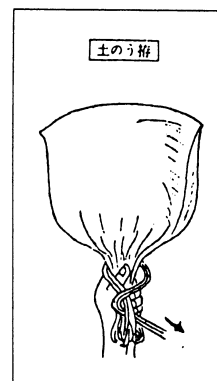
(2) 土のう作り

土のう拵えの用法：各種工法の重り土のう、積土のう及び詰土のう。

拵 え 方：土のうに土砂を30kg～50kgぐらい均等に詰め、袋口を締める。

土のう拵え数量表（1組当り10袋）

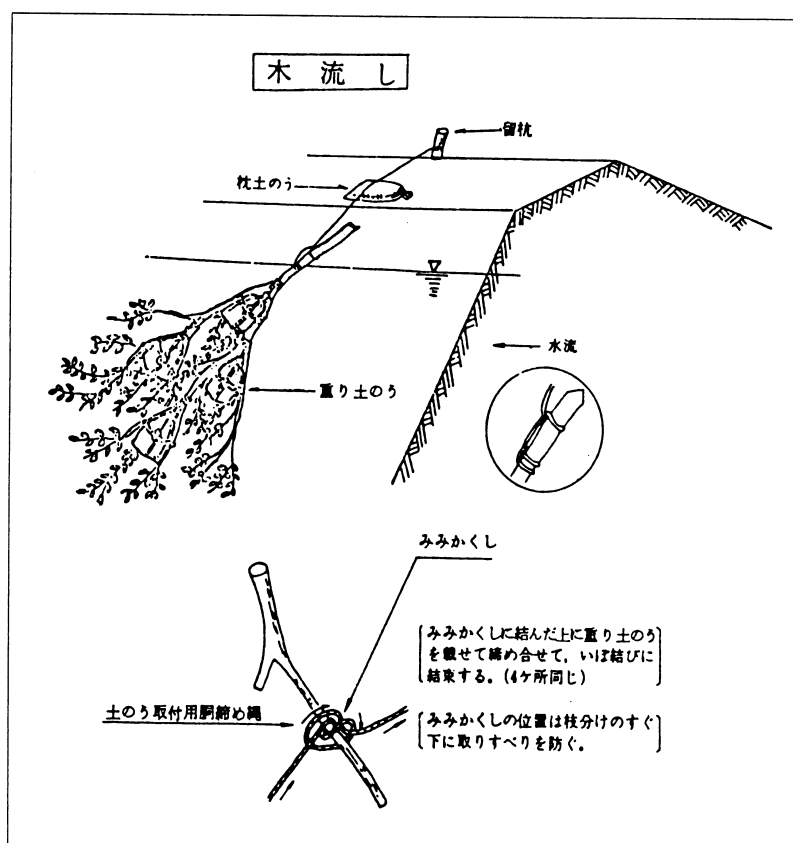
人員	資 材				器 具			摘要
	名 称	形状寸法	単位	員数	名 称	単位	員数	
2人	土のう	ひも付き	袋	10	スコップ	丁	1	



(3) 木流し（竹流し）

目 的：急流部において流水を緩和して川表堤腹崩壊の拡大を防止する。又、緩流部においても波欠けの防止に使われる。

拵 え 方：枝葉の繁茂した樹木（又は竹）を根本から切り、枝に重り土のう（又は石俵）を付け、根本は鉄線で縛り、その一端を留杭に結束して、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。



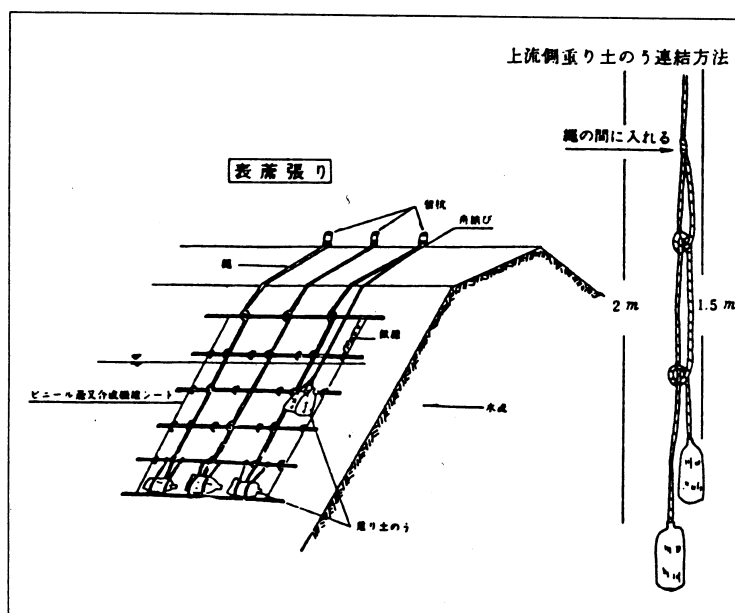
木流し数量表（1組当り1本）

人 員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	雑 木	長 約5.5m 末口 9cm	本	1	掛 矢	丁	1	
	杭	長 1.2m 末口 9cm	本	1	ペンチ	丁	1	
	土 の う	ひ も 付 き	袋	5				
	二 子 縄 (木との接合)	長 5.5m (2ツ折)	本	4				
	二 子 縄 (吊 縄)	長 14.5m (2ツ折)	本	4				
	鉄 線	10◆亜煙鍍	m	20				夫ば幅により加減

(4) おもて しろ 張 り

目 的：川表法崩壊及び透水防止。

拵 え 方：崩壊面の大きさに応じ、蓆を9枚、12枚或は15枚を縄で縫い合せ、（シートを使用する場合は縫い合わせる作業はない。）横に90cm間隔に骨竹をあらく縫い付け、下端に重り土のうを取り付けこれを芯にして簀の子巻とし、天端から廻し縄を徐々にゆるめて垂れおろし、所々に小割竹（長さ45cm、幅2cm位）を折り曲げて針子縫いをし、煽りどめの重り土のうのをせて固定させる。



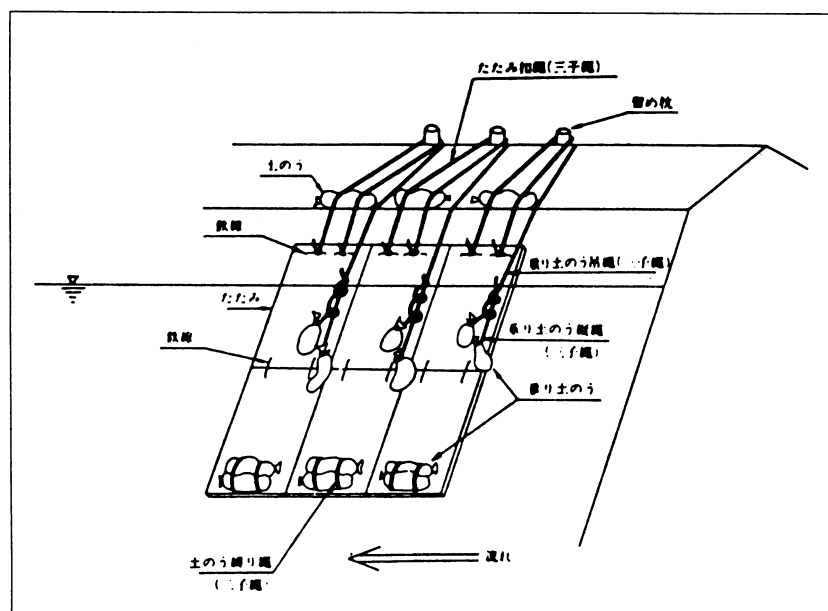
表席張り数量表〔ビニール席又は合成繊維シート使用〕（1組1枚当り）

人 員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員数	名 称	単 位	員数	
10人	席	ビニール席 90cm×180cm	枚	9	縫 針	個	2～3	合成繊維シートの 場合、縫針必要なし
		又は合成繊維シート 5.0m×2.7m	〃	1				
	竹	目通り 9cm 長 3.5m	本	7	掛 矢	丁	1	
	杭	末 口 10cm 長 1.2m	〃	3	ペンチ	〃	1	
	土のう	ひも付き	袋	5				
	二子縄	長 3.5m (ビニール可)	筋	2				合成繊維シート使 用の場合必要なし
	〃	長 5.5m (〃)	〃	2				
	〃	長 6.5m (〃)	〃	6				
	〃	長 61.0m (〃)	〃	1				
	席吊縄	長 11.0m (〃)	〃	3				
	三子縄	長 12.0m (〃)	〃	3				
	〃	長 7.5m (〃)	〃	2				
	〃	長 14.5m (〃)	〃	1				

〔 畳 張 り 工 〕

従来より使われている表席張と同様な効果を期待して考案された方法であり、出水時に付近より集められやすい古畳を利用するものである。

畳二枚を縦方向に鉄線で2箇所連結し、下端に鉄線及び二子縄で重り土のうを縛り上端に鉄線を介して扣縄を結び、この二枚一組を順次すべり落し川裏に打ちつけた留杭に固定し、最後に重り土のうを上流端に置いていく。



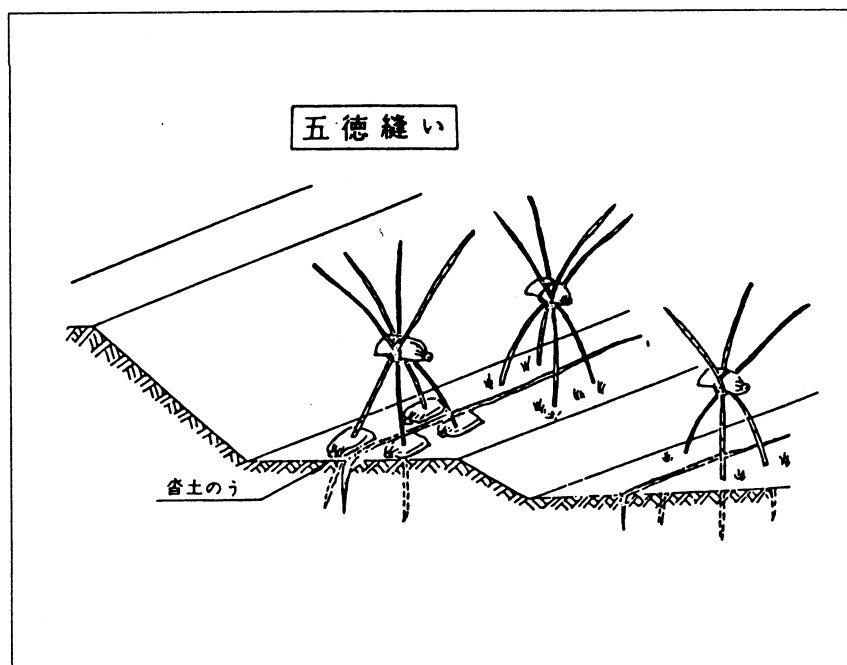
数量表

人 員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10 人	畳	(1.8m×0.9m)	枚	6	掛 矢 丁		1	
	木 杭	長さ 1.2m 末口 9cm	本	3	ベンチ	〃	3	
	土 の う		袋	1.5				
	鉄 線	8 #1.5mもの	本	18				
	たたみ扣縄 (三子縄)	12mもの	〃	16				
	重り土のう 吊 (三子縄)	14.5mmもの	〃	3				
	重り土のう 縦 (三子縄)	7.5mもの	〃	6				
	たたみ下端 重り土のう 縛り縄 (二子縄)	7mもの	〃	6				

(5) 五 徳 縫 い

目 的：川裏き裂、崩壊の拡大防止。

拵 え 方：き裂をはさんで竹3本～4本を以て各辺1m位の三脚形又は四脚形に深く突差し、地上1.2m～1.5mくらいの所で一つに縄で結び、その上におもり土のうを載せる。若しき裂の部分に張芝がない時、又は堤体が軟弱である場合には沓土俵を用う。この工法は法面に行なうよりは法先の方が効果がある。なお法先に力杭を打つのが安全である。



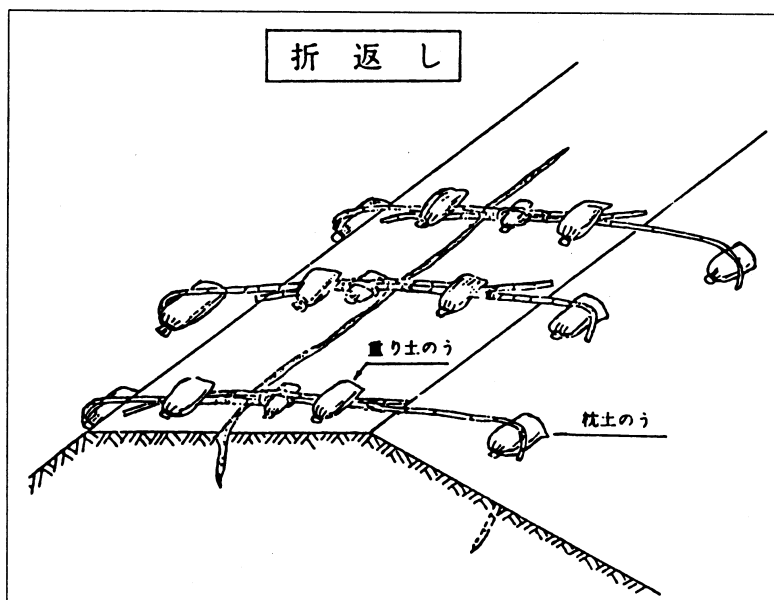
五徳縫い数量表（1組1本立当り）

人 員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員数	名 称	単 位	員数	
10人	竹	目通り周18cm 末 延	本	3				3本建の場合
	土のう	ひ も 付 き	袋	4				
	二子縄	16.5 m	本	1				
	竹	目通り周18cm 末 延	本	4				4本建の場合
	土のう	ひ も 付 き	袋	5				
	二子縄	18.0 m	本	1				

(6) 折 返 し

目 的：堤防天ばにき裂を生じた場合、崩壊を防止する。

拵 え 方：天ばの表法と裏法とに竹を突き差し、その根元に土のうを置きこれを枕にして、竹を折りまげ、中央で双方の竹を折り返して引きかけ、縄で結束する。竹の折り返し部分は折損しやすいため麻袋などを丸めて芯にする。又、竹の締め具合をよくするため、天ばに重り土のうを載せる。

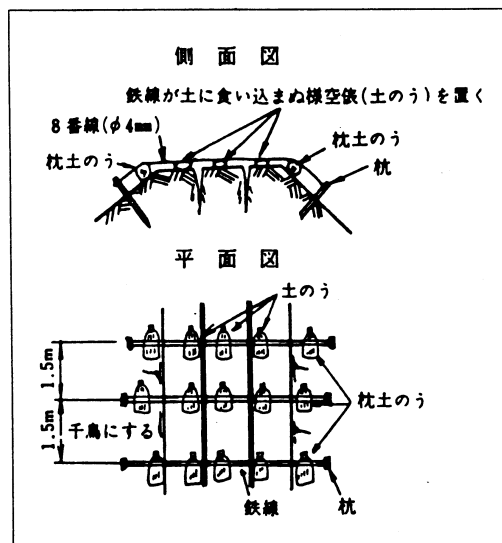


折返し数量表（1組1筋当り）

人 員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員数	名 称	単 位	員数	
10人	竹	目通り周15cm	本	2	鉋	丁	2	
	土のう	ひ も 付 き	袋	5	掛 矢	丁	4	
	麻 袋		個	1				
	二子縄	長 1 m	筋	4				

〔鉄線を使用する場合〕

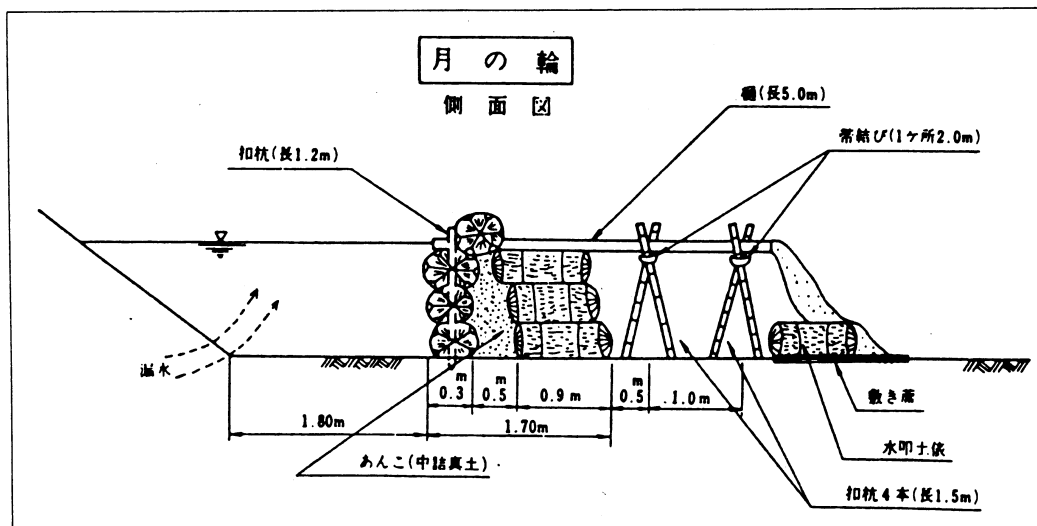
竹の代りに鉄線と木杭により行う。

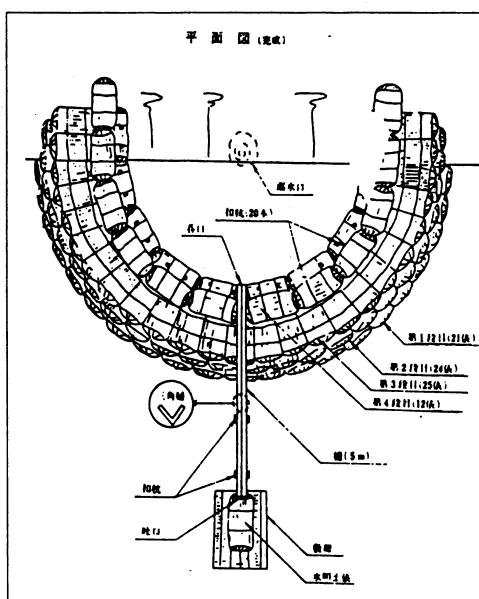
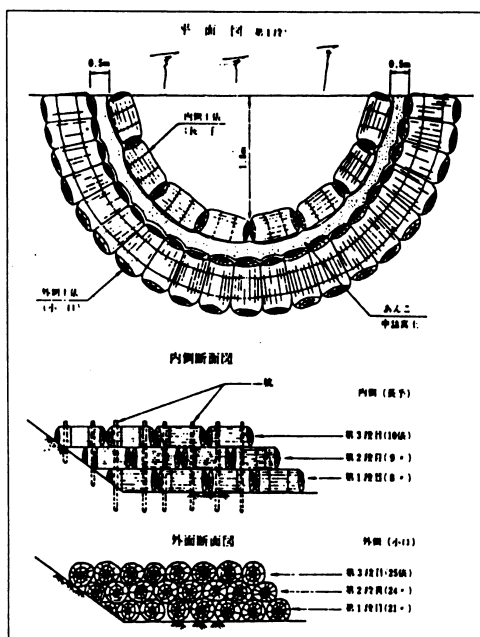


(7) 月 の 輪

目 的：川裏の漏水を堰き上げて滲透水の圧力を弱める。

拵 え 方：漏水口の周囲法先に土表を半月状（半径1.8m）に積み上げ、この中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。土俵積の高さは水圧を弱める程度、三俵重ね以上にするときは留杭又は棚杭を打つ。流し口には、樋をかけ、透水を導き、その落下点には、蓆等を敷き洗掘を防ぐ、また土俵と土俵の間には土を詰め十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐ。



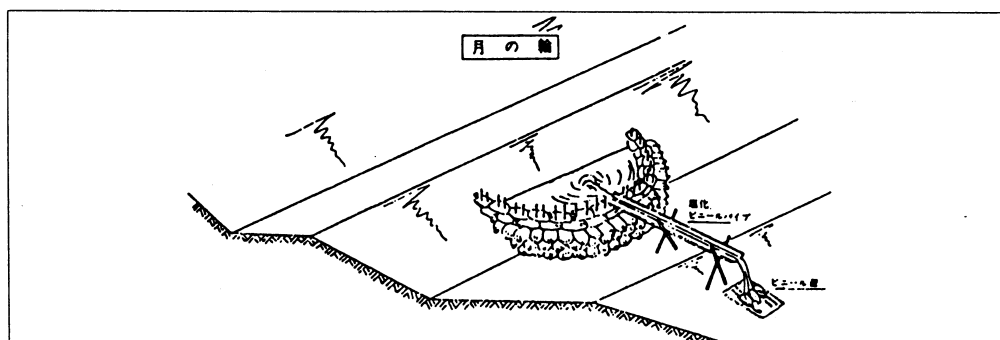


月の輪数置表 (1ヶ所当り)

人 員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員数	名 称	単 位	員数	
25人	土俵	棧 俵 付	俵	110	掛 矢	丁	2	
	杭	長 1.5m 末口 6cm	本	20	スコップ	丁	8	
	杭	長 1.8m 末口 6cm	〃	4	モッコ	組	4	
	席	0.9m×1.8m	枚	1				
	2子縄	長 2.0m	本	2				
	三角樋	長 5.0m	〃	1				
	土 砂		m³	4				

〔土のうを使用する場合〕

作業方法は土俵の場合と同じ。



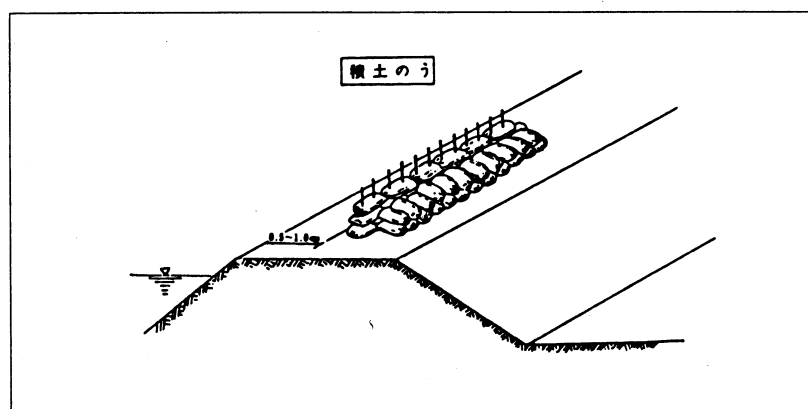
月の輪数量表〔土のう使用〕（1ヶ所当り＝半径1.5m）

人 員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員数	名 称	単 位	員数	
25 人	土 の う		袋	350	掛 矢	丁	2	水もれ防 止用
	鋼 杭	長1.2m × $\phi 16 \frac{m}{m}$	本	40	スコップ	丁	8	
	ビニール席	1.8 × 0.9m	枚	1	モ ッ コ	組	4	
	木 杭	長1.8m 未口6cm	本	4				
	二 子 縄	2 m	本	2				
	塩化ビニールパイプ	長 5.0m $\phi 10 \sim 15 \text{cm}$	本	1				
	ビニールシート	5 × 5 m	枚	1				
	土 砂		m ³	4				

(8) 越 水 防 止 工

目 的：越水防止

拵 え 方：表肩が欠け込んでも差支えないように川表肩から0.50m～1.00mくらい引きさげて所要の高さに土俵を積みあげる。一段積は、長手又は小口積とし、二段積は下段を長手方向2列に並べ、その上に小口一段並べとするか、長手並べにする。三段積は、前面長手3段にいも継ぎをさけて積み、裏手に控えとして、小口2段積とし、木杭又は竹等を串差しとする。又、俵の継目には土を詰めて、充分に踏み固める。



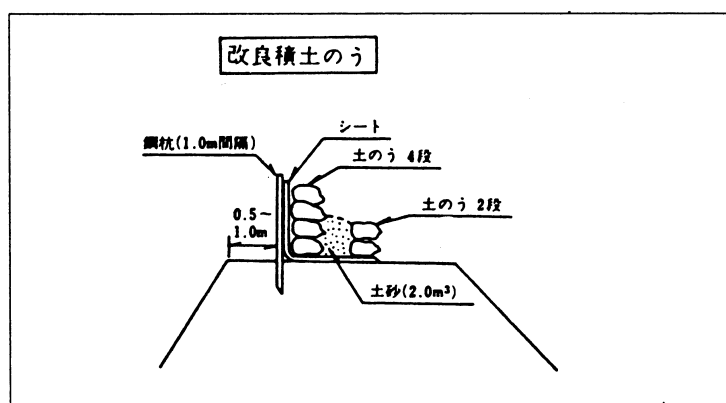
積土のう数量表（1組当り）10m当り

人 員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員数	名 称	単 位	員数	
20 人	土のう		袋	140	掛 矢	丁	2	前3段、後2段 1袋当り2本使用
	鋼 杭	長1.2m $\phi 16 \frac{m}{m}$	本	40	スコップ	丁	4	
	土 砂		m ³	2	モ ッ コ	組	3	

〔改良積土のう、土留鋼板使用の場合〕

目 的：越水防止。

拵 え 方：川表肩から0.5 m
～1.0 m くらい引き下げて、
土留用に加工した鋼板に支柱
(丸パイプ) を0.5 m 間隔に
通し、数枚つなぎ合わせて、
川表と川裏に立て、支柱を打
ち込み、中詰め土砂を入れて
安定をはかる。



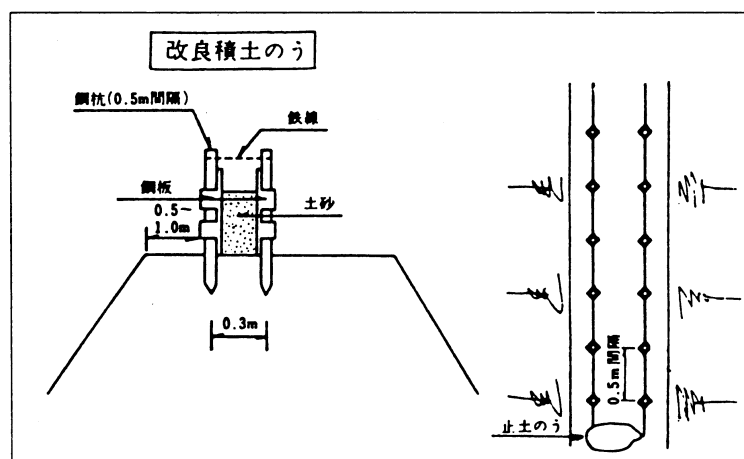
数量表 (1組当り) 10 m 当り

人 員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員数	名 称	単 位	員数	
20 人	シート	長さ10m 巾2.0m	枚	1	掛 矢	丁	2	前3段 後2段
	鋼 杭	長さ1.2m φ16mm	本	11	スコップ	丁	4	
	土のう		袋	140	モ ッ コ	組	3	
	土 砂		m³	2				

〔改良積土のう、シート使用の場合〕

目 的：越水防止。

拵 え 方：川表肩から0.5
m～1.0 m くらい引き下げ
て、川表側に透水防止用の
合成繊維シートを張り、1
m 毎に鋼杭を打ち込んで固
定させ、その内側に土のう
を数段の高さに積み、更に
その後に控え土のうを積み
、中詰め土砂を入れて安
定をはかる。

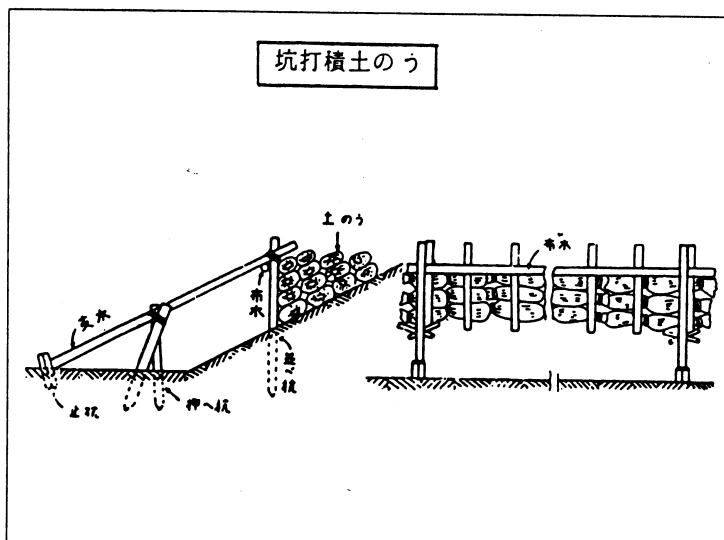


数量表 (1組当り) 10 m 当り

人 員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員数	名 称	単 位	員数	
20 人	土留鋼板	長さ1.8m 巾43cm	枚	28	掛 矢	丁	2	
	丸パイプ	φ48.6cm 長さ1.5m	本	30	スコップ	丁	4	
	鉄 線	10#長さ2.0m	本	15	モ ッ コ	組	3	
	土 の う	1口土用	袋	30				
	土 砂		m³	3				

(9) 杭 打 積 土 の う

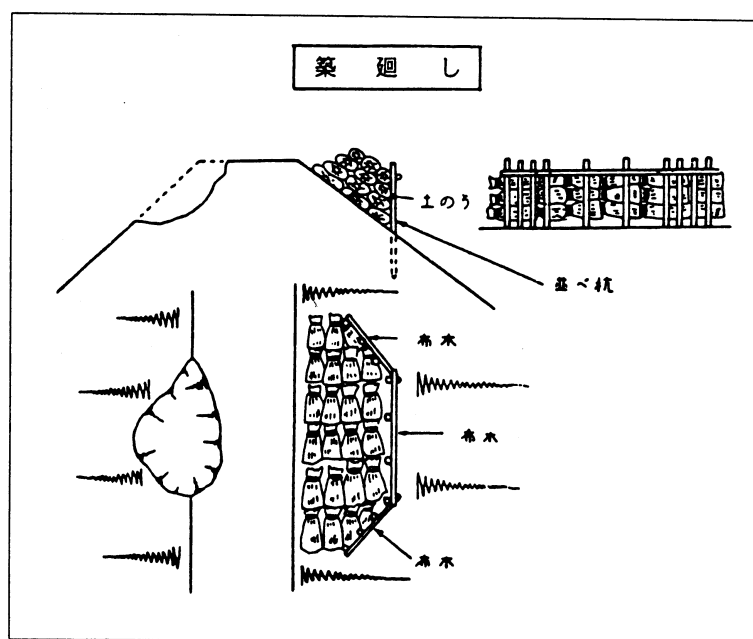
目 的：川裏法崩壊防止
 拵 え 方：法先に土のうを
 長手に積み上げ、その支え
 に長2.5m内外の杭を心々
 0.60mに打ち込み上部に長
 5.0mの布木を結び付け更
 に長4.0mの支木を3.60m
 毎に取り付ける。支えの木
 の中間に押え杭二本を合掌
 に打って挟み、又、杭木の
 根元には杭を二本列べて打
 って根止めとする。



(10) 築 廻 し

目 的：川表の崩壊、法面の補強。

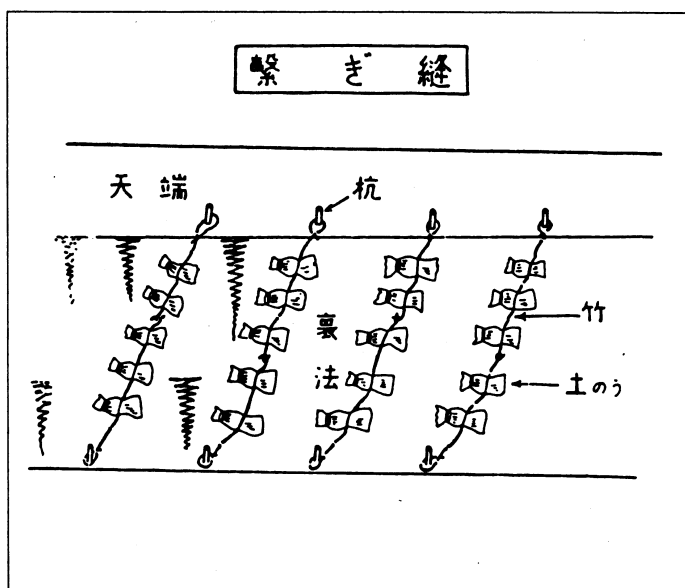
拵 え 方：心々0.90mくらいに杭を打ち込み、竹棚（又は粗朶）を編み付け、内部に土のうを詰める。崩壊箇所は席張などを行って川裏に築廻しを施す。



(1) 緊 ぎ 縫 い

目 的：亀裂箇所を挟んで裏法崩壊防止。

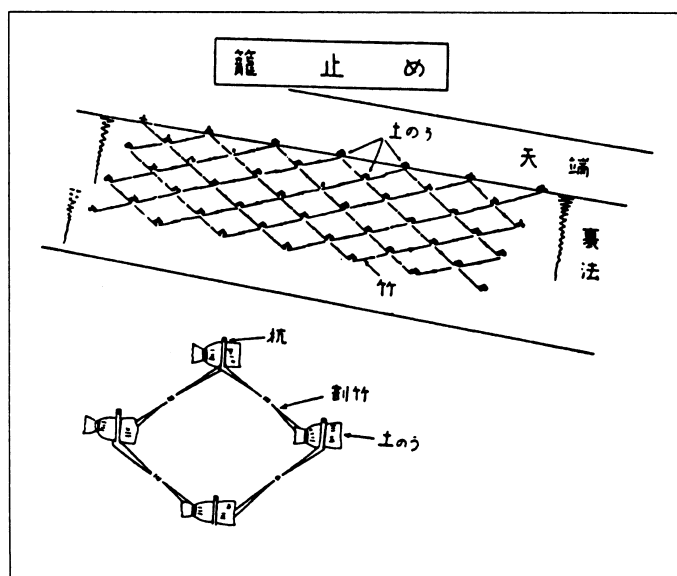
拵 え 方：長2.7m～3.6m、末口6cm～9cmの木を1.0m～2.0m間隔に打ち込み、その杭に周10cm～15cmの竹を縛りつけ、又天端にも同様に打って竹を縛り付け、この双方の竹串を約2.0mの継手を残して折り曲げ引きかけて縄結び、重り土のうを取り付ける。



(12) 籠 止 め

目 的：川裏法面亀裂崩壊防止。

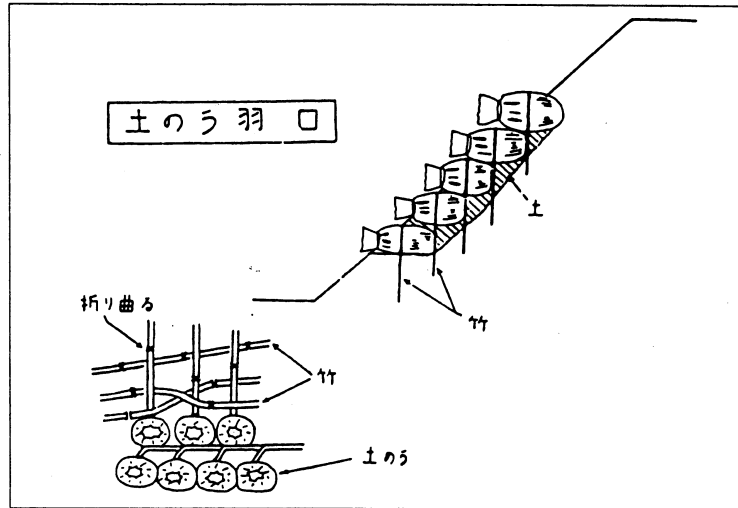
拵 え 方：2.0m間隔に長1.8m内外の杭を打ち込み、その中間に互の目に杭を入れ斜に各々の杭に割竹で繋ぎ合せ、杭毎に重り土のうを載せる。もし提体が軟弱な場合には敷粗朶をして重り土のうを載せる。



(13) 土のう羽口

目的：裏法崩壊補強。

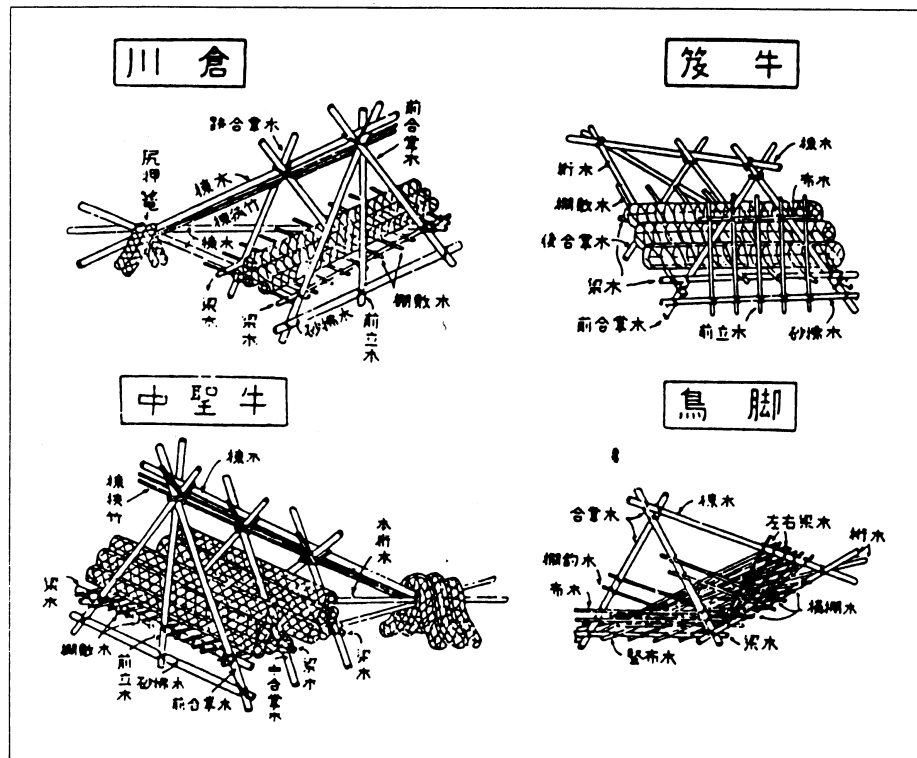
拵え方：土のうを小口並べに一層積んで蛇腹編みとし、その上に土を布いて踏みならし、順次半俵引きの勾配で土のうを積み上げ、内側に土砂を詰めて踏み固める。蛇腹編みは土のうを固定させるために、目通し6cm～9cmの竹を用いる。



(14) 中聖牛、川倉、笈牛及び鳥脚

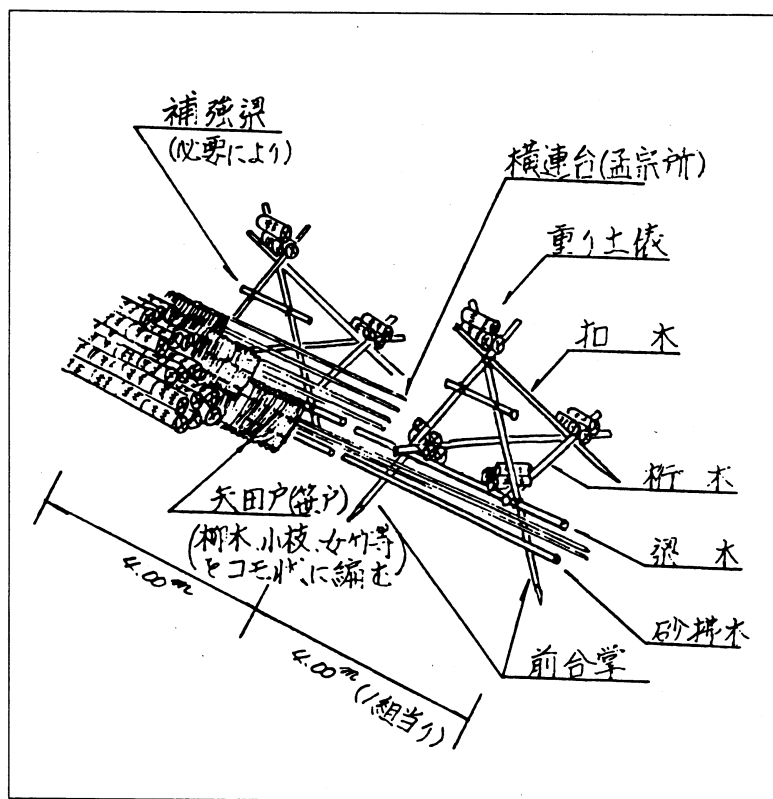
目的：流水の激突を緩和し、提脚崩壊面の拡大防止。

拵え付け方：この工法は一般に急流河川に用いられる。提脚に逆出しに据えて崩壊面を直接保護する場合と、本出しにを使って水当りを緩和させる場合とがある。逆出しは頭部を堤防側に置き、棟木を水流と直角よりやや上向きに水中に入れ、ただちに蛇かごから石俵を重しとして載せる。上記の枠類を施す箇所は激流の場合が多いので、押し流されて目的の位置に沈設することが困難であるから、組立後所要所を鉄線などで結んで作業の終わるまで繋留する必要がある。なお、枠を下向に入れると逆効果となることがあるので注意する。



出 雲 結 (いづもゆい)

目 的：本工法は洪水により破提された後、仮締切として用いられる簸川郡独特のもので古来より使用されている。



材 料：破提箇所の長さにより組数を考えねばならないが大体1組4メートル位に据えつける。一組につき前合掌二本、扣木一本、杭木二本、梁木、砂払木各一本を横連台に孟宗竹7～8本と60枚の矢田戸と約200俵の土俵が必要である。

資料－１ 過去の出水による水位の記録

昭和 47 年豪雨 江の川

7 月 10 日			7 月 11 日			7 月 12 日		
時刻	放流量	桜江大橋水位	時刻	放流量	桜江大橋水位	時刻	放流量	桜江大橋水位
	t	m		t	m		t	m
16:00	651		1:00	1,646		0:30	6,000	
18:00	754		1:15		4.8	1:00	6,500	
19:00	770		2:10			2:00	7,000	
21:00	830		2:40		5.3	2:40	7,500	
21:45	1,000		3:30	2,500		3:00	8,000	
22:00	1,020		3:45		5.9	3:30	8,500	
23:00	1,150	4.2	3:50		6.0	3:35	明塚全員避難	
0:00	1,404	4.5	4:30	3,000		3:40	粕淵鉄橋流失	
			5:00	3,183	7.0	4:20	9,000	
			5:40	4,000		5:00	9,168	
			6:30	4,500	7.05	6:00	9,264	
			7:20	5,000	7.5	7:00	9,070	
			7:55	5,500	8.7	8:00	8,700	
			8:30	6,000		9:00	8,340	
			9:30	6,420		10:00	7,620	推測 17～18
			9:40	6,500		11:00	6,462	
			10:00	6,504		12:00	5,681	
			10:07		9.7	13:00	4,810	
			11:00	6,684		14:00	4,453	
			11:30	6,684				
			11:45					
			12:30	6,864				
			14:00	6,759				
			16:00	6,405				
			17:00	5,944				
			18:00	5,507				
			19:00	4,975				
			20:00	4,600				
			21:00	4,746				
			22:30	5,000				
			23:00	5,452				

昭和 47 年豪雨 八戸川

7 月 11 日				7 月 12 日			
時刻	放流量	あゆ観橋水位	高尾橋水位	時刻	放流量	あゆ観橋水位	高尾橋水位
	t	m	m		t	m	m
9:00	316			0:20	399		
9:20	305			0:30	389		
9:40	294			0:40	378		
9:50	282			1:00	367		
10:00	270			2:00	356		
10:05	258			3:00	350		
10:10	246			3:30	338		
10:30	235			3:40	327		4.2
11:00	225			3:50	316		
11:15	212			4:05	305		
11:30	200			4:10	282		
13:00	190			4:20	270		5.05
16:10	206			4:30	270		5.2
17:20	288			4:40	258		5.25
17:30	299			5:00	246		5.4
17:40	310			5:20	224		5.5
18:10	356			5:40	212		6.1
18:50	378			6:00	200		6.15
19:40	389			6:20	188		6.25
19:50	399			7:00	188		6.28
19:55	410			7:20	176		6.37
20:00	421			7:40	164		6.43
20:05	433			9:00	164		6.48
20:15	453			9:30	176		6.50
20:20	464			9:40	188		7.0
20:50	475			11:00	241		7.05
21:00	485			11:20	252		7.10
21:30	475			11:40	276		7.20
21:40	464			11:50	288		
22:00	443			12:00	288		
22:30	432			12:10	299		
24:00	421			12:20	310		
				12:50	316		
				13:20	305		推測 14.4 【最高水位】
				14:20	294		
				14:40	282		
				14:50	270		
				15:00	264		

昭和55年8月豪雨

江の川 桜江大橋水位		
時間	放水量	水位
8/31	t	m
0:30	1,000	
1:00		3.50
2:00		3.60
3:20		4.80
3:27	1,853	4.80
3:40		4.90
4:00	2,093	4.90
4:20		5.00
5:00	2,634	5.20
5:50		5.50
6:00	3,158	5.50
7:00	3,732	6.00
8:00	4,242	6.50
9:00	4,539	7.00
10:00	4,816	8.20
11:00	4,994	8.70
12:00	5,188	9.00
13:00	5,386	9.00
13:30		9.50
14:00	5,486	9.50
14:10	5,486	9.50
15:00	5,450	9.70
15:30		9.80
16:00	5,148	9.90
16:30		10.00
17:00	4,721	10.10
17:30		10.10
18:00	4,191	10.00
18:30		9.60
19:00	3,732	9.50
19:30		9.50
20:00	3,222	9.50
21:00	2,836	9.00
22:00	2,552	8.50
23:00	2,291	7.50

八戸川 川戸橋水位		
時間	放水量	水位
8/31	t	m
0:00	213	
1:00	253	3.60
2:00	253	3.70
3:00	253	3.80
4:00	252	3.80
4:20		3.80
5:00	252	3.80
6:00	252	3.80
7:00	251	4.40
8:00	251	4.70
9:00	251	5.70
10:00	251	6.40
10:30	260	6.40
11:00	251	6.90
12:00	250	7.20
13:00	249	7.50
13:30		7.70
14:00	247	7.80
14:30		7.90
15:00	243	8.00
15:30		8.10
16:00	115	8.20
16:30		8.20
17:00	109	8.25
17:30		8.25
18:00	99	8.20
18:30		8.00
19:00	88	8.00
19:30		7.70
20:00	78	7.70
21:00	78	7.20
22:00	68	6.70
23:00	58	6.00

昭和58年7月豪雨

江の川 桜江大橋水位 * 最高		
時間	放水量	水位
7 月 23 日		
1:00	716	
2:00	810	
2:50	1,000	
3:00	1,051	
4:00	1,556	6.40
5:00	2,268	7.40
6:00	2,666	7.60
7:00	3,288	8.00
8:00	4,217	8.20
9:00	5,278	8.60
10:00	6,102	9.00
11:00	6,417	9.90
12:00	6,663	11.50
13:00	*6,684	12.50
14:00	6,552	12.80
15:00	6,102	*13.20
16:00	5,642	13.20
17:00	5,076	13.20
18:00	4,468	12.60
19:00	4,043	11.40
20:00	3,645	10.70
21:00	3,250	10.40
22:00	2,883	10.00
23:00	2,625	9.00
0:00	2,428	8.60
7 月 24 日		
1:00	2,228	7.80
2:00	2,106	7.00
3:00	1,940	6.50
4:00	1,728	6.00
5:00	1,549	5.50
6:00	1,467	5.00
7:00	1,319	4.50
8:00	1,250	4.20
9:00	1,114	3.90
10:00	1,070	3.70
11:00	985	3.50
12:00	887	3.20
13:00	886	2.80

八戸川 川戸橋水位 * 最高		
時間	放水量	水位
7 月 23 日		
2:30	106	
3:40	186	5.00
4:00	221	5.40
5:00	330	6.30
6:00	330	6.50
7:00	330	6.80
8:00	558	7.00
9:00	725	7.30
10:00	* 886	8.00
11:00	846	9.10
12:00	556	10.00
13:00	320	10.40
14:00	330	10.80
15:00	330	10.80
16:00	330	* 10.90
17:00	330	10.90
18:00	330	10.50
19:00	330	10.20
20:00	330	9.70
21:00	330	9.00
22:00	330	8.40
23:00	330	7.70
0:00	330	7.10
7 月 24 日		
1:00	330	6.00
2:00	330	5.40
3:00	330	4.90
4:00	330	4.40
5:00	270	4.00
6:00	200	3.60
7:00	200	2.80
8:00	200	2.70
9:00	200	観測不能
10:00	200	観測不能
11:00	155	観測不能
12:00	91	観測不能
13:00	70	観測不能

昭和63年7月豪雨

観 測 時 刻	広島尾関山 観測所水位	江の川			八戸川		
		浜原ダム 放水量	川越大橋 水位	桜江大橋 水位	八戸ダム 放水量	鮎観橋 水位	川戸橋 水位
7 月 15 日	m	t	m	m	t	m	m
5:00	3.18		1.0			*3.0	
5:45		110					
5:50					50		
6:00	3.32						
6:22					106		
6:30					126		
6:50				2.8			
7:00	3.49		2.0		156	2.6	4.4
7:10					166		
7:30					206		
8:00	3.65	194		3.1	276		*4.6
8:10		200					
8:30			2.6	3.3	*330	2.8	*4.6
9:00	3.97	300		3.5	*330	2.8	*4.6
9:30				3.6	*330	2.5	4.4
10:00	4.42	371	3.2	3.7	*330	2.4	4.12
10:30			3.4	3.7	*330	2.4	4.0
11:00	5.12	426	3.6	3.8	*330	2.4	4.0
11:30		500		4.0	*330	2.4	4.0
12:00	5.81	630	4.2	4.3	*330	2.4	4.0
12:30				4.4	*330		4.0
13:00	6.02	880	4.4	4.4	*330	2.0	3.8
13:30		1000		4.3	*330	1.9	3.6
14:00	* 6.29	1071	4.4	4.1	*330	1.8	3.6
14:30				4.0	*330	1.8	3.2
15:00	6.26	1471		4.0	*330	1.8	3.2
15:30				4.0	*330	1.8	3.0
16:00	6.14	1648	4.7	4.0	*330	1.8	3.0
16:30				4.0	*330		2.9
17:00	6.00	1804	5.5	4.5	*330	1.7	2.9
17:30				4.7	*330		3.0
18:00	5.89	1727	5.5	4.6	*330	1.7	3.2
19:00	5.81	* 1818	*5.7	*4.9	*330	1.6	3.2
20:00	5.83	1694		*4.9	*330	1.6	3.4
21:00	5.87	1573		*4.9	318		3.3
22:00	5.85	1361		4.8	313		3.2
23:00	5.75	1361			309		
0:00	5.65	1361		4.5	305		2.8
7 月 16 日							
1:00	5.59	1361			300		
2:00	5.53	1307		4.3	295		2.6
3:00	5.43	1229			275		
4:00	5.32	1170		4.2	255		2.5
5:00	5.21	1136			235		
6:00		1064		3.8	215		2.0
7:00		981		3.4	200		1.9

警戒水位・・・桜江大橋 5.3m、川越大橋 4.5m、川戸橋 4.2m、鮎観橋 3.0m

平成7年7月3日豪雨

時間	江の川		八戸川		備 考
	放流量	桜江大橋水位	放流量	川戸橋水位	
7月3日	t	m	t	m	
6:00	2900	3.2			
7:00	3361	5.0	193	3.4	第2次災害体制 (総務課・建設課出動)
8:00	3781	5.5	☆194	3.7	第3次災害体制 (8:30 災害対策本部設置) 水防警報準備体制
9:00	4152	6.5	189	4.4	
10:00	4456	7.0	164	5.0	谷住郷・川越小学校下校 (10:00) 谷住郷保育所閉鎖(10:55)
11:00	4754	7.5	145	5.75	桜江中学校下校(11:00) 川越分団出動(11:45)
12:00	☆4921	8.0	126	6.1	川戸陸閘門警戒体制
13:00	4921	8.2	105	6.5	川戸陸閘門警戒体制
14:00	4573	8.5	90	6.8	
15:00	4200	8.5	75	7.0	
16:00	3701	☆9.0	60	☆7.2	
17:00	3196	8.5	60	7.1	
18:00	2811	8.5	60	6.8	川戸陸閘門警戒体制解除
19:00	2471	8.0	50	6.4	
20:00	2200	7.2	45	5.8	川戸陸閘門警戒体制解除
21:00	1960	6.5	45	5.2	
22:00	1810	5.8	45	4.4	
23:00		5.5		3.7	

平成11年6月豪雨

時 刻		江の川			八戸川			体 制
		放流量	桜江大橋	川越大橋	放流量	高尾橋	鮎観橋	
29日	8:50	200						
	9:00	211						
	9:20				30.0			
	10:00				50.0			
	10:20	300						
	11:20				106.0			
	11:30	500	1.3			1.0		
	12:30	750	1.6			1.6		
	13:00							第1災害体制
	13:10						1.4	
	13:20	1000						
	14:00	1598	3.0	4.6	209.5			
	14:20	1900						
	14:45		3.5	5.6		2.5		
	15:00	1821		6.5	228.8		1.6	
	15:10		3.5			2.7		
	15:50							
	16:00	1993	4.5		273.5		1.8	
	16:45				300.3			
	16:50					4.0		
	17:00	2700	6.0	7.8	302.5	4.2	2.0	第2災害体制
	17:20						2.0	
	17:45				301.6			
	18:00	2900	6.3	8.8	301.6	4.9	1.7	
	18:14							
	19:00	3730	7.0	9.2	301.7	5.3	1.7	
	20:00	4474	7.3	9.6		5.6	1.6	
	20:10							
	20:20							
	21:00	4889	8.0		267.0	6.0	1.5	
	21:30				235.0			
	22:00	5470	8.0		211.8	6.3	1.4	
	22:10	5590						
	22:30	5730						
	22:50							
	23:00		8.5		190.0	6.7	1.3	
	23:30	5719						
	23:40							
	23:50							
30 日	0:00	5570	9.0			7.4		
	0:10							
	0:30	5329						
	1:00	5100	9.4		157.0	7.7		
	1:30	4860						
	2:00	4380	9.4		141.0	8.0		
	2:30	4040						
	3:00	3759	9.5			8.1		
	3:30		9.5			7.8		
	4:00	3229						
	4:30	3000						
	5:00	2839						
	5:30	2697						
	6:00	2577						
	7:00	2325				6.4		
	8:00	2107				5.0		
	9:00	1920				4.7		
	10:00	1700						
	17:00							災害体制解除

平成13年6月豪雨

時 刻		江の川			八戸川			体 制
		放流量	桜江大橋	川越大橋	放流量	高尾橋	鮎観橋	
23日								
	18:00	84						
	20:50	110						
	22:30	200						
	23:00	110						
	23:20	300						
	23:50				30			
24日								
	0:30	500			50			
	1:50				106			
	2:40	200			116			
	3:20	300			195			
	4:00	827						
	4:50	1,000						
	5:20		2.8			3.0		
	6:30		3.0			2.2	1.4	
	9:00	1,833						
	10:00	1,956	3.8					
	11:00	2,037						
	12:00	2,007		6.6				
	13:30	1,813	4.4					
	14:00		4.4					
	15:00	1,606	4.6					
	15:20				89			
	16:00		4.4					

平成13年6月豪雨

時 刻		江の川			八戸川			体 制
		放流量	桜江大橋	川越大橋	放流量	高尾橋	鮎観橋	
19日	13:30	.110						
	16:00							第1次体制
	16:24				30			
	17:00	200						
	17:05				50			
	18:10	300						
	18:20				100			
	18:40				135			
	19:00					2.4	1.8	
	19:10							
	19:20	500			150			
	20:00					2.6		
	20:10						2.5	
	20:30	1,000				2.6	1.8	
	21:10	1,834				2.3	1.4	
	22:00	1,996						
	22:10							
	23:00					2.3	1.4	
	23:50		4.0					
20日	0:00	2,155						
	0:40		4.0					
	1:00	2,167	5.0					
	2:00	2,195	5.1					
	2:30		5.2					
	3:00	2,295	5.3			3.5		第2次体制
	3:20							水防団出動
	4:00	2,321	5.3			3.5		
	4:10	2,323						
	5:00	2,283				3.6		
	6:00		5.5		116	3.6		
	7:00		5.5			3.6		

平成18年7月豪雨

時 刻		江の川				八戸川			体 制
		放流量	川平	谷住郷	桜江大橋	放流量	高尾橋	鮎観橋	
17日	7:00	60							第1災害体制
	8:00								
	11:00	300							
	13:00					5			
	13:50					30			
	15:00	270							
	16:20	300							
	17:30	500							
18日	16:30	739							
	21:50	1,000							
	22:15								第2災害体制
	23:00		5.32	5.28					
	23:20			5.60					
	23:30								災害対策本部 設置 (8月1日まで)
19日	0:20		6.67						
	0:40			7.38					
	0:55						3.30		
	1:30						4.20		
	1:50					50			
	1:55		8.01						
	2:30						4.80		
	3:00		8.56	9.28					
	3:20					100			
	3:30						5.10		
	3:40	1,885							
	3:50							1.70	
	4:00	2,024				150			
	4:15					200	5.30		
	5:00	2,773			6.50		5.60	2.00	
	5:20					239			
	5:50				7.00				
	6:00	3,578	8.39	9.89			5.80	2.00	
	6:30			10.02					
	7:00	4,117			7.20			1.80	
	7:30						6.00	1.70	
	8:00	4,491	9.22	10.57	7.50		6.50	1.50	
	9:00	4,732			8.00		6.80		
	10:00	4,757	9.83	11.44	8.30				
	10:30		10.00				7.20		
	11:00				8.40				
	12:00				9.00		7.80		
	13:00				9.00		7.80		
	14:00				9.00		7.80		
	15:00				9.00		7.60		
	16:00				8.40		7.10		
	17:00				8.00		6.50		
	18:00				7.50		6.00		
	19:00				7.00		5.30		
	20:00	1,820			6.20		4.70		
	21:00				6.00		4.10		
	23:00		7.51	7.81					
警戒水位			8.40	7.70	5.30		4.20	3.00	

平成22年7月豪雨

時 刻		江の川				八戸川			体 制
		放流量	川平	谷住郷	桜江大橋	放流量	高尾橋	鮎観橋	
12日	5:30	500							
	9:10	1,000							
	11:00	1,858							
	12:00	1,996							
	12:30	1,957				50			
	13:40			5.65		100			
	15:10		6.31						
	16:30			6.70					
	16:40		6.63						
13日	15:10	1,000							
	19:50			5.68					
	21:50		6.30						
	22:30	1,900							
	23:00	1,905							
14日	3:00	2,025					3.2		第1災害体制
	4:00	2,145		7.72			3.6		第2災害体制
	5:00	2,290					3.8		
	6:00	2,410					3.9		
	6:10			8.20					
	7:00	2,570					4.0		
	8:00	2,735					4.2		
	8:10		8.43						
	9:00	2,949					4.4		災害対策本部 設置
	10:00	3,150					4.6		
	11:00	3,530					4.8		
	12:00	3,936					5.0	1.5	
	13:00	4,177	9.40				5.2		
	14:00	4,394					5.5		
	14:10			10.22					
	14:20		9.82						
	15:00	4,540					5.8		
	16:00	4,270					6.2		
	17:00						6.5		
	18:00						6.8		
	18:50			11.58			6.8		
	19:20		11.18						
	22:50			10.19			5.4		
	23:50		9.74						
15日	0:40		9.37						
	4:00		8.38						
	4:20			8.19					
	7:00			7.69					
	17:10		6.27						
	20:10			5.56					

	川平観測所	谷住郷観測所	警戒水位	4.2m	3.0m
水防団待機水位	6.30m	5.60m			
はん濫注意水位	8.40m	7.70m			
避難判断水位	9.40m	8.20m			
はん濫危険水位	9.80m	10.20m			

平成25年8月23日からの豪雨

時 刻		江の川		敬川	八戸川			体 制
		放流量	谷住郷	敬川橋	放流量	近原橋	江尾橋	
23 日	12:00		0.21	1.04		0.62	0.12	
	13:00		0.27	1.05		0.73	0.14	
	14:00		0.28	1.09		0.76	0.15	
	15:00		0.30	1.17		0.78	0.16	
	16:00		0.31	1.22		0.79	0.17	
	17:00		0.31	1.24		0.79	0.18	
	18:00		0.32	1.27		0.79	0.18	大雨洪水警報発表 18:21
	19:00		0.38	1.37		0.85	0.19	
	20:00		0.39	1.18		0.86	0.21	
	21:00		0.42	0.94		0.87	0.23	
	22:00		0.48	0.88		0.89	0.26	大雨洪水警報解除 22:11
	23:00		0.62	0.91		0.95	0.31	
24 日	0:00		0.92	0.94	30	0.94	0.45	大雨洪水警報発表 0:21
	1:00		1.45	0.99	50	2.35	2.06	
	2:00		2.41	1.75	100	3.26	2.73	災害対策本部設置 2:30
	3:00		3.42	2.31		3.71	3.05	全職員召集 3:00 全市避難勧告 3:18
	4:00		4.87	3.71		4.67	4.11	
	5:00	100	6.43	0.00		5.95	4.99	
	6:00	300	7.72	－		7.11	4.80	
	7:00	500	8.11	－		7.43	4.38	
	8:00		7.79	－		7.06	3.91	
	9:00		7.15	－		6.44	3.53	
	10:00	1000	6.92	－		6.19	3.41	
	11:00	1000	7.36	－		6.60	3.39	敬川右岸に避難指示 11:00
	12:00		7.73	－		7.00	3.41	
	13:00	1504(最大)	7.96	－	330(最大)	7.21	3.30	
	14:00		7.98	－		7.20	3.10	
	15:00		7.89	－		7.10	2.93	敬川右岸に避難指示解除
	16:00		7.73	－		6.92	2.80	
	17:00		7.55	－		6.77	2.69	
	18:00		7.37	－		6.55	2.61	
	19:00		7.14	－		6.31	2.54	
	20:00		6.86	－		6.07	2.48	
	21:00		6.59	－		5.78	2.44	
	22:00		5.23	－		5.48	2.39	
	23:00		5.89	－		5.17	2.35	
25 日	0:00		5.60	－		4.89	2.31	
	1:00		5.31	－		4.65	2.27	
	2:00		5.08	－		4.40	2.24	
	3:00		4.85	－		4.19	2.21	
	4:00		4.76	－		4.09	2.21	
	5:00		4.70	－		4.02	2.12	
	6:00		4.80	－		4.12	2.01	
	7:00		5.03	－		4.31	1.83	

	谷住郷	敬川橋	近原	江尾
水防団待機水位	5. 60m	2. 00m	－	1. 70m
はん濫注意水位	7. 70m	2. 10m	－	2. 60m
避難判断水位	8. 20m	－	－	－
はん濫危険水位	10. 20m	－	－	－

平成30年7月豪雨

時 刻		江の川			敬川	都治川	八戸川		体 制
		放流量	谷住郷	川平	敬川橋	都治	放流量	江尾橋	
5 日	8:50						30		
	9:40						50		
	17:40	300							
	18:30	500							
	19:20	1,000							
	21:50	1,900							事前体制
	23:00	2,370							
6 日	0:00	2,549							
	0:30		5.69						
	1:00	2,533							
	1:40			6.31					
	3:20		7.74						
	4:40	1,900							
	7:20		7.32						
	9:50						100		
	13:30	1,345							
	14:10				2.1				敬川地区班設置
	14:35								都治地区班設置
	14:40							1.73	
	15:10						150		
	15:50					1.5			
	17:00								全地区班設置
	17:20	1,883							
	18:00	2,233							
	18:50		7.79						
	19:00	2,790							
	19:20						200		
	19:30								災害対策本部 (第2体制)設置
	20:00	3,587	8.66						
	20:15								避難準備・高齢者等避難開始 (川戸・谷住郷・川越)
	20:20			8.41					
	20:45								避難勧告 発令 (川戸・谷住郷・川越)
	20:50		9.33					2.61	
	21:00	4,563							
	21:40			9.32					
	21:45								避難準備・高齢者等避難開始 (松川・川平・金田・渡津・江津)
	22:00	5,296							
	22:15								避難勧告 (松川・川平・金田・渡津・江津)
	22:20			9.79					
	23:00	6,264							
7 日	0:00	6,789							
	1:00	7,199							
	1:30		13.19	12.03					避難指示 (川戸・谷住郷・川越)

時 刻		江の川			敬川	都治川	八戸川		体 制
		放流量	谷住郷	川平	敬川橋	都治	放流量	江尾橋	
	1:40	7,260 (最大)							
	2:00	7,211							
	2:10								避難指示 (松川・川平・金田・渡津・江津)
7 日	5:00			14.3					
	6:00	5,930		14.54					
	6:20		15.83 (最大)						計画高水位 18.09(谷住郷)
	6:40				1.13				
	7:00	6,300		14.69					
	7:10			14.74 (最大)					計画高水位 16.9(川平)
	8:00	6,786							一部地区班解散 (川平・松川・渡津・高浜・ 市山・川戸・谷住郷・川越 以外)
	8:30								
	9:00	6,850							
	9:40							1.53	
	10:00	6,881							
	10:10	6,916							
	18:00					1.5 以下			
8 日	6:10		6.27	6.72					
	8:00								全地区避難指示解除
	8:30			6.29					
	9:50		5.57						
13 日	15:00								全地区班解散
	18:00								災害対策本部解散

	谷住郷	川平	敬川	都治川	江尾
水防団待機水位	5.60m	6.30m	2.00m	1.30m	1.70m
はん濫注意水位	7.70m	8.40m	2.10m	2.30m	2.60m
避難判断水位	8.60m	9.20m	2.40m	—	2.80m
はん濫危険水位	9.20m	9.70m	2.70m	—	3.30m

令和2年7月豪雨

時 刻		江の川			敬川	都治川	八戸川		体 制
		放流量	谷住郷	川平	敬川橋	都治	放流量	江尾橋	
13 日	8:50						31.6		
	9:10	300							
	10:10						50		
	16:35								事前体制設置
	19:00					1.50			全地区班設置
	20:40	500							
	20:50					2.60			
	22:30	1,000							
	23:10						100		
14 日	0:10							1.70	
	1:00		5.70						
	1:20						150		
	1:30	1,885							
	1:50			6.42				2.22	
	2:00	2,202							
	2:10						200		
	2:40							2.66	
	3:00	2,603	7.44						第1災害体制設置
	3:10		7.72						
	3:20			7.62				2.80	
	3:40								避難準備・高齢者等避難開始 (市山)
	4:00	3,224							
	4:20			8.43					
	4:40		9.20			2.60 以下			
	4:50								避難準備・高齢者等避難開始 (川越、谷住郷、川戸)
	5:00	3,984					253.36		
	5:12								避難勧告 (川越、谷住郷、川戸、市山)
	6:00	4,507							
	6:20			9.74					避難準備・高齢者等避難開始 (松川・川平・金田・渡津・江津)
	6:30							2.60 以下	災害対策本部設置
	7:00	5,230							
	7:10								避難勧告 (松川・川平・金田・渡津・江津)
	8:00	5,800							
	8:15								桜江中避難所開設
	8:20								一部地区班解散 (長谷、市山、川戸、谷住郷、川越、松川、川平、渡津、本町、高浜以外)
	9:00	6,635							
	9:10		12.22	11.21					
	9:30								避難指示 (川越、谷住郷、川戸)
	9:40					1.50 以下			
	10:00	6,816							避難指示 (松川・川平・金田・渡津・江津)

時 刻		江の川			敬川	都治川	八戸川		体 制
		放流量	谷住郷	川平	敬川橋	都治	放流量	江尾橋	
	10:10	6,871 (最大)							
	12:30							1.69 以下	
	13:10					1.50			
	14:40		14.78 (最大)						
	15:20			13.79 (最大)					
	17:10					1.50 以下			
	19:10		12.02	11.90					
	22:00	1,907							
15 日	22:00		4.13	4.50					
	22:36								避難指示・勧告の解除 地区班解散

	谷住郷	川平	敬川	都治川	江尾
水防団待機水位	5.60m	6.30m	2.00m	1.30m	1.70m
はん濫注意水位	7.70m	8.40m	2.10m	2.30m	2.60m
避難判断水位	8.60m	9.20m	2.40m	—	2.80m
はん濫危険水位	9.20m	9.70m	2.70m	—	3.30m

令和3年8月豪雨

時 刻		江の川			敬川	都治川	八戸川		体 制
		放流量	谷住郷	川平	敬川橋	都治	放流量	江尾橋	
12 日	7:30						30		
	9:30						50		
	15:20	200							
	16:40	300							
	21:00								事前体制設置
	22:00								全地区班設置
13 日	6:50					1.50			
	7:30								全地区班解散
	7:40						103		
	8:00	500							
	8:30						152		
	9:50	1,000							
	10:50					1.50 以下			
	11:30	1,961							
	12:00	2,349							
	13:00	3,265							避難準備・高齢者等避難開始 (江津、金田、渡津、松川、川平 川越、市山、川戸、谷住郷) 地区班設置 (川越、谷住郷、市山、川戸、松川 川平、金田、本町、高浜、渡津)
	13:20		5.61						
	14:00	3,984							
	14:30			6.42					
	14:40		7.01						
	15:00	4,144							
	15:10	4,183							
	15:20		7.86						
	16:20			8.41					
	16:30								第1災害体制設置 避難指示 (川越、谷住郷、川戸)
	16:40		9.28						
	17:45								避難指示 (江津、金田、渡津、松川 川平、市山)
	18:10			9.72					
14 日	6:30	2,216							災害対策本部設置
	7:00	2,254							
	7:20						158		
	8:00	2,629					200	1.72	
	8:40					1.50			
	9:00	3,166							
	10:00	3,769							
	10:50		9.34	8.99					
	11:00	4,220							地区班設置 (長谷、跡市、有福温泉)
	12:00	4,640							
	13:00	4,934							
	14:00	5,082							

時 刻		江の川			敬川	都治川	八戸川		体 制
		放流量	谷住郷	川平	敬川橋	都治	放流量	江尾橋	
	14:20								緊急安全確保(川越)
	14:30						240.97		
	14:50	5,108 (最大)							
	16:00		12.85	12.03					緊急安全確保(川平) 地区班設置(都治)
	17:40							2.49	
	17:45								避難指示(市山)
	18:00	4,877	13.67	12.88					
	18:30								緊急安全確保(松川)
	19:00	4,738							
	20:00	4,680							
	20:30		14.02 (最大)				242.93 (最大)		
	20:50	4,655							
	21:30			13.4 (最大)					
	22:00	4,694							
	23:00	4,776							
15 日	0:00	4,860							
	1:00	4,860							
	2:00	4,811							
	2:30					1.50 以下			
	3:00	4,649							
	4:00	4,363							
	5:00	4,070							
	6:00	3,801							地区班解散 (都治、有福温泉、跡市、長谷)
	6:10							1.61	
	7:00	3,510							
	8:00	3,240							
	9:00	2,964							
	10:00	2,713							
	11:00	2,446							
	12:00	2,301							
	13:00	2,170							
	14:00	2,034							
	15:00	1,902							緊急安全確保解除 (川越、川平) 避難指示解除 (谷住郷、川戸、市山、 金田、江津、渡津)
	15:20								地区班解散(松川以外)
	16:00								緊急安全確保解除 (松川) 地区班解散(松川)
17 日	17:00								災害対策本部解散

	谷住郷	川平	敬川	都治川	江尾
水防団待機水位	5.60m	6.30m	2.00m	1.30m	1.70m
はん濫注意水位	7.70m	8.40m	2.10m	2.30m	2.60m
避難判断水位	8.60m	9.20m	2.40m	—	2.80m
はん濫危険水位	9.20m	9.70m	2.70m	—	3.30m

江津市水防計画

令和7年2月

〒695-8501

島根県江津市江津町 1016 番地 4

江津市総務課

TEL 0855-52-2501

FAX 0855-52-1380